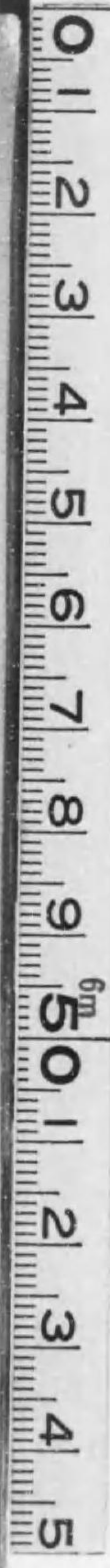


711
特501
272
有所權作著

209

高島易斷所本部編纂
吉凶速斷
二十八宿詳解

東京 神宮 館



始



有所權作著

高島易斷所本部編纂

吉速
斷
二十
八
宿詳解

東京

神宮



手内書卜問又云
三行

16.11.29 安禁

持501
272

東京 輔宮 齋

言凶 二十 國書 齋



高島易齋河本暗齋慕

77W19453

宿曜經の序

或人余に問て曰く、毗盧舍那の眞言宗には、宿曜を揀擇爲すこ、我亦嘗し聞く時日を拘執するは、則ち大聖釋迦牟尼如來の訶責し玉ふ所有りこ、未だ孰か是なる事を知らず、望らくは子揚推せよ、余か曰く斯の難問は至要なり、後來に益あらん、余實に寡識なりこ雖も、嘗試に之を論せん、夫れ如來の教法を設け玉ふに、顯教有り密教有り、顯教こは何そや、義趣顯彰にて測量し易きの謂ひなり、其乘は則ち二一區分し大乘小乘に岐別す、然れこも其要は世著を遏止して、法執を掃蕩なすに過さる耳、是故に星宿を仰觀て、時日を簡擇む事を親切に制斷し玉ふ、是れ你か曾て聞る所ならん、密教こは何そや理致隱密にて、輒く解會し難きの謂ひなり、其旨は則ち直に諸法に約め、其れ心なり

二十八宿詳解

宿曜經の序

一

こ識しむ、世諦の實を了するに、即ち是れ第一の義諦なり、形聲宛然
として、直に是れ法界なり、豈に外に向て眞性を求んや、是故に如來
は世間聲色の文字を加持して、直に法性不思議の眞言を爲し玉ふ、地
を擇て壇場を建て、日を簡て念誦す、下も香華藥艸飲食衣服に至るま
て、事に觸て進否有り物に歴て吉凶有り、復た諸の天宮に遊ひ修羅の
窟に入り、龍宮の門を開きおよひ乾闥金翅等の悉地を成する事有り、
譬は溝渠井池谿湖江河は、是れ皆一水なるか如し、若し大江の水を貴
て小渠の水を賤しまは、之を何と謂ふへきや、是れ顯教の機を窺窺す
る能はざる所なり、然らば則ち密教の法は、末世の劣器を爲すや、豈
然らざらんや、若し深利のもの之を聞く時は、則ち眞俗の本如なる事
を悟て、速に毗盧舍那の法界を證す、劣鈍の者之を修す時は、則ち災

障を銷し、宿業煩惱を滅す、況や復た顯教の機密教の人、皆宿植に因
れり、若し夙に善無き時は則ち敏捷の者こそ雖も、知解する事克はす、
苟も微因有る者は、魯鈍の者なりとも信受するに分有り、何ぞ下愚の
爲にせざる言んや、謹て後生に告ぐ、固執する事勿れ、偏執せば則
ち外道に同じ、掃蕩爲す事勿れ、掃へは顯宗に齊し、偏執せされは則
ち有に落ず、掃はざる時は則ち空に落ちず、有空一如ならば、則ち遮
情門と表徳門と不二の實義、阿字不生、中道法界なり、
遮情門とは淫祠を祭るより宿願を記する等
表徳門とは佛門に歸し廣大の智慧に感得し、遂に佛智を悟る等をいふ、此法界平等の心地に於て、無盡莊嚴藏
を開發する、是を兩部の蔓茶羅教と謂ふ、兩部とは金剛界胎藏界をいふ、吾か門の學者は
辨せずんばあるへからず、夫の印言を結誦して、口腹の資料をこし、吉
凶を議論して以て、衣食に充る營業的の徒の如きに至ては、日を同じ

て論せざる所なり、世に贗曆を傳て、之か眞説を失ふ事を嗟く事歳久し、茲に再三披閱爲すに原本善らず、拙解通し匡く、嘗て聞く洛北の高山寺に、吾祖空海和尚の請來傳寫の善本を藏むといふ、他日幸に彼の本を得ば、再ひ訂正を加ふ耳、

昔延寶八祀歲庚申に次る初商の吉日、瑜伽教を傳る沙門焉求子書す、因に云、原序は密宗の大意を論述しあるが故に、採て譯して本書の序文とす、

獨樂居士謹識

緒言

夫れ古今の事蹟を鑑るに、國家に治乱興廢有れば、時に無事太平を謳歌し、時に天變地殃また兵馬の難に毒しむ事有り、此等の起因は理數に據て來る處、頗る機密に屬し茲に詳述し難きゆゑ暫く措き、人事の上を按ずるに、一世の中には水火盜賊の難、また飛禍災横の難、或は六畜奴婢不調の難、財物資具損失の難等に罹る有り、此等の諸難に罹るに方て、各自に輕重有るゆゑ、佛教は之を因果應報の理と爲せり、試に世態を瞰望なせば、朝廷特殊の勳功者に神號を宣下し玉ふ有り、或は忠孝の名譽は永世に傳はり、其子孫の榮昌なる者有り、或は農商工技藝等を營む者も、善行を勗る者は家聲を輝し、其家連綿相續の者有り、此等を以て善因善果を知るべく、而るに不忠不義の者は、汚名を後世に遺して、微か縁故無き者も之を惡て、蛇蝎視すること有り、或は適を暴富を致せし者も、永續し難きを觀

れば、惡因惡果の廻り來るを以て徴すに足らん、其他一々枚舉に違あらざれども、其善惡の實蹟は、獨り予が知るのみに非ず、讀者も能く知悉の事にて、因果應報の理に洩る事なかるべし、凡そ今世の所業の善惡は、天稟の性が善なるゆゑ、誰も能く識別し自知爲す事を得ると雖も、凡夫の悲しさは、宿業に因て來る事を考慮能はざるなり、而るに佛敎に因て其理を推究せば、其因由を曉るに難からずと爲せり、偕人に富貴貧賤の等差有り、誰か富貴の榮を想はざる者あらんや、然れども厭ふ處の貧賤は多くして、富貴に生る者が蓋し鮮少き所以を攻究せば、即ち宿業の然らしむる事を覺知に到るべし、其經說種々あれども、茲に文殊菩薩の宿障經有り、其說き玉ふ處簡短にして、其意味甚深これを切蹉攻究なすこと年有り、抑も此經は天地間の事物の變動を網羅し玉ふゆる、國家の治亂興廢も、人事の禍福災祥の輪轉て來る所以も、悉く其占法有り、啻に禍福を知るのみに止らずして、

災厄を禳除道も、吉祥を受る道も共に完備す、佛菩薩は素より下界の衆生を救ふの誓願有るを以て、衆生は之を確信して其敎に従ふ而已、それ唯濫に之を信せよと勧誘るに非ず、予自ら天地の變化も禍福災祥も、實地に的中爲す處を認めたれば、此經の靈妙を是に於て確信し、此に由て洽く活用なさしめんと欲する處なり、其概要を擧れば、家穡の日常の瑣事を始として、結婚移徙家屋の修造等より、農家の種蒔栽培等、或は婦人の衣服裁縫等の雜事の得失に至る迄も詳説し玉ふ、且又經中の災厄を禳除等の修法は、密敎の秘密に屬せり、洵に貴賤貧富の論なく、萬民の缺くべからざる經と謂つべし、若し宿業の善からざる生年月日時凶なる者も、其敎に従て慎て進退し、若し宿業の幸ひ善き者も、此敎に従て進みなば、祖先の名聲を輝す事を得べし、猶將來の禍福災祥の來る、日時を知る事を得るゆゑ、其災厄を禳除て吉祥を享受て、遂に善惡因果應報の理を曉る者は、實に天眼通を得たる者に準しきなり、噫今世の快樂何者か之に過ん、予は佛敎の無量不可

思議を感得爲る、有宿縁の同感の士に、此經の應用を簡易に知らしめん事を、期圖む者也、

松濤庵主 獨樂居士 謹識

凡例

一 本書は二十八宿の所在、各宿の性情および所作等、また同宿を分て十二宮と稱し、其宮殿の位置并に人事に關係の深き所以等、又七曜星が各宿に應次の處に因て、天地間の萬物に變化起り、歳々の五穀百果の豊凶、天災地殃に属する風水旱害等の多少有無、また國家の治亂、人事の禍福災祥等に至る迄、宿曜經に占法が具備るか故に、經の全文を録して之に詳解を施し、謹譯して二十八宿詳解と題す、

一 經中の要領は附圖の甲乙の部を設け示し、其應用法は甲圖の第一輪中に二十八宿を布列し、毎年十二月の朔日に當る宿星を示す、又七曜星が四回配當せしは、第二輪の七曜が運行來り次る時に、尅し合ふ時ある、是陵逼を謂ふ、(逼は近づく也、音はヒヨク、而れども讀にくきゆえ、陵逼と訓す以下之に倣へ、

第二輪中に七曜を四回配當せしは、一ヶ月の運行を一目に知るを得、但し日曜の日字の處へ土曜の土字を併せたる有り、是れ二十八宿中の牛宿を除くゆゑ、二十七宿と成るに由る、

第三輪に朔日より三十日迄を録し、廿八日は朔日と併記し、廿九日は二日と併記し、三十日は三日と併記す、又其三十日間の下に南方凶、または東方凶等の文字有るは、是れ太白星が八方上下を運行日の吉凶を録し、凶方を避る爲である、

諸二十八宿中にて牛宿は除き用ふ、譬は本年三月朔日が胃宿に土曜が當る、漸々一周循環て、廿八日が再び胃宿に金曜が當り、廿九日は再び昴宿に土曜が當り、三十日は再び畢宿に日曜が運行て一ヶ月を交替す、以下之に倣へ、○潤月は其月の朔日の宿を用ひ、本月と準しと了解せよ、

又一輪中の○印は甘露日、○印は金剛峯日、●印は羅刹日の印しである、

又三輪中の○印は成就日、□印は晝不成就日、■印は不成就日、是等は甲圖中の應用の要領と知るべし、

一乙圖の第一輪中に二十七宿を布列しが、天度を百八足に分つ、故に一宿の所領が四足と定め、十二宮に分割ときは、一宮が九足宛と成る、譬は獅子宮は星宿が四足と、張宿が四足と、翼宿が一足併て九足、是即ち一宮と稱す、外輪に東西南北の方位を以て、宿星の位置を録してある、

第二輪は七曜星の一週を録してある、之を毎月朔日の宿の處にて、其月の七曜を合せ置、爾後一週毎に此輪を廻すべし、

第三輪は三十日間を録す、其月の朔日を其月の朔日の宿星の處へ廻して、一ヶ月の星宿を知るを得、是亦朔日に廿八日を併記し、二日に廿九日を記し、三十日に三日を併記す事、甲圖に準し、

第四輪の三九秘法は、命宿に榮宿、衰宿等の八宿を併て九宿と成る、次に業宿

に榮宿、衰宿等、是亦八宿を併て九宿と成る、其次に胎宿にまた榮宿、衰宿等の八宿を併せし九宿を以て、三九秘法と爲す、第五輪の六害宿の名が録してある、是れ各自の事業に就て、災害を享る時を知る、陵逼死活の奥藏を示したるもの知るべし、第一輪の二十七宿の名稱に、白字の十三宿は、是れ婦人が衣服裁縫に用ふる、吉日の印、黒字の十四宿は、衣服裁縫を始るに凶日の印、是亦一目に知らしめてある、

一本書は密教の修法に専用の經にて、是れ眞言宗は貴賤の祈禱を始る際、撰日等に用ふ、また經中に灌頂或は災禍禳除、或は道を修し、眞言呪唱念誦等の文等有り、又賊の字が所々に有るが、解は國事犯等をいふと録せしが、賊といふは佛教にてはソコナフと訓むの類なるがゆゑ、讀者は文字に拘泥すべからず、抑も此經は梵文を三藏不空が、唐の世の俗に慣ひ譯せし經ゆゑ、國に和し又蕃

に入る類、且又楞蒲の戲の如き事もあるが、天竺の俗を唐に寫したるもの、庶くは之を覽る者文を以て意を害する事勿れと、景風も經中に附釋せらる、讀者能く此意を了察せよ、

一本書は經の全文に訓譯を施したり、而して再び和譯を以て概ね詳解せしは、所謂蛇足の譏を免れずと雖も、漢文は婦女子が讀み慣はざるが故に、必要と認る文に詳解を附したのである、而るに我が方今の風俗に必要と認めざる事は、省略の處も多し、識者は之を咎め唯粗漏と見做し、濫に言を爲す事勿れ、又訓譯は勗て卑近の通俗に従ふ、本卷は素より文藝を論議の書に非されば、簡易に法を知らしむを旨とせしのみ、

一凡そ世人が厭ふ災禍を遁れ、好む處の吉祥を享る法、今に傳るを以て同感の士に示さんと欲して、從來拙著を公にせしが學者は書中の眼目を活用者に乏しき感有り、書は是れ奈何に懇切に辨明爲すとも、是唯其雛形に止るゆゑ、少し工

風を凝し、廣く活用あらん事を請ふ、

著者謹識

二十八宿詳解天之卷目次

- 宿曜經卷上……………一
- 序分定宿直品第一……………八
- 十二宮……………一四
- 宿名各月配置法……………三二
- 唐月建之圖……………三四
- 香僊仙人問……………三七
- 序宿直所生品第二……………三九
- 二十八宿七科分宿……………六九
- 序三九秘宿品第三……………七四
- 序七曜直品第四……………八二

○七曜方位……………九三

○秘密雜占品第五……………九七

○自身誕生日不知者占法……………一〇三

○甘露日○金剛峯日○羅刹日……………一〇五

○序黑白分品第六……………一〇八

○序日名善惡品第七……………一一〇

○宿曜經卷上了

二十八宿詳解天之卷目次終

二十八宿詳解地之卷目次

○宿曜經卷下……………一

○白黒月兩分……………一

○擇日、擇時法……………三

○日時擇例 附七曜早操圖……………四

○撰日應用法……………八

○白黒月所宜吉凶曆……………一三

○宿名各月配置法解釋……………二一

○香僊仙人問言解釋……………二四

○二十七宿所爲吉凶曆……………二六

○同七科分宿……………四〇

二十八宿詳解地之卷目次終

- 行動禁閉法……………四八
- 裁縫衣裳服用宿法……………五二
- 三九秘密法……………五五
- 同宿の所爲……………五七
- 七曜直日曆品第八……………六二
- 七曜直日與二十八宿合吉凶日曆……………七六
- 擇太白所在八方天上地下吉凶法……………八〇
- 宿曜經卷下了
- 七曜曆自寬政十一年至明治三十三年
- 以上

眞言 二十八宿詳解 天之卷
秘密

○宿曜經卷上

唐内供奉三藏沙門不空奉詔譯
弟子上都艸澤楊景風修註
日本傳瑜伽教沙門焉求子校正
末弟子東都優婆塞乾齊詳解

三藏以乾元二年翻出此本。端州司馬史瑤執受纂集。不能品序。使義繁狠忍學者難用。於是艸澤弟子楊景風親承三藏指揮。使爲修註。筆削已了。繕寫奉行。凡是門人各持一本。于時歲次玄標。時唐廣德之二年也。

此梵文の宿曜經は、唐の肅宗皇帝の詔を奉じて、三藏不空が翻譯したのである、三藏とは經律論の通達をせし特名ゆゑ、三藏といふは幾人もある、此譯者は

不空といふ僧あるが、儲乾元二年に此經の翻譯了たるを、端州の司馬史瑤が纂集しも、經の義が繁猥にて讀者も學ぶ事ができぬ、是に於て弟子の楊景風が親しく、三藏の指揮を承て筆削修正し、註文を加へし經を門人等か、一冊つゝ、持たといふは此經である、時に玄枵とは辰の歳の事にて、即ち年號は廣德二年なり、(我朝の天平寶字八年に當る)

文珠師利菩薩及諸僊所說吉凶時日善惡

此經の由來を窺ふに、文珠菩薩か香僊仙人を對告の上首として、曰く、我れ末世の衆生に現世の吉凶禍福を示して、過古の宿業を喻すに、各人の生年月日に因て、現在の貴賤貧富の苦樂、また災祥の起る所以を説き、其災殃を禳除法の教を垂れ玉ふ、故に密宗は此經を專用して、貴賤の祈禱の時に、擇日に用るが、現世の諸願成就の法は、密教に優る修法はあるまい、密教とは識者は已に知る如く、眞言宗の法をいふ、故に經の中に灌頂を受る日とか、災殃を禳除日等の事が往々説きある所以である、

抑も宿曜の宿とは、天象に現出する處の星辰の著名なるを二十八宿といひ、曜とは日月の精と火水木金土の五星を併て、七曜星と謂ふのである、此宿曜は下界の森羅萬象が一も感ぜざる物はない、殊に人類社會は其宿曜の氣を稟るが故に、宿は動ずして擁護し、曜は日月と具に、運行事輪環端なき如く、瞬時も止む間がなきに因て、人類社會に禍福災祥が輪廻て現出する、爾のみならず、歳の豊凶も變ぬのである、是に由て有宿縁の者は、此經の靈妙佛智の廣大を感得し、遂に佛道に入り菩提心を起して、佛門の奧蘊を曉る方便門である、固より無宿縁の者は、凡夫の淺識を以て推測して、濫に誹謗爲す者は、其味ひ知らざる所謂食はず嫌ひの徒である、予は無闇に無宿縁の者に、強て勸誘はせぬ、併し論より證據の社會なれば、天地間の事物の變動、および人類の禍福等に就て讀者が躬ら試験るがよいと思ふて居る、

儲昔日印度に仙術を學者が多く有て、山中に集會して、天文曆數を論議し、曜

宿の善悪吉凶を研究しつゝ、ありし時に、忽然文殊菩薩が現出れ、香仙僊人に宿曜の善悪か運行躔次處に因て、人受の災祥吉凶を詳説し玉ひ、惡宿惡曜の運行次るに方て、災害を避又禳法を具備るゆゑ、之を實驗して遂に仙術を自ら拋棄て、佛門に歸入したといふてある、

我邦にて此宿曜經を用ふる者は、前述の如く密宗が秘密にして用ふ、該宗の祈禱の修法たるや善事の正法と雖も、凶日に開白れば、其祈願が成就せぬ故に、擇日を爲す所以である、儲密教の修法は、自然の眞理が整頓したる事は、予が呶々に及ばぬが、社會の達識の士が多いゆゑ、若し方今の密宗の僧侶が往々還俗して、該貴重の教法を拋棄者あるを視て、疑念を抱く事もあらん、此故に微か所感を述て參考に供す、

夫れ密宗は宗祖以來戒律が嚴である故、勤のできぬ、精神腐敗の僧が修法は相傳を受るも、歲月を積累ぬる其修行の心抱ができぬ、最も諸人の心願に満足を與る事は覺束ない、之に由て自身の志願も亦然り、是れ其僧の父兄が方針を誤

りたるに因ると思慮して居る、何となれば往時の聖僧の履歷を看よ、民間より出たる僧も、躬ら發起の人である、また上流の貴人は、無常を感じて富貴の榮華を厭嫌し、金殿玉堂も羅綾錦繡の衣を棄て、綿服麻衣に草鞋をはき、素より妻子の愛情を割き、修行の功德を累積し聖僧ゆゑ、靈驗も著しく衆庶が崇敬せしのである、彼の破戒僧の如き自身に厭世したのでぞ、地方の風習で父兄か商工業者に爲すよりも、僧侶がよき位の考にて出家と爲すゆゑ、本人の渴望の業でない、其事情が纏綿して、心抱ができません、遂に還俗者もできる、また漸く宗規の學問を了て寺を持ては、すぐ破戒僧となる者該宗の僧のみに非らず、然りながら方今如説修行の某僧等の如き、宗規を確守する人もある、其元の身分の高卑に關らず、噫聖僧はいかにも鮮少よふに想ふ、

予は素より學者また僧でもなく元商估であるが、或時は神社に暫く奉仕して、神の祈禱法も知る、故に排佛した事がある、而るに感ずる處有て、懺悔して佛門に歸依し、數年間修行中にて、未だ其妙理を能く悟るに到らぬ、されども佛

の慈悲深きに縁り、宿縁到來を願ひ、些端緒を開發して、信仰は敢て怠らない、最も佛教は經卷多く論釋等巨多有るゆゑ、閱讀の暇もなし、殊に遲鈍無智であるから、道理の上より觀察せば、廣大無邊の教法の眞理を悟る事はできぬか、私に悟るのでなく佛智の不思議で、自然に感得するものゆゑ、其道に入れば面白き味ひが有る是を修行の徳と謂ふをらん、試に想へ世の技藝また職業を學ぶも、一朝夕に熟達はできぬが、既に巧者といはれる者は、猥に心は動かぬ、然れども生煮の中は、此業よりは何業がよい杯と他業を羨望の念が起る、而るに名人となる者は、初めより他を顧る暇なく、行住坐臥専念に工風を凝らし、後世の摸範に成る如し、是唯僧侶のみに止らぬ、學術技藝何を學者も亦然り、故に神道の祈禱も佛道の祈念の修法も、其眞理は異なる事をなきが如し、併し乍ら學易きものと(神道)其行ひ難きものと、(佛道)其撰擇は予が關する處に非ず、然れど苦節修行の功を積し人は、常人の疑ふ事も掌中を觀る如くに感通し、其觀念の妙味は、口にも筆にも盡し難く、所謂脱俗

の聖僧が祈念は、其靈驗を衆人が感得爲すも海にゆゑあるなり、次に宿曜に善惡ある事に就て、諭すべき必要がある、方今の時勢たるや、昔日の如く誰は司獄の家、誰は政治家といふに非らざれば、學術進達し専門學に入れば、法律を好む者判檢事と成て罪人を糺斷者もあり、また行政學を勵み政治を爲す者もある、是即ち司獄の職も行政の職も、共に良民保護の職である、宿曜に善宿曜と現出と、また惡宿曜と現るも此理に異ならぬ、唯是役目のみ、人の性善なりと雖も、宿業に因て父兄の名を汚辱むる、貪欲亂暴の者もある、其貪欲邪曲の所爲の者が適に法律の網目を遁るも、天道の照鑑を避る事はできぬ、此故に暴富も一代にて滅亡し、甚しきは一世の間に屢々禍災が踵來る者は、冥々中に惡宿曜が罰する處、或は吉祥累來て富貴に進む者は、善宿曜が擁護し賞賜を降すに因る、其自然の宿業は此經にて一目に知るを得、生年月日の宿曜の惡しき者は、一層身を慎重て其災時におよび禳除法を修せば、免る事を得るのである、宿曜に善惡あれども、是皆菩薩の化身なる故、内心を原れば大慈悲心にして、彼を

罰し是を賞する差別はないのである、最も晝夜の別なく擁護し玉ふも、自暴自棄して災害を受ける者は、所謂無宿縁の者は度し難し、而るに有宿縁の者は、此經に因て災祥を前知して、災害を禮避け吉祥を求め、現世を快樂に過る事ができる、幸に有宿縁の者が佛道を信じて、災祥禍福を知らしめ玉ふ處の、佛菩薩の大慈悲を同感の人に紹介する耳、

序分定宿直品第一。

天地初建、寒暑之精化爲日月、烏兔抗衡、生成萬物、分宿設宮、管標群品、日理陽位、從星宿順行、取張翼軫角亢氏房心尾箕斗牛女等一十三宿、迄至虛宿之家、恰當子地之中、分爲六宮也、但日月天子俱以五星、臣佐而日光焰猛、物類相感、以陽獸師子爲宮神也、月光清涼而物類相感、以陰蟲巨蟹爲宮神也、又日性剛義、月性柔惠、義以濟下、惠以及臣、而日月亦各以神宮均賜五星以

速至遲、即辰星太白、熒惑歲鎮、排爲次第、行度緩急於斯彰焉、凡十二宮、即七曜之躔、次歷示禍福、經緯災祥、又諸宮各有神形、以彰宮之象也、又一宮配管列宿九足而一切庶類相感、月廣五十五由旬、得繫命以求吉凶、大體屬於日月、日廣五十一由旬、風精太白、廣十由旬、空精歲星、廣九由旬、月精精辰宿、廣八由旬、火精熒惑、廣七由旬、日精土星、廣六由旬、星最小者、一俱虛舍、日宮下面、玻璃之寶、火精之質也、溫舒能照萬物、月宮下面、瑠璃之寶、清涼能照萬物、日月諸曜、衆生業置於空中、乘風而止、當須彌之半、踰健陀羅之上、運行於二十七宿十二宮焉、宮宿之分、今具說之、更爲圖書耳、

分定宿直品とは、二十八宿の宮城が天の八方に在る事を説き、各星が下界を守護し、其宮城の位置および所作等を、第一のはじめに説きたものである、

經の首めに云く、天地が初て建ちし時、巳に寒暑がありしゆえ、寒暑は日月のなき先にあると云てある、其精が化して日月となりし事をいひ、月の中に彼の鳥と兎が抗衡して居る様に見へる、夫より萬物が漸々に生成した、而して天象に星辰が澤山ある其中に、著名の星辰が二十八宿にて各宮殿を構ふ、群品を管標と謂ひ、萬物を管轄し、標とは目印を附たる如くに、各宿が擔當守護なす事である、日は日輪にて太陽といひ陽位にて、星宿に從て順に運行る、二十八宿の名稱は、張宿、翼宿、軫宿、角宿、亢宿、氏宿、房宿、心宿、尾宿、箕宿、斗宿、女宿等の十三宿は、是即ち日天子の陽位が管轄して、此諸星を統治せり、其十三宿は、順行して虚宿の半に至る、此諸星を分て六宮と爲す、柳宿、鬼宿、井宿、參宿、觜宿、畢宿、昴宿、胃宿、婁宿、奎宿、壁宿、室宿、危宿等の十三宿を分て、月天子の陰位が管轄して、此十三宿は逆行して虚宿の半に至るを統轄なす處である、附圖を參看るべし、是亦分て六宮と爲す故に、二十七宿を分て十二宮の宮殿がある、而るに日月の天子は、俱に五星を以て臣佐と爲す、

五星とは木火土金水の五行星をいふ、又五星の水曜を辰星といひ、金曜を太白といひ、火曜を熒惑といひ、木曜を歲星といひ、土曜を鎮星といふ、此五行星が臣佐と成て附從して常に運行り、二十七宿が十二宮の布列である處を過ぐ、其毎日七曜が躡次る處に由て、下界の萬物庶類に變化がある、其時に人類に盛衰が起り禍福災祥を受る事を、災祥を經緯すとある、經とは七曜が西へ運行が經にて、緯とは横へ運行する時を緯と云、吉凶は日月に属すが故に、七曜の大き示し玉ふを看よ、月の廣さが五十由旬、日の廣さは五十一由旬、風精の太白曜の廣さ十由旬、空精の歲星曜の廣さ九由旬、月精の辰星曜廣さ八由旬、火精の熒惑曜廣さ七由旬、日精の土星曜廣さ六由旬にて、星の最小なる者は一俱盧舍である、偕日光は焰猛にて即ち日の精は剛の義、月光は清涼にて月の精は柔惠の義、是れ陰陽の自然なるもの、共に下界の萬物を濟ひ惠み玉ふ、日月五星は諸の衆生の業をして、空中に置き風に乘じ止るとある、此七曜は萬物庶類を養育し玉ふ故、大きに尊敬せねばならぬ、

人類社會に關係の多き十二宮に、七曜星が纏次と謂て、其七曜が十二宮の領所を常に循環して、天より下界の萬民を統轄せる故、吾人が生る、時の宿曜を本命と名く、其本命の宿曜に相生と相尅が有る、宿と曜とが相尅し相戦ひ、また相生して和樂し玉ふ時に方て、禍福災祥が現出る、是れ自然の理である、亦七曜が本命宿に近くを陵犯といひ、犯し逼く時が災禍に遭のである、

夫れ天の周は三百六十度に區分爲すか、此經は天の周を一百八足に割付るゆゑ、此百八足の數は佛道に於ては、百八煩惱等の種々深遠の理が有れども、繁雜に渉るを以て茲に略す、今百八足の數を二十七宿に割附る時は、一宿が四足づゝ、にて之を十二宮に割る故、一宮が九足づゝと成る、是れ由て一宮の廣さは二宿と、次の領分が一足を併て一宮と爲す、猶附圖を視れば一目に知る、而して本命宿曜の氣を享る萬物及び人類に、日天子の統轄を受ると、月天子の統轄を受る處に因て、其本命宿曜に因て、盛衰浮沈等を觀察するのである、

猶七曜の運行事を述るが、此金星は風精太白と謂ひ、金星が運行は日輪より先

へ行る故に、朝は東方に現出れ見へ、また後る、時は夕に見ゆ、曉に現出るを曉の朝星といひ、西方に現はるを宵の明星と稱ふ、此金星を風精と爲す理由は、漢土は木火土金水の五行と爲せども、天竺(印度)は地水風空の四大を以て、金を風の中へ攝る、是れも一理有る義にて、金を堅固の物の惣名と爲すは、凡る物を堅くしむるが風力である、風が吹締る時は水も氷る等觀易き理、

是れ由て金星を風精と爲す所以である、

次に木曜は空精歳星なるが、木も和合のもの地と水と和合し、風を以て助るに由て木が生る、故に和合成と爲す、是を以て地水風空の四大と稱ふ、此空精の空がなき時は木が生ぬ、最も觀易き理である、

其次に水曜は月精の辰星なるが、常に太陽に近き故に肉眼では見難い、或は水精といふ説もあるが、月精と爲すがよい、月輪は水の根元にて、月の出には海水も増す、月の入る時は海水が減る等は、衆人が知る處である、また月夜に露が多く降る、是れ即ち水の根元たる證にて、月精を辰星といふのである、

其次に火曜は日精鎮星といふ土星である、一に土精に作るか、是は日精がよろしい、日輪の徳を以て下を照し、其徳に因て土徳と爲を、是れ日徳に因て土の働きを爲せる、最小の星辰である、是より十二宮の所作等を具に説き玉ふを看よ、

第一星四足張四足翼一足太陽位焉其神如獅子故名獅子宮
主加得財事○若人生屬此宮者法合足精神富貴孝順合掌握
軍旅之任也〔第一獅子宮〕

此獅子宮は是れ太陽の位にて、日天子の居城である、其神は獅子の如し、故に獅子宮と名く、此宮は官を加へ、財を得る事を主る、若し人生れて此宮に属する者は、精神よく富貴孝順である、また軍旅の任を掌るに適するをいふ、足とは満る也、得る也、以下之に倣へ、凡う天の度を百八足と分つ時は、二十七宿の一宿の領分が四足づ、故、星宿が四足、張宿が四足、翼宿が一足を併て九足と成る、此間を獅子宮といふ、此宮時候に配せは六月に當る、此月の朔日は日

輪が此宮の上を過ぐ、星は炎猛剛毅の勢ひと、猛獸獅子の勢ひとが同氣相感じて極暑と成る、此第一宮より以下六宿を陽位と爲す、太陽位とは日天子の根居城をいふ、

借一宮に六位といふがある、其六位が此經に缺てをる、一に姓、二に名、三に形、四に神、五に性、六に食の六位の具はらされば、經の眞意が解し難い、惜哉四位のみを翻譯してある、(此六位は諸事の判断するに必要があるゆゑ、次項の二十八宿の詳解の處には調て録してある)太陽位が性、日天子は神、獅子は形、食と性が分らぬ、密宗の教法は食の供物が明かに知ざる時は、祈念に困る、譬は人を招待爲すに其人の好嗜の物を撰ぬは不敬なるが如し、而して官を加へ、財を得とは日の占、精神よく富貴孝順は特性である、夫れ日輪は圓體にて缺く處がない、故に富貴といふ、日精なる故に精神がよい、また獅子は猛獸なるが孝順のもの、亦太陽は下界を照し萬物を生育せしむ、柔暖の時もあるが、嚴照の時は山河をも燬が如し、是れ獅子の猛勢を取て宮名と爲す所以である、

此宮を過る三十日間に生る者は、皆其氣を稟く、又軍旅の任を掌握すとは、是れ將官の位を備が有るをいふ、若し女が此宮に生る者は不吉とし、故に男が女宮に生る、者は不吉と爲す、

第二翼三足軫四足角二足辰星位焉其神如女故名女宮主妻妾婦人之事○若人生屬此宮者法合難得心腹多男女足錢財高識故合掌宮房之任(第二女宮)

此女宮は翼宿が三足、軫宿が四足、角宿が二足にて九足となる、是れ辰星位にて其神女軀の如し、故に女宮と名く、此宮は妻妾婦人を主る、若し人生れて此宮に屬す者は、心腹を得難い、男女多し、錢財足る、また宮房の任を掌るものである、
時候は七月に當る、辰星が太陽の所領を儲ひ居る、辰星は水星である、七月は能く水が澄む時故、井戸の掃除し井戸替す、時も朝夕冷氣を感じるは、是れ水星が位爲すに因る、神形は女が二人向合並居る姿ゆる女宮といふ、女は陰である

から時候の暑氣も稍衰ふれども、意地悪く暑さのは、是れ女宮の性が司る自然である、妻妾婦人は是れ日の占、此宮の本命に生る女子は吉と爲す、心腹を得難いとは、女子の心は動き定まらぬをいひ、或は心の知れにくい者といふ、若し男子が此宮の本命の者は、何となく心の中を明さず、腹の知れ悪き者がある、男女足るは子供多き事をいふ、是皆宮質に因る、又錢財足るとは女は子を産む如く財も富ます、また宮房の任を掌るとは、官女老女等の人柄、男子は女官掛等の役を司る者である、

第三角一足亢四足氏三足太白位焉其神如秤故名秤宮主寶庫之事○若人生屬此宮者法合心直平正信敬多財合掌庫藏之任(第三秤宮)

此秤宮は角宿が一足、亢宿が四足、氏宿が三足で九足となる、是れ太白位し、其神秤の形ゆる、秤宮と名く、此宮は寶庫を主る、若し人生れて此宮に屬す者は、心直平正にて信敬なるが故に、財が多く、また庫藏の任を掌る者である、

時候は八月に當る、其時は晝夜等分の時で、寒暑も平等である故、恰も秤に掛
た様である、二月は白羊宮といふ、此宮も本宮に準じ、二月は陰位であるから
時候も陰が勝つ、而るに本宮は陽位にて時候も陽が勝てをる、故に秤宮は陰と
陽と平均である、儲此宮は牛宿に當て日徳を司る、君子の徳を備て平等である
故、秤宮といふ、此本命の者は人が能きに順才有て、寶庫を主るとは日の占、
心直平正とは秤の直に能く似て居る、信敬とは秤か輕重を示すが如く、人に信
を取易きをいふ、財が多きも秤を以て謂ふ、最吉の生の人である、然るに惡曜
が犯す時は、善の反にて頗る悪い、併し善曜に係る時は大に宜し、又此二八月
の頃は天候も風位も定らぬ時なるは、太白星が位す(金星)るに因る、天竺の曆
は風星と爲す、故に秋八月は大風が吹く事が多きは、是れ宮性の然らしむる處
である、また庫藏の鍵を掌るとは、鍵を預る者正直の人を撰むが如し、此本命
の者は清廉ゆゑ、其任に適ふのである、

第四氏一足房四足心四足熒惑位焉其神如蝎故名蝎宮主多

病剋禁分之事○若人生屬此宮者法合饒病薄相惡心事妬忌
合掌病患之任(第四氏宮)

此蝎宮は氏宿が一足、房宿が四足、心宿が四足で九足となる、是れ熒惑の位、
其神蝎の形ゆゑ蝎宮と名く、禁病剋身を主る、若し人生れて此宮に属す者は、
多病薄相にて惡心妬忌といふ、故に病患の任を掌る者である、
時候は九月に當る、蝎は海中に生ずる毒虫にて、海老に似た虫である、且つ熒
惑の火星ゆゑ火も火毒が有て、物を燒燼の強力を持つものである、九月は陰氣か
地上に現出る肅殺の時節である、其月始は氏宮の氣を受けて替らぬが、中旬以後
は毒氣發て十月に至て病に罹る、是れ猛惡の蝎に火星の火を添て、蝎毒を増長
爲すのである、此毒有る故に反て善き事があるは、彼劇毒藥の疾病を治効に準
しい、故に禁病と剋身といふは、蝎毒が反て病を禁し、且又其毒なるを以て身
を剋すといふ、若し人生れて多病薄相惡心妬忌とは、人の受る處の占である、
又蝎毒に因て多病なり、薄相は姿の賤しき醜相にはなく、やつくしき病相を

いふ、悪心嫉忌は此宮か水と火と感じ戦ひ悪心を起し易い、其性が疾病に委し
き故、醫者か看護人の任を司るといふのである、

第五尾四足箕四足斗一足歳星位焉其神如弓故名號弓宮主
喜慶得財之事○若人生屬此宮者法合多計策足心謀合掌將
相之任〔第五弓宮〕

此弓宮は尾宿が四足、箕宿が四足、斗宿が一足で九足となる、歳星が位し、其
神弓の形ゆへ弓宮と名く、喜慶得財を主る、若し人生れて此宮に屬せ者は、計
策多く心謀足る、故に將相の任を掌るといふ、
時候は十月に當る、神形は弓に矢をつかへし様ゆる弓宮と稱す、歳星は木星で
ある、時は陰氣増長し陽盡き水氣騰るゆる、喜慶得財を主るといふ、また弓は
芽出度もの勝利を得る具、而るに物を殺すを以て殺氣強し、其時は木葉の散落
の期にて物取り陰氣が増長する故である、弓は物を狙ひ射るゆへ財を得る、俗

語に射利といふも茲に因るならん、世の計策も狙を附る心謀がある故、工風し
て難事も能く纏む、智謀は居ながら千里の外に事を成就せしむるゆる、將相の
任に適ふといふ、若し此宮に女子が生れは不吉と爲す、

第六斗三足女四足虚二足鎮星位焉其神如摩羯故名摩羯宮
主鬪諍之事○若人生屬此宮者法合心巖五逆不敬妻合掌刑
殺之任。摩、一ニ作レ磨也、〔第六摩羯宮〕

右已上六位總屬太陽分已下六位總太陰分。

此磨羯宮は斗宿が三足、女宿が四足、虚宿が二足で九足となる、鎮星位し、其
神磨羯の形ゆる磨羯宮と名く、鬪諍を主る、若し人生れて此宮に屬せば、心巖
く五逆にて妻子を敬せず、故に刑殺の任を掌る者がある、以上六宮は總て太陽
位の統轄の分に屬せり、
時候は十一月に當る、磨羯は水中に住む生物ゆる、陽物にて勢ひ強し、之に由

て鬪諍を主る、密宗の曼多羅は頭大の魚の圖が描てある、心蠱く五逆は人の受る占、總て悪心有て蠱きは磨羯に似たり、五逆は形容にて父を誡め母を誡め僧を耻しむ等の事をいふ、

且つ刑殺を掌るとは、あらくしきを好むかゆるに、獄吏となる者あるべし、

第七壺二足危四足室三足鎮星位焉其神如餅故名餅宮主勝疆之事○若人生屬此宮者法合好行忠信足學問富饒合掌學館之任〔第七瓶宮〕

此瓶宮は虚宿が二足、危宿が四足、室宿が三足で九足となる、鎮星が位し、其神の形は瓶ゆる、瓶宮と名く、勝疆の事を主る、若し人生れて此宮に属す者は、信を行ふを好み學問が足る、故に富貴といふ、因て學鎮の任を掌るべし、時候は十二月に當る、神の形は花瓶といふ、鎮星は土星と稱す、此時は草木の勢力は皆土中に収る節である、此花瓶は密宗の秘法、灌頂を修す時に用ふる法

器である、其中に水を入れて其水を天子の頭に灌けは、即ち輪王の位に昇ると稱ふ、國中の萬民も財寶も皆天子の所有なるが如し、之に由て四海の民を掌握爲すと感じ玉ふ、凡夫も灌頂を受けば、即時に菩薩の位に進むといふ教法である、儲此宮の本命の者は、勝疆の事を主る、また人事は忠信にて信を行ふを好む、又學問に秀るは、此瓶は智水を収むるを以ていふ、故に此本命の者は己が身分相應に、貨財を運轉爲せども、保持ことはできぬ、瓶の器たるや水を収るも屢出すに因る、學鎮の任とは達學者となるか故である、若し學問なきも學鎮の任を得る者かある故、學業を研く者能く發達すといふ、

第八室一足壁四足奎四足歲星位焉其神如魚故名魚宮主加官受職之事○若人生屬此宮者法合作將相無失脫有學問富貴忠直合掌吏相之任〔第八魚宮〕

此魚宮は室宿か一足、壁宿か四足、奎宿か四足で九足となる、歲星が位し、神

の形か魚ゆる魚宮と名く、官を加へ職を益するを主る、若し人生れて此宮に屬す者は、將相と作て失脱なく、學問有て貴勝忠直である、ゆるに史館の任を掌るといふ、

時候は正月に當る、神の形は魚か二尾と稱す、魚は水中に住み活動の物、此正月は極陰の月にて寒さか人も動く、また魚は祝物にて他國も之を用ふ、うして此經は正月十六日か第一日に當る、(經中に白月黒月の事を説を參看せよ) 是天に魚宮か有るを感じてならん、又魚は漸次出世の者にて、年々に名か替るゆる出世すと謂ひ、官を加へ職を益すといふ、將相とは魚の列を爲すを以て謂ひ、失脱なくとは魚は微物を取り食を以ていふ、富貴忠直とは魚は魚道といひ定る道を行くに因る、吏相の任は史館をいひ、是れ學校係りを務る者かある事をいふ、

第九斐四足。胃四足。昂一足。熒惑位焉。其神如羊。故名羊宮。主有景行之事。○若人生屬此宮者。法合多福德。長壽。又能忍辱合掌。

厨膳之任。(第九羊宮)

此羊宮は婁宿か四足、胃宿か四足、昂宿か一足で九足となる、熒惑か位し、其神の形羊ゆる羊宮と名く、人事を主る、若し人生れて此宮に屬す者は、福德多く病少く、長壽にて能く忍辱せる、また厨膳の任を掌るといふ、

時候は二月に當る、八月の秤宮と向ひ合ふ、十二月の寶瓶宮以下は陰の躰である、且つ次第に陽を加へ來る、瓶宮に攝して極陰の月とす、儲魚宮羊宮は陽を増なり、是れ陽か一分現出る處にて、羊は溫和の獸にて毛も柔かの物、此二月は陽を催す中間にて、陰に陽を和すゆる、日夜および寒暑も等分の時なれども冷氣である、其性は熱物にて外か柔に内か強く、濕を惡て乾を好む、外は陰内は陽か有て同氣相感するは、是れ火星か位せるに因る、又羊は人に飼育る者ゆる福德か多く、其人相應の福德か有る、少病長壽とは羊は身の用心深き故、少病長壽である、能く忍辱とは心抱強を以ていふ、厨膳の任とは唐土は羊を上食に用ふ、厨膳は料理の巧なるをいふ、此宮の二月は八月の宮に相對し、彼岸の

時である故暖氣となる、此時の天候に劇變あるは、羊の柔にて且つ正直なるを以て、事に觸るときは驚くに似たり、是れ柔質に火星か位し強柔相會ふゆゑ、天候も定らぬ時ゆゑ、舟乗の者は二月八月を忌む時である、

第十昴三足畢四足觜二足太白位焉其神如牛故名牛宮主四足畜牧之事。○若人生屬此宮者法合有福德足親友長壽得人貴敬合掌馬廐之任。(第十牛宮)

此牛宮は昴宿か三足、畢宿か四足、觜宿か二足で九足となる、太白か位し、其神の形牛ゆゑ牛宮と名く、四足の畜牧の事を主る、若し人生れて此宮に属す者は、口福多く、親友足る、長壽にて人の貴敬を得る、また廐牧の任を掌るといふ、

時候は三月に當る、此月は陽氣が地上に現出する時である、猪牛と羊と豕とは皆性の静かなる同性物と爲す、牛は大形もので力も強く、故に二月より三月か物

か能く成長する、牛は地精の陰物にて馬は陽物である、三月は大地の勢ひ地上に顯はるゆゑ、陰位の第四宮に配してある、此牛を以て占ふ事あり、易經にも牛を以て諭てある、牛は農家か飼ふに能くなる家と、悪くなる家かある、又佛經に大地の精氣の増長減少を説しを見る、井水も善くなる家と、悪しく成る家を見るか、此等は凡て其住者の徳に因て、地中の精氣か現出するは、此宮の關るか故である、また世界の氣も是に感じて、此月の天候は晴にも花曇といひ霞て見へる、是れ土徳を主るに因る、猪人生れて禍福とは異本に口徳といふ説かある、此福は衣食の福をいふ、今は食物の福と爲す、兎も角此本命の者は口果報かよろし、親友長壽足るとは、牛は同類に親しき故いふ、長壽とは牛の命は短きも、樂をせざるゆゑ長壽と稱ふ、人貴敬を得るとは、天竺は牛を貴ぶ、我邦も昔は天子の御車を率せられたるが如し、此等を以て其意を知る、此本命の者は人に貴はる、其姿容は寛容の處がある、

第十一觜二足參四足井三足辰星位焉其神如夫妻故名媼宮

主胎妊子孫之事。○若人生屬此宮者。法合多妻妾。得人愛敬。合掌戶鑰之任。(第十一夫妻宮)

此夫妻宮は背宿か二足、參宿か四足、井宿か三足で九足となる、辰星か位し、其神の形夫妻ゆるる夫妻宮と名く、子孫の事を主る、若し人生れて此宮に属せば妻妾多く、人の愛敬を得る故に、戸鑰の任を掌るといふ、時候は四月に當る、陽氣地上に現出る極陽の時である、神形は夫妻の姿なるが、夫婦が寄れば子を生む、其夫婦和睦ましく子孫相續の基である、妻妾多しとは陽氣の時にて、妻妾か多くある、人の愛敬とは夫婦睦まゆる愛敬といふ、戸鑰の任とは鍵の事にて内の取締が宜しい、家は睦しからされは納らぬ、また鍵を預る職掌となる者もある、

第十二井一足。鬼四足。柳四足。太陰位焉。其神如蟹。故名蟹宮。主官府。口舌之事。○若人生屬此宮者。法合惡性。欺誑。聰明而短命。

合掌刑獄訟之任。(第十二蟹宮)

此蟹宮は井宿か一足、鬼宿か四足、柳宿か四足で九足となる、是れ太陰の位月天子か居城である、其神の形蟹ゆるる蟹宮と名く、官府口舌を主る、若し人生れて此宮に属せば、惡性欺誑て聰明なるも不壽である、訴訟の任を掌るといふ、以上六宮は總て太陰の統轄分に属す、時候は五月に當る、太陽か近く過る時である、且つ太陰位し、是れ此宮のみを指ていふに非らず、總て西方の六宮をいふ、太陰とは月天子の居城をいふ、神の形か蟹は陰物ゆへ、此月に梅雨か有る、極陽月て反て陰氣か増長して降雨か多い、官府口舌とは公事訴訟をいふ、惡性欺誑とは蟹か横に歩み直に行ぬ、是れ人並の者でなく、左右へ自由に行も、物事を人と共にせぬ、惡性である、故に横へ行者は正直者でない、聰明は蟹の目が出張て居る故にいふ、人も學問して達識の者を聰明といふ、蟹は頭を下ぬ者氣が高くて世人に憎る、不壽とは蟹は短壽である、若し善曜善宿に誘るれば

長壽となる、惡曜惡宿に誘る者は短壽となる、横に匍ふは獄訟の任を掌る、司法の役人をいふならん、

又一説に曰く、蟹の横行なす者を、天宮の名稱と爲す所以たるや、其自由の歩行者、即ち百般の人事物件の経過(物は前進後退かある)を横より、則ち客觀的に觀て、冷然是非を監督するの天宮の慈悲を考察して稱ふもの乎、

○凡る十二宮の生れに属して、太陽曆と太陰曆との區別がある、太陽曆といふは、太陽が十二宮の上を一周を以て一年とし、是れ太陰には關らぬ、太陽の一宮を過る間を一月と爲す、十二宮を周るを一年とせる、また太陰曆とは節も中氣も共に論せざ、唯月の闇より闇の間を一月とす、是れ冬至より冬至に至る迄を、太陰曆の一年とし、此日數三百六十五日餘なり、また正月朔日より二月朔日迄を太陰の一月とす、今茲に述る處の十二宮は月の運行には關らぬ、日の運行の宮を過る度を斗る爲に、此宮を設たものである、故に科文に太陽曆を明すと立てある、其太陽曆を明に爲すに三に別つ、初に陽位を明かにして、此中別

て獅子宮を以て初めとなすのである、

上古白博又二月春分朔于時曜躔婁宿躔齊景正月中氣和庶物漸榮一切增長梵天歡喜命爲歲元

二三四一至于十二則天竺皆據白月十五日夜太陰所宿爲正月
月建辰爲二月則但呼三角心箕之月亦不論若建辰及正二三月也此東西二
之異義學者先宜曉之
今又一詳釋如左也

されば昔し爰に二月春分の朔日は、此時に婁宿か躔る、時に月は中して、氣は和し、好きときにて、庶物か漸く繁榮する、一切の庶物か增長爲すを、梵天王か歡喜ひ命て、歲元と爲すといふてある、

楊景風か曰く、唐は寅に建といひ、正月は寅の月を以て歲初と爲す、天竺は卯に建といひ、卯は二月に當るを歲首とせる、唐の令は皆正月二月三月を以て春分と爲して十二月に至る、天竺は皆白月十五日の夜、太陰の在る處の宿に據る

故に、卯に建すと呼ぶ角月とし、辰か建すと爲す、是は角宿、氏宿、心宿、箕宿の月を以て、正月二月三月と呼ぶ、東西の異なる義である、東とは唐をいひ、西とは天竺をいふ、學者は先之を曉らされは、此經の意か通せぬ、素より經は天竺で説きたる梵文を、唐にて翻譯せし事は、卷首に述たるゆゑ、己に知了せらるべし、左に毎月を釋したる處を看よ、(辰の字は日なり、時なり、子より亥に至る十二日をいふ、又房星なりと字書に載す)

- 角月 景風曰唐之二月也。斗建卯位之辰也。
- 氏月 景風曰唐之三月也。斗建辰位之辰也。
- 心月 景風曰唐之四月也。斗建巳位之辰也。
- 箕月 景風曰唐之五月也。斗建午位之辰也。
- 女月 景風曰唐之六月也。斗建未位之辰也。

- 室月 景風曰唐之七月也。斗建申位之辰也。
- 婁月 景風曰唐之八月也。斗建酉位之辰也。
- 昂月 景風曰唐之九月也。斗建戌位之辰也。
- 觜月 景風曰唐之十月也。斗建亥位之辰也。
- 鬼月 景風曰唐之十一月也。斗建子位之辰也。
- 星月 景風曰唐之十二月也。斗建丑位之辰也。
- 翼月 景風曰唐之正月也。斗建寅位之辰也。

新演如左。景風曰。梵本初翻。學言隱密。唐之迷惑不曉。其由非久。習致功。卒難行用。今請演舊爲新。取日月列爲立成之前。更爲月建十二辰圖。參以宮名會之。以宿次然後則曉然可觀。義理不隱。庶當代高才知此意也。

茲に景風か述るは、梵本を初て翻譯せしむの故、言を學ぶ隱密である、唐の者か迷惑せるは、其理由を曉らぬからである、久しく習て功を致すに非らされは行ひ用ひ難し、故に月建十二辰の圖に宮名を以て知らしむといふ事である、即ち次に其圖を掲ぐ、

唐月建之圖

此唐の月建の圖は、二十八宿を毎月毎日に配當して、一目に知らしむる爲である、月建といふは十二支を月に配する事にて、何の月に十二支の何か當るといふ事であるが、子を十一月とし、丑を十二月とし、寅を正月に配す、茲に述るは唐令をいふ、

毎十二月日數

十二	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	
一	虛	室	奎	胃	畢	參	鬼	星	翼	角	氏	心

十二日	井	參	觜	畢	昴	胃	婁	奎	壁	室	危
十一日	柳	鬼	井	參	昴	畢	婁	奎	壁	室	危
十日	張	星	柳	參	昴	畢	婁	奎	壁	室	危
九日	軫	翼	張	參	昴	畢	婁	奎	壁	室	危
八日	亢	角	軫	參	昴	畢	婁	奎	壁	室	危
七日	房	氏	亢	參	昴	畢	婁	奎	壁	室	危
六日	尾	心	房	參	昴	畢	婁	奎	壁	室	危
五日	斗	箕	尾	參	昴	畢	婁	奎	壁	室	危
四日	女	牛	斗	參	昴	畢	婁	奎	壁	室	危
三日	危	虛	女	參	昴	畢	婁	奎	壁	室	危
二日	壁	室	危	參	昴	畢	婁	奎	壁	室	危
一日	奎	胃	畢	參	昴	畢	婁	奎	壁	室	危

十三日	鬼星翼角氏心箕牛虛室奎胃
十四日	柳張軫亢房尾斗女危壁婁昂
十五日	星翼角氏心箕牛虛室奎胃畢
十六日	張軫亢房尾斗女危壁婁昂觜
十七日	翼角氏心箕牛虛室奎胃畢參
十八日	軫亢房尾斗女危壁婁昂觜井
十九日	角氏心箕牛虛室奎胃畢參鬼
二十日	亢房尾斗女危壁婁昂觜井柳
廿一日	氏心箕牛虛室奎胃畢參鬼星
廿二日	房尾斗女危壁婁昂觜井柳張
廿三日	心箕牛虛室奎胃畢參鬼星翼

廿四日	尾斗女危壁婁昂觜井柳張軫
廿五日	箕牛虛室奎胃畢參鬼星翼角
廿六日	斗女危壁婁昂觜井柳張軫亢
廿七日	牛虛室奎胃畢參鬼星翼角氏
廿八日	女危壁婁昂觜井柳張軫亢房
廿九日	虛室奎胃畢參鬼星翼角氏心
三十日	危壁婁昂觜井柳張軫亢房尾

億人問言。凡天道二十八宿。有關有狹。四足均分。則月行。或在前後。驗天與說。交互不同。宿直之宜如何。定得菩薩曰。凡月宿有三種合法。一者前合。二者隨合。三者竝合。知此三則宿直可知也。云何爲前合。奎婁胃昂畢觜六宿爲前合也。云何爲竝合。參井鬼柳。

星張翼軫角亢氏房十二宿爲竝合云何爲隨合心尾箕斗牛女
虛危室壁十宿爲隨合凡宿在月前月居宿後爲前合月在宿前
宿在月後如積隨母爲隨合宿月竝行爲竝合也

如下月在二宿東宿在月西則是宿
在三月前月在二宿後他皆倣此也

景風曰凡天象之法
法西爲前東爲後

頌曰

六宿未到名前合

十二宿月左右合

九宿如積隨從母

奎宿直應當知耳

香僊仙人か文珠菩薩に此頌の意を問て曰く、天道の二十八宿に其所領か闢き有
り狭きかある、一宿を四足づくと平均に分ては、月の運行に前後かある、而る
時は天と經とか差て同じからぬ、之を何にして定め得べきや、菩薩の對て云く、
凡る月と宿に三種の合法かある、一に前に合ひ、二に隨ひ合ふ、三に竝ひ合ふ、
此三を知れば宿か直を知るとの玉ふ、されは何なるを前に合ふと爲す、奎、婁、

胃、昴、畢、觜の六宿を前に合ふとし、また參、井、鬼、柳、星、張、翼、軫、
角、亢、氏、房の十二宿を竝ひ合ふと爲し、また心、尾、箕、斗、牛、女、虛、
危、室、壁の十宿を隨ひ合ふと爲す、〔附圖を參看せば一目知了すべし〕宿は月
の前に在り、月宿の後に居るを前に合ふとし、月は宿の前に有り、宿は月の後
に在て、積の母に隨ふ如くなるを隨ひ合ふと爲し、宿か月と竝ひ行を竝ひ合ふ
と爲すと説き玉ふのである、
景風か曰く、凡る天象の法は、西の方を前と爲し、東の方を後と爲す、月か宿
の東方に在り、宿か月の西方に在るは、是則ち宿は月の前に在り、月は宿の後
に在り、皆之に倣へと釋せらる、

序宿直所生品第二

此宿直所生品とは、二十八宿の各星の形体神名食、及び性の善惡、并に所爲等
を説き玉ふのである、

昴圖昴六星形如剃刀火神也姓其尼裴若食乳酪此宿直日宜

火作煎煮計算畜生合和酥藥作牛羊坊舍種蒔入宅伐逆除暴

剃頭並吉 若用裁衣必被火燒 ○此宿直生人法合念善多男

女勤學問有容儀性合慳澁足詞辨 景風曰中國天文七星主胡兵

不下與中國相符合者遺生疑惑今謂依中國天文一圖其星脚下發讀之者高明則心無味矣

昂宿は佛曆に名稱宿といふ、二十八宿に皆六位か備る、其六位とは名、形、神、

氏、食、性の六である、以下各宿の六位を以て諸事の判断をなす必要があるゆ

ゑ、其六位に注意せよ、

又外道の説は二十八宿を角宿より始め用ふ、佛曆は此昂宿を以て上首と爲す、

其理由は昂宿は吉祥の宿にて、最も高德の宿である、回々教は此宿を我邦の九

月に當て、我正月の如く互に賀といふ、此經は漢土の宿稱を用ひてある、

此宿は形ち剃刀に似てある、神は火神と稱し、性は其尼斐苦と稱す、食は乳酪

を好む、氏は火氏といひ、性は強柔といふ、是にて六位か整ふ、形の剃刀は我

國の如くならず、阿蘭陀製に似たるといふ、火神とは神の稱なり、經に昂は火

属の星とある、性は其尼斐苦といふ、食は乳酪にて好味の藥物である、性は剛

柔なり ○此宿の本名の者は身上か宜しい、所作は火を以て煮煎しの類かよろし、

是れ火神に因る、計算とは食物に因る、獸類を飼養し、蘇藥を和合とは、是皆

性の強柔に因る、牛羊房舎を造るは食に因る、種蒔に宜しきは、物の成長する

は火の力に因る、入宅は家を造るには、剛柔和合して成るか故である、是れ性

に因る、逆を伐ち暴を除くは、皆形の剃刀の毛を剃るより出るをいふ、

○此宿に生る者は、善を念じとは宿性等に出づ、寛柔にて面炎猛なるは、君子

の行ひにて此宿の特性である、男女足るとは和合を以ていふ、學問を勤むとは、

火星の主る人は能く上達するに因る、儀容とは儀は威儀にて容は容貌をいふ、

性の慳澁は火は物を乾し固むに由る、詞辨足るは吉祥宿を君子に取るに因る、

若し此宿日に日曜か周たる日に生る者は貴人と成る、譬賤民に得る時は氣性高

く、人に憎まるるも、身分相應の果報あるといふ、

畢圖畢五宿形如車。左閣左底神也。姓瞿曇。食鹿肉。此宿直日宜農桑種蒔修理田宅。通決溝渠。修橋道。作諸安久之事。不宜放債及出財。納穀米。若用裁衣。女多饒事務。○此宿直生人。法合多財產。足男女性聰明。好布施。有心路。省口語。心意不翻動。行步如牛。王有容儀。景風曰。中國天文畢星。主邊兵。西方之宿也。

畢宿は長育宿といふ、形は車の行か如し、神は鉢閣底と稱し、姓は瞿曇と稱す、食は鹿肉を好み、性は略稱の處に安住の宿と爲す、昴宿は日徳なるが故に國君の性有り、此宿は月徳を備る水天といふ○此宿に生る者は同君の性を具ふゆゑ、恰も天子と皇后との差の如し、此宿日は農桑種蒔また田宅の修理に宜しきは、長育宿を以て知るへし、溝渠を通決し、また橋道の修理によろしきは、此宿か安久の事を主るに因る、放債及び出財とは、放債は借財を返すこと、出財は金を貸し物品を買等に、財を出す事か凶しといふ、是れ浪費を誠しむのである、

また財産多しは長育宿ゆゑ、物を増長せしむる意をいふ、男女足るは子供か多きをいふ、性聰明とは、此宿の性が安重にて、安は安尉、重は嚴重をいふ、是れ即ち聰明と爲す、布施を好みは此宿月徳ゆゑ、月か露を降すに因る、心膽有るとは丈夫の心をいふ、口語を省き翻動せずとは、明徳を主る女性にて物敷を言す、心意も翻動かぬ人である、行歩こと牛王に似るとは、早く道を歩行ぬは月の運行に遅さか如く、また婦人の歩むは、牛の歩むに似て居るをいふ、容儀有るは國母の徳あるに因る、女性は凡て容貌か初て威儀か後と爲す、此本命に生る人は容貌美麗で沈靜ゆゑ、國の大夫となる徳かあるといふ、

觜圖觜三星形如鹿頭。月神也。姓婆羅墮。食鹿肉。此宿直日宜作舍屋。及造旌纛牀帳家具。入新宅。嫁娶沐浴。裝束。入壇祭星。曜除災害吉。此日裁衣必被鼠咬。○此宿生人。法合有名聞。景行。美容貌。心肚鎮淨。愛服藥。必得力。心口隱密。舉動不輕躁。爲人好法。

用愛禮儀

中國天文。衛三星。主軍之士。西方之宿也。

賓宿は鹿首宿といふ、名も食も鹿である、性は和善にて舎屋旌簾牀家具等を造り、新宅に入り、沐浴し裝束し、壇場に入り、星曜を祭り、災害を禳除等に宜しい、是皆此宿の鹿頭の意に因る○此宿に生る人は名聞景行とは、和善宿なるが故に名聞が有て、景行がよきは、字書に景は光なり、大なり、慕なりとあるを以て知るべし、姿容心肝とは、身の慎み心の慎みをいふ、心口隱密とは心に思ひ口に語るも麁粗しからず、故に舉動も輕躁でない、是れ女性の故である、人と爲り法を好み禮儀を用ふる人である、

參圖參一星形如額上點魯達羅神姓盧醜底邪那食血此宿直日宜求財及穿地賣乳酪煮酥壓油及諸剛猛之事若用裁衣終慎鼠厄○此宿生人法合猛惡梗戾嗜瞋合好口舌毒害心硬臨事不法

景風曰中國天文參卜星主將軍西方宿也

參宿は星の形額上の点の如し、神は魯達羅と稱し、姓は盧醜底耶那と稱す、食は血を食ふ、此宿直日は財を求め、及び地を穿ち、乳酪を賣り、蘇を煮、また油を押し、諸の強猛の事に宜しい○此宿に生れし者は、猛惡梗戾りて瞋を嗜しみ、口舌毒害を好む、心硬くして事に臨み怯まざる等は、此宿の好食の荒あらしきを以て、所作事も人に享る性質の猛惡を察するに足る、總て宿の猛性より出る處である、

井圖井二星形如屋楸日神也姓婆私瑟吒食酥餅此宿直日宜惠施貧窮必獲大果凡有所作必得成就又宜祭天宜嫁娶納財唯不宜合藥食若用裁衣必相分離○此宿生人法合錢財或有或無情愛聲名作人利官縱有官厄還得解脫受性饒病亦多男女高古義有急難若論景行稍似純直

景風曰中國天文井八星主天門南方之宿也

井宿は星の形ち屋楸の如し、又屋獄の如しといふ、性は婆私瑟吒と稱し、食は

蘇餅を好む、増財宿といふ、此宿日は貧窮に惠施に宜し、必ず大果を獲るは、此神日の徳を施すに因る、凡て所爲は増財の意にて諸事成就せり、又此宿は輕蹇宿或は名行宿と名く○此宿の本命の者は其性輕かるしき氣質にて、格段の取締なき人様に見ゆれども、増財と名行の徳あるに因て、災害を免る、故に縱令官厄有りとも還て解脫事を得、是れ日神なるが故に、蝕する事なれど蝕終れば何事も無きが如し、假令厄に遇ふも、後には無事なり、身の徳行は、格段の人に非ざるも、概ね安穩に暮す事は、是れ即ち本命宿の徳に因る、其他諸事に宜しきは、之を類推其意を了察あるべし、

鬼圖鬼三星形如餅、藥利訶駁撥底神也。姓謨闍邪那。食密鈔稻穀花及乳粥。此宿直日。宜作百事名譽長壽。若理王事及諸嚴飾之相。拜官昇位。入壇受鎮。學密法。吉。若用裁衣。有吉祥勝事。○此宿生人。法合分相端正。無邪僻。足心力。合多聞。有妻妾。豐饒財寶。

能檢校處分又親

景風曰。中國天文鬼五星。主官僚南方之宿也。

鬼宿は星の形ち瓶の如し、神は藥利訶駁撥底と稱し、熾盛宿と稱す、性は急速宿なり、食は蜜鈔稻穀花及び乳を好む、蜜鈔とは麥の粉を蜜にて煉たるをいふ、又鈔は乾糧なりとも云、此宿日は百事の所作に宜し、聲譽長壽を求むとは、名聲を輝し長命である、若し王事を理むとは陛下の輔佐と成るをいふ、嚴飾之相とは宰相に進むをいふ、官を拜し、位に昇るとは、皆立身をいふのである○此宿の本命の者は、相貌端正にして邪僻なく、心氣有は、人品能く曲りたる心なき事である、多聞とは、學識も廣く世間の事に明るさいふ、妻妾足り豊財云々は、妻妾睦まじく貨財も豊饒で、不自由を知らず、富貴の樂みある、よき生れの人である、檢考處分し、また親しむとは、世の百事を能く考へ處分して、まゝ人と親しむ者である、

柳圖柳六星形如蛇神也。姓曼陀羅邪。食蟒蛇肉。此宿直日。宜作

剛猛斷決伐逆除惡攻城破賊吞害天下若用裁衣後必遭失○
此宿生人法合輓眼饒睡性靈梗戾嗜瞋不伏人欺又好布施亦
好解脫耽著情事難得心腹

景風曰中國天文柳八星
主厨膳之任南方之宿也

柳宿は星の形ち蛇頭の如し、神は毗舌と稱し、姓は曼陀耶と稱す、食は蟒蛇の
肉を好む、性は梗戾宿にて、參宿と共に惡害宿である、また不觀宿といふ、此
宿日は剛猛の事を作し、斷決して逆を伐ち惡を除き、城を攻め賊軍を破り、天
下の害を吞に宜しい、此等の所作は、總て此宿の剛猛なるを以て其事を推知せ
よ○此宿の本命の者は輓眼にて睡る事が多し、また布施を好むとある、また心
腹得難しとは、侵奪を好み諸事に耽る者がある、稟性梗戾にて瞋を嗜み欺くと
雖も、又布施を好むは善にも強く、惡にも強き宿性をいふ、此宿の好食の物お
よび其性を考ふれば、柳宿の所爲は分明なるべし、

星圖星六星形如牆薄伽神也姓瞿必略邪那食六十日稻此宿

直日宜種蒔雜物不宜種五穀宜修宅舍祭祀先亡若用裁衣後
必損失○此宿生人法合愛諍競不能壓捺嗜瞋怒父母生存不
能孝養死後方崇饗追念足奴婢畜乘資產有名聞善知識亦多
惡知識一生之間好祈禱神廟

景風曰中國天文星七星
主衣服南方之宿也

星宿は星の形ち牆の如し、神は薄伽と稱し、土地宿と稱す薄伽は土神をいふ、
性は瞿必毗耶と稱す、食は六十日稻を好む、此宿日は雜物を蒔によろし、五穀
を種るに宜しい、宅舍を修繕し、先亡を祭祀に宜しとは、父母在世には孝養薄
く、没後に悔て先亡を祭る猛惡なりと雖も、後悔せる者多し○此宿の本命の者
は奴婢畜生資産足るとは、召仕を多く使用し、獸類も飼養せり、資産足るは、
貨財に富むをいふ、名聞善知識有りとは、學問も善き知識もあるか、惡き知識
も多し、善の反にて惡も強き者といふ、また一生の間は神を祀る事を好む人で
ある、

張圖張二星形如杵。婆藪神也。姓瞿那律邪。食乳粥。此宿直日。宜喜慶事。求女婚娶。修宅拜官。作新衣。受長密法。學道承仙。竝吉。若用裁衣。必被官奪。○此宿生人。法合足妻妾多。男女出語。愜人意。甚得人愛。少資財。智策亦不多。業合得人財。景風曰。中國天文。張六星南方之宿。

張宿は星の形ち杵の如し、神は婆藪と稱し、姓は瞿那律耶と稱す、前徳宿といふ、性は猛惡宿なれども、食は乳粥を好み、此宿日は喜慶の事に宜しい、女を求め婚娶し、宅を修繕し、官を拜す等竝に吉である○此宿の本命の者は、妻多く男女少しとは、妻は替る事有て、子供は少ない、また語謂ひ人意に愜ひ人の愛を得る、而るに資財は少なき者である、智策は有れども多業ならず、業は智恵有る程に盛に至らず、他人の財用を得るべしとは、他人の財を借入れて、一時を凌ぐ者の如し、能く猛惡宿を省察爲す事肝要である、此宿日の喜慶の事に宜しとは混する事勿れ、

翼圖翼二星形如跌。利邪摩神也。姓遏姪黎。食粟蘇。此宿直日。所作皆吉。宜田宅築牆穿漚。修農業種蒔。凡諸安久之事。竝吉。若用裁衣。後必更得。○此宿生人。法合愛騎乘鞍馬。駕馭車牛。布施喫用。觸處遊從。爲人穩口。語受性愛。音樂。景風曰。中國天文。翼二十二星。主府縣事。南方之宿也。

翼宿は星の形ち跣が如し、神は利耶摩と稱し、北徳星なり、安住宿にて、食は粟蘇を好み、此宿日は育つ處皆吉である、田宅を置き牆を築き、漚を穿ち、農業を修し、種蒔等の諸事安久の事に宜しとす○此宿の本命の者は鞍馬に乗騎を愛し、車牛を駕馭し、喫用を布施して遊從を好み、天性穩に口語ふ人にて、音樂を殊に愛したのしむ、是等は安住宿と、其好む食を以て推知せよ、

軫圖軫五星形如毗婆。恒利神也。姓跋蹉邪那。食乳粥。此宿直日。宜急速事。遠行外國。修理衣裳。學藝業。婚娶。開園圃。竝吉。○此宿

生人法合有諸寶物合遊歷州縣稟性嫉妬爲人少病能立功德
兼愛車乘景風曰中國天文軫四星主車乘騎南方之宿也

軫宿は星の形手の如し、神は婆毗怛利と稱し、性は跋踰耶那と稱す、食は乳粥を好み、性は急速宿にて、物事を爲すに風の如く疾ある、此宿日は急速の事に宜し、故に海外の國に行き、衣裳を修理し、藝業を學びまた婚娶し、園圃を開く事並に吉である○此宿の本命の者は諸の寶物の業とは、骨董商を營み、諸國に遊歴爲す人が功德を立つといふ、稟性妬む心有り、また性は裏である、病氣は少し、車乘を愛す事は、此宿の性等を能く推知すべし、

角圖角二星形如長幢瑟室利神也姓僧伽羅那那此宿直日宜嚴飾造衣裳寶物錦繡之事觀兵行軍祭祀天神賞賜將士並吉若用裁衣終當逃亡○此宿生人法合善經營饒六畜所作事多

合又手巧所作愜人情只合有二男

景風曰中國天文角二星主天門東方之宿也

角宿は星の形ち長布の如し、神は埵慧室利と稱し、性は僧伽羅那那と稱す、彩畫宿といひ喜樂天に属すといふ、食は蘇蜜香菜を好み、此宿日は嚴飾の事に宜し、故に衣裳寶物錦繡を造り、兵を觀又軍を行き、天神を祭祀し、將士に賞賜する等並に吉である○此宿の本命の者は經綸を善くし六畜に饒くして所作事多し、又手功の所作も人情に愜ふ、唯三男があるとは子供が三人ありといふ、凡て吉宿の所爲は、好食および宿性等を以て、能く推知爲すべし、

亢圖亢一星形如火珠風神也姓蘇那食大麥飯菜豆酥此宿直日宜調象馬又宜教擊鼓婚娶結交種蒔並吉若用裁衣後必得財○此宿生人法合統領頭首辨口詞能經營饒財物淨潔裝束愛喫用造功德足心力益家風景風曰中國天文亢四星主東方之宿也

亢宿は星の形ち火珠の如し、火珠とは寶珠をいふ、神は風神と稱し、姓は蘇那と稱す、性は善現宿と稱し、食は大麥飯、菘豆の蘇を好む、此宿日は馬を調ふに宜し、鼓を擊は音樂を習ふをいふ、婚娶し種蒔等並に吉である○此宿の本命の者は頭首を統領し、辨口能く財物を經營し、世事の處決を巧に爲す人である、裝束を淨め衣類を清潔に爲すをいふ、喫用を愛し功德を造り、心力足り家風を益す人なり、所作の凡ては宿、食等の善惡を以て、能く吉凶を推知すべし、

氏圖氏四星形如角因伽陀羅祇尼神也姓邏怛利食烏麻雜華此宿直日宜種蒔五穀果木酒不宜起動房舍車馬之事若用裁衣多逢親識○此宿生人法合有分相好供養天佛心性解事受性良善承君王優寵富饒財物利智足家口景風曰中國天文四底宿は星の形ち角の如し、神は因陀羅祇尼と稱し、善現宿にて火天に属すといふ、性は剛柔宿といひ、食は烏麻雜花を好む、此宿日は五穀果木を種蒔し、ま

た酒を醸すに宜し、舍屋また車馬を起し動に宜し○此宿の本命の者は、分相がある、天佛に供養を好み、心性能く事を解し、性を受る良善にて、君王の優寵を承く、財物富饒にして、智利れて家口に合とは、稟性よき思慮ある故、上の寵愛厚く利財の道にも長し、家を修め家族を育ふ事を得る者なり、或説に他の婦女に姪犯すと、躬ら身を修め慎まされば、災害嚴しく來る、此本命の者は二十七宿中にて、上々の人である宜しく立身出世を謀るべし、

房圖房四星形如帳布密多羅神也姓多羅毗邪食酒肉此宿直日宜交婚姻喜慶吉祥之事及受戒律入壇受灌頂修仙道昇位竝吉若用裁衣後必更裁○此宿生人法合有威德足男女饒錢財合快活紹本族榮家風景風曰中國天文房四星

房宿は星の形ち長布の如しといふ、神は蜜多羅と稱し、食は酒肉を好む、性は和善宿と稱す、此宿日は交りを結び、婚姻等の喜慶吉祥事に宜し○此宿の本

命の者は、威徳有て男女足る、錢財が豊饒である、快活も本族に超るとは、家聲が盛にして子供多く、財寶も饒く、其生活の度も、一門中に超優て家風榮る

心圖心三星形如階因陀羅神也。姓僧訖利底耶那。食粳米蔬乳。

此宿直日宜作王者所須事兼宜嚴服昇位登壇拜官試畜乘案

摩理身修功德吉不宜出財及放債若用裁衣必遭死亡盜賊○

此宿生人法合處族衆得愛敬承事君王多蒙禮推惡獎善運命

耳。景風曰。中國天文心三星主。

明堂布政東方之宿也。

心宿は星の形ち階の如し、神は因陀羅と稱し、帝釋天に属すといふ、姓は僧訖

利底耶那といひ、性は悪害宿と稱す、食は粳米蘇乳を好む、此宿日は君王の常

に用ひ玉ふ事を作すに宜し、また服を嚴り位に昇り、壇に登り、官を拜し、畜

類に乗試るに宜し、又按摩し身を治め功德を修むに並に吉である、また出財し

放債に宜しからずとは、出財は浪費を誠しめ、放債は此日に返債を爲す事を忌

むをいふ○此宿の本命の者は、族衆を處すに皆愛敬を得、君王に事を承けて禮

待を蒙る事もある、素より其身分に因るも能き本命なり、稟性惡を摧き善を獎

め、運命皆爲す所を得るといふ、是即ち宿徳なるべし、

尾圖尾二星形如師子頂毛你律神也。姓迦底那。食乳果花艸此

宿直日宜沐浴厭呪置宅種樹合藥散阿伽陀藥并入壇竝吉若

用裁衣必遭爛壞○此宿生人法合足衣食多庫藏性慳澁志惡

戾諍競合得外財力性愛花藥

景風曰。中國天文尾九星。

主後宮利東方之宿也。

尾宿は星の形獅子の頂毛の如し、神は尼律と稱し、姓は迦底耶那と稱す、根元

宿といふ、食は乳果花草を好む、此宿日は沐浴厭呪に宜し、沐浴は密宗の修法

の内なり、以下經中に在る處之に倣へ、宅を修繕し、樹木を種蒔に宜し、合藥

し、壇に入るは、是亦修法をいふ○此宿の本命の者は、衣食足る庫藏多し、性

は慳嗇して志し悪戻み闘競を嗜むと雖も、能く慎重心を要す、外に財力を得る、稟性花薬を愛する人である、宿性の好む處は、人また其性を受る斯の如し、能く所作及び食等を以て推知爲すべし、

箕圖箕四星形如牛歩水神也。姓婆邪尼。食瞿阿紺苦味。此宿直日宜穿地造舍開渠水種花藥修園圃醞酒醬吉。若用裁衣後必得病。○此宿生人法合遊涉江山經營利潤爲人耐辛苦立性好嬌逸婦女饒病愛酒。

景風曰。中國天文箕四星。主妬。東方之宿也。

箕宿は星の形ち牛の歩むが如し、又前魚といふ、水神にて水天に属すといふ、姓は刺婆耶と稱し、性は猛惡宿と稱す、食は尼瞿陀、甜苦を好む、尼瞿陀樹の皮汁ならん、此宿日は池を穿ち、窖を造り、渠を決き水を開くに宜し、又花薬を種る園圃を修し、酒漿を醞すに吉である○此宿の本命の者は江山を遊涉り、利潤を能く經營せりと、江山とは海河山嶽の有る諸國に行き、營業をして利を

得る、また辛苦に耐ふは辛抱よきをいふ、又嬌婦を娶て病多く、且又酒を愛する人である、總て所作は其神と性とに因る處多し、能く鑑むべし、

斗圖斗四星形如象步吡說神也。姓毗邪羅那。食密麩稻花。此宿直日宜著新衣及安久之事置庫藏修理園林造車乘營田宅寺宇作兵器竝吉。若用裁衣多得美味。○此宿生人法合愛鞍馬歷山林愛祈禱祀結交賢良多技能足錢財。

景風曰。中國天文斗六星。主江湖北方之宿也。

斗宿は星の形ち象が歩むか如し、神は吡說といひ水天に属すといふ、姓は鞞那羅といふ、性は雙魚宿といひ、又安住宿と稱す、食は蜜鈔稻花を好む、此宿日は新衣を着し、安久の事を爲すに宜し、藏庫を置き園林を修理し、車を造り、田宅を營み、寺宇を造り、兵器を作る等竝に吉である○此宿の本命の者は鞍馬を愛し、山林を遊歴し、祈禱祭祀を愛せり、また賢良に交際を爲し、技能多くして錢財を得る事が多い、此等凡ての所作は、宿性食等を以て推知すべし、

牛宿吉甚吉祥。其宿三星形如牛頭。風梵摩神也。姓奢拏那。食乳粥香花藥。○此宿生人法合福德所作不求。景風曰。案天竺牛宿直事。敬天以午時為吉祥之時也。瞿曇氏以歷年者。牛宿吉祥女圖術是也。今泥牛星。又與中國亦別。案中國天文。牛宿六星。開渠河。北方之宿也。○風梵恐是梵風。倒錯。日藏經。往檢。

牛宿は星の形ち牛頭の如し、吉祥宿と稱し、無容宿と翻す、神は風梵摩と稱せり、姓は奢拏耶といひ、食は乳粥香花を好む、經文に宿形并に箇數を脱す、此宿は無容と謂ひ日々の宿直に用ひず、毎日正午に配し正午に生る者は、此宿を本命と爲す説有り、此二十八宿の直日の交替は、午前に交る、喩は今日卯宿の日なれば、其日の午後より畢宿の直日とす、其理由は毎日正午を牛宿と爲す故、畢宿の交代の時となせり、經に云く、日月黑月品の菩薩の偈に、日中及び中夜以後通じて皆吉とある、又長行に凶惡の日も、日中以後は吉とある、午の尅に

吉凶交代爲るは、宿直か交代に因る、また此牛宿を二十八宿中より省き用ひざる事は、經釋に證言多しと雖も、繁雜に涉るが故に茲に畧す之を諒せよ、
 女圖女三星形如梨格毗藪幻神也。姓目揭連邪那。食新生酥及鳥。此宿直日宜爲公事置城邑立卿相發兵造戰具并學技能穿耳理髮案摩並吉。不宜初著新衣或因之致死。又不宜諍競若用裁衣必足病。○此宿生人法合足心力少病好布施守法律勤道業榮祖宗。景風曰。中國天文。女四星。主施府土。北方之宿也。

女宿は星の形ち梨格の如し、又麥粒に似るといふ、神は毗藪幻と稱し、姓は目揭連邪那と稱す、耳聰宿といひ性は輕操宿なり、食は新生酥及び鳥肉を好む、此宿直日は公事を爲すに宜し、城邑を置き卿相を立て、兵を發し戰具を造り、伎藝を學び、耳を穿ち髮を理む等吉である、また新衣を着るは甚た凶しく、死亡に至る者有り、且又兢爭の事を爲すも宜しくない○此宿の本命の者は力量多

し疾病少し、布施を好て法律を守る、道業を勤めて宗祖を崇むる人である、弘法大師も此宿に生れ玉ふ、

虚圖虚四星形如訶梨勒婆娑神也。姓婆私迦邪。食於大豆喻沙。和上云水乳煮如狀爲喻沙相也。此宿直日宜建急事。學問及沐浴。乞子法供養婆羅門置城邑營兵馬及初著新衣嚴飾冠帶。並吉。若用裁衣多得糧田。○此宿生人法合足穀多貯積長命富勝。蒙君王寵愛又好饗禱神廟終多快樂不合辛苦。景風曰。中國天文。虚二星。主宰相位。北方之宿也。

虚宿は星の形ち訶梨勒の如し、神は婆娑と稱し、姓は婆私迦邪と稱す、性は輕躁宿といふ、食は菰及び大豆喻沙を好む、喻沙は乳に水を和し煮たる物と譯せり、貪財宿とも稱ふ、此宿日は諸の急速事に宜し、學問及び沐浴乞子法を求む、

乞子は沙門の法なり、また城邑を置き兵を營み、新衣を着け衣冠嚴飾に並に吉である○此宿の本命の者は、穀食の貯積多し、長貴に勝れて君王の寵愛を蒙る、また神廟を祭饗を好む、身を修めて快樂み、また辛苦の事も能く堪る人である、危圖危一星形如花穩婆魯拏神也。姓丹荼耶。食羝羊肉。此宿直日宜合藥避病穿池種麻。商人出行納財造船醞酒竝吉。若用裁衣必遭毒厄。○此宿生人法合嗜酒耽嬉耐辛苦。心膽硬與人結交。必不久長無終始。又能處分事務解藥性多瞋。景風曰。中國天文。危三星。北方之宿也。 危宿は星の形ち花穗の如し、神は婆魯拏と稱し、姓は丹荼耶と稱す、百毒宿といひ、性は輕躁宿といふ、食は羝羊の肉を好む、羝羊は雄羊をいふ、此宿日は合藥し、疾病を避け、池を穿ち麻を種る、商人の出行に宜し、財を納め船を造り、酒を醞す等並に吉である○此宿の本命の者は、酒を嗜み嬉に耽る、また辛苦に耐へ、心膽硬く、人と交り結び久長終始を爲す事ができぬ、稟性瞋多く、

事を處分し、また藥醫方を了解するの性がある、婦人は再縁を爲す者がある、此宿の性食等を以て、人受の事も能く推知爲すべし、

室圖室二星形如車轆阿醯多陀難神也。姓闍邪。食一切肉。此宿直日宜爲剛猛事。勸逐罪人。捕姦捉非。若爲吉事不宜。若用裁衣必遭水厄。○此宿生人法合決猛惡性嗜瞋。愛劫奪能夜行不怕。處性輕躁毒害無慈悲。景風曰。中國天文。室二星。主宗廟。北方之宿也。

室宿は星の形ち車轆の如し、神は阿醯步陀と稱し、姓は陀羅闍耶尼と稱し、性は猛惡宿といひ、又賢跡宿といふ、食は一切の肉を好む、此宿日は剛猛の事に宜しき故、罪人を勸逐し、姦を捕へ逃るを捉ふ等並に吉である、其他の仁事に却て凶しきなり○此宿の本命の者は、猛決惡性にて瞋を嗜しむ、劫奪を愛し勝れて夜行を怕慮ない者ゆゑ、盜賊鬪争を爲す者有り、稟性輕躁にて穢毒者にて慈悲なき人である、此等總ての所作は宿性に因て推知すべし、

壁圖壁二星形如立竿。尼陀羅神也。姓瞿摩多羅。食大麥飯酥乳。此宿直日宜造城邑。婚娶永久長壽。增益吉慶。不宜南行。若用裁衣多得財物。○此宿生人法合承君王恩寵。爲性慎密。慳澀。有男女。愛供養天佛。亦好布施。不多愛習典教。景風曰。中國天文。壁二星。主圖書秘法。北方之宿也。

壁宿は星の形ち立竿の如し、神は尼陀羅と稱し、姓は瞿摩多羅といふ、雙賢跡宿にて梵天に屬し、性は安重宿と稱す、食は大麥飯酥乳を好む、此宿日は城邑を造り、婚娶に宜し、長壽增益を求むに吉である、また南方へ行は凶し○此宿の本命の者は君王の恩寵を承く、稟性慎密にて男女饒く、布施を愛し、典教を習學ふ人である、此等の所作は宿と性とを以て類推あるべし、

奎圖奎三十二星形如小艇。通涉神也。姓曼荼鼻耶。食肉及飯。此宿直日宜造倉庫及牛馬坊。校算畜牧醞酒。鎔糟冠帶出行。竝言。

若用裁衣必得審器。○此宿生人法合有祖父產業。及有經營得錢財。總合用盡。後更得之。事無終始。為性好布施。亦細澁業。合遊蕩足法用。慕善人。作貴勝律儀之事。無終始。賞男女愛教學典教。

景風曰。中國天文奎十六星。主武西方之宿也。

奎宿の星は形ち小艇の如し、神は逋涉と稱し、姓は曼荼鼻耶と稱す、流瀆宿と稱ふ、性は和善宿と稱す、食は肉飴を好む、此宿日は倉庫及び牛馬の房舎を造り、畜生を校算に宜しい又酒を醴ひ蘇を融あけ、冠帶出行等も並に吉である。○此宿の本命の人は、父祖の産業を有ち、また自ら經營の錢財を得たりしが、摠合用ひ盡して後ち更に取返し得る事ある、稟性布施の業を好む、また細澁の業を爲し、或は遊蕩を爲す、而れども法用足り、善人を慕ひ貴勝律儀の事を作すに終始がないまた男女も六畜も多し、また教典を能く學び明らむ人である、此等總ての所作は、是皆宿性に因る處なり、世人に就て試むべし、

婁圖婁三星形如馬頭乾闥婆神也。姓說邪尼。食烏麻雜菜。此宿直日宜爲急速之事。合和服藥。內牛馬吉。若用裁衣必增益衣服。

○此宿生人法合多技能少疾病好解醫方性勤公務稟志慎密。景風曰。中國天文婁二星。主棟苑西方之宿也。

婁宿は星の形ち馬頭の如し、神は乾闥婆と稱し、阿說耶尼耶と稱す、馬師宿といひ、性急速宿といふ、食は烏麻雜菜を好む、此宿日は急速の事を爲すに宜し、藥を服し牛馬を調ふに吉である。○此宿の本命の者は技能多く疾病少し、妙に醫方を解し、また布施を好む、田疇多く僕從を多く使ふ、また君子に事ふる人なり、天性公務を勤める志を稟く、最も慎密の人である、此等の所爲たるや、皆宿性の然らしむる處なるべし、

胃圖胃三星形如三角闍摩神也。姓婆栗及婆。食烏麻稻米。密肉。此宿直日宜爲公事及王侯修善事並吉。用剛猛伐逆取叛除凶。

去姦非竝吉。若用裁衣必損減資福。○此宿生人合膽硬惡性靈。耽酒嗜肉愛驅策劫奪彊暴稟志輕躁足怨敵饒男女多僕從。景
日。中國天文胃三星形如角。主兵軍西方之宿也。

胃宿は星の形ち三角の如し、神は閻摩と稱し、性は婆榮笈婆と稱す、長息宿といひ、性は猛惡宿といふ、食は烏麻米蜜を好む、此宿日は王者か善を修す事に宜し、また剛猛の事に宜し、逆を伐ち叛を取り、兇徒を除き、姦物を去る竝に吉である。○此宿の本命の者は、心膽硬く稟性悪く、酒に耽り肉を嗜む、誑妄劫奪強暴を作す事を愛し、志を稟く輕躁怨讎多し、男女饒く、また僕従も多きなり、此等の所作は是亦宿性に因る、唯其好食耳を以て、一概に斷する事勿れ、能く星形及び性等の剛猛なる事等を以て、推知なすが肝要である。○此處に掲る二十八宿を、次項に於て類似の宿性を七科に分て、所作等を説玉ひ記憶に便ならしむるためである、

凡畢翼斗壁爲安重宿。此等直日宜造宮殿伽藍館宇寺舍。種時修園林貯納倉庫收積穀米結交朋友婚姻策命時相造家具設學供養入道場及安穩并就師長入壇受灌頂法造久長之事。竝吉唯不宜遠行索債學保進路造酒刺頭剪甲博戲。若此宿生人法合安重威肅正福德有大名聞。

凡畢宿、翼宿、斗宿、壁宿の四宿を安住宿と爲す、此經は前に述る如く同性の宿を、七科に併て説たのである、宿安住とは安は安寧の義、住は沈の義にて、是れ輕操急速の二宿に對したる義である、此直日の所作は、宮殿伽藍等を造る事を首として、諸の久長の事に宜しい、策命とは天子より命令の書札をいふ、時相とは當時の宰相をいひ、充保とは保障にて、陣營城廓等の寇敵を防ぐ爲である、充は居と訓む、是れ据へ置く義である、博戲の如きは宜しくないといふ誠しめあるか、素より身を慎む者が所爲に非らざれば、予の如き甚た

之を厭嫌せり、

此經を學者堅く慎むべき事である、又經に安重に作るか安住がよろし○若し此宿に生る人は、安住にて威肅に福德備り、大に名聞を得るべし、

凡そ贅宿、奎宿の二宿は、和善宿と爲す、和善とは温良の義にして、惡害猛獍の二宿に對する義である、此和善の宿日は、聞學伎藝の門に入り、眞言を習ひ、齋戒を結ふとは、是れ密宗の修法をいふ、また吉祥の事喜慶の婚姻等並に吉である○若し此宿の本命に生る者は、柔和にて温良の人で、聰明なるが故に教典を愛す人である、

凡そ贅宿、奎宿の二宿は、和善宿と爲す、和善とは温良の義にして、惡害猛獍の二宿に對する義である、此和善の宿日は、聞學伎藝の門に入り、眞言を習ひ、齋戒を結ふとは、是れ密宗の修法をいふ、また吉祥の事喜慶の婚姻等並に吉である○若し此宿の本命に生る者は、柔和にて温良の人で、聰明なるが故に教典を愛す人である、

凡そ參宿、柳宿、心宿、尾宿の四宿は、惡害宿と爲す、此宿日は城を圍ふ陣營を斫り、兵を徴し賊徒を畧す等に宜し○若し此宿の本命に生る人は、慘毒剛猛悪性〔災字恐誤又云災者火歟。〕

凡そ參宿、柳宿、心宿、尾宿の四宿は、惡害宿と爲す、此宿日は城を圍ふ陣營を斫り、兵を徴し賊徒を畧す等に宜し○若し此宿の本命に生る人は、慘毒剛猛悪性である故、總て軍事に應ずる事に宜しきを説き玉ふ、此毒害宿は和善宿の反なりと知るべし、

凡そ鬼軫、婁爲、急速宿此等宿、直日宜放債貨錢買賣交關進路出行調六畜習乘鷹鷄設齋行道入學受業服藥入道場受灌頂市買竝吉○此宿生人法合剛猛而捷疾有筋力

此鬼宿、軫宿、婁宿の三宿は、急速宿と爲す、此宿日は放債貨を貸し、買賣交關とは商人が物品を仕入し、また貿易販賣等に旅行に宜し、また習乗とは、獸

類を乗り習ふ事、また鷹狗を習す等に宜し、又齋を設け道を行ひ、入學業を受
け道場に入る等の密宗の修法を行ふにも竝に吉である○若し此宿の本命に生る
人は、皆剛健にて捷疾の筋ある人といふ、

凡星張箕室爲猛惡宿此等宿直日宜守路設險劫掠相攻博蒲
博戲造兵謀斷決囚徒放藥行酪射獵祭天祀神承兵威竝吉○
此宿生人法合凶害猛殺宜捨身出家作沙門

凡星宿、張宿、箕宿、室宿の四宿は、猛惡宿と爲す、此宿日は路を守り險を
設けとは、是れ軍事に敵を塞防ぐ事をいふ、また陰謀劫掠とは國事の謀叛を企
つるこ等、斷決は裁斷をいふ、又藥を収め射獵に宜し、射獵は山野に獵するを
いふ、天を祭り神を祈り兵威を求るに並に宜し○若し此宿の本命に生る人は、
兇害にして猛殺の暴を爲す者ゆるゑ、故に妻子を捨て出家爲すに宜し、此猛惡宿
は前の和善宿の反である、

凡井亢女虛危五星爲輕躁宿又爲行宿此等宿直日宜學乘象
馬騎射馳走浮江汎舟奉使絕域和國入蕃又勸行禮樂揀閱兵
馬種蒔造酒合和藥竝吉○此宿生人法合澆薄不然則質直平
穩

凡井宿、亢宿、女宿、虛宿、危宿の五宿は、輕躁宿と稱し、又名行宿と稱す、
此宿日は馬等に乘るを學ひ舟に乗るに宜し、種蒔し、また藥を服す等竝に吉で
ある、○若し此宿の本命に生る人は、澆薄とは偽て實意薄き人なる乎、然らざれ
ば質直の人とす、輕躁宿は安住宿の反である、名行宿とは其名も高く行ひ能く
して善行なるをいふ、而るに常人は此反の者多し、

凡昂氏爲剛柔宿此等宿直日宜鍛鍊爐冶修五行家具及造瓦
買賣之事又宜設藥送葬鑽鍊酥乳計算畜生入宅王者作盟會
竝吉○此宿生人法合爲寬柔而猛君子之人流也

之俗。如三樽蒲戲。和國入蕃之類。並是翻譯西國東語。庶覽之者。悉之不文。害意者也。

凡昂宿氏宿之二宿は剛柔宿と稱す、此宿日は爐冶を鍛鍊し、五行の家具を修し、瓦窯を造るに宜し、五行の家具とは、木は木材を以て造る日用の具をいふ、火は煮煎し爲す鍋釜等の類をいひ、土は鋤鍬等の農業の具をいひ、金は鐘の類をいひ、水は船具の類をいふ、また齋を設け葬を送り、火を鑽る等は、修法等に就ていふ、此等は總て宿の性に因る○若し此宿の本命に生る人は、其稟性たるや寛柔慈猛にして、是れ君子の行ひある人である、宿の剛と柔と等分の氣を享け穩に烈しく、威在て猛からざる、是即ち君子なり、此故に平等宿と稱し、春二月と秋八月の時候に配す、是時は晝夜も平等なるを以て、宿性の剛柔なるを推知せよ、

序三九秘宿品第三

命宿 榮宿 衰宿 安宿 危宿
成宿 壞宿 友宿 親宿

業宿 榮宿 衰宿 安宿 危宿
成宿 壞宿 友宿 親宿

胎宿 榮宿 衰宿 安宿 危宿
成宿 壞宿 友宿 親宿

此法以定人所生日爲宿直爲命宿爲第一次以榮宿又次衰宿及安宿危宿成宿壞宿友宿親宿如是九宿爲一九之法其次則次業宿爲首以下準前三九之法而周二十七宿衆爲秘密。此三九秘宿とは、一九と、二九と、三九と三を合て、即ち三九秘法といふ、是れ日を撰ぶ根源の規法と心得ねばならぬ、附圖の第四輪に掲たるを看よ、是は

誕生日の星を命宿と名く、前世の所作の星を業宿と名く、妊身の星を胎宿と名
け、此命業胎の三宿に各八宿が附く、其八宿とは榮宿、衰宿、安宿、危宿、成
宿、壞宿、友宿、親宿の八宿の上に、命宿を加へて九宿となる、是を一九の法
と謂ひ、また榮宿衰宿等の八宿に業宿を加へたる、九宿を二九の法と謂ひ、ま
た胎宿に榮宿、衰宿、安宿等の八宿を加へし、九宿を以て三九の法と謂ふ、八
宿の名稱は同一にして、一も異なる事はないのである、

此法は前に述る如く、誕生日の星を以て命宿といふが、是れ即ち第一にして、
次に榮宿、衰宿、安宿、危宿、壞宿、友宿、親宿といふのである、此の如きを
一九の法と爲す、其次は業宿を首として、榮宿、衰宿と順に算へて、親宿に至
るを二九の法である、また其次に胎宿を始とし、是亦榮宿、衰宿、安宿、危宿
と漸々に親宿に至る、九宿を以て占法にて、二十七宿を周る、是れ秘密の法と
爲すのである、

景風曰。假令如有人。二月五日生者。其人屬畢宿。爲第一命宿。以次觜宿。

爲榮宿。參爲衰宿。井爲安宿。鬼爲危宿。柳爲成宿。星爲壞宿。張爲以宿。
翼爲親宿。軫爲業宿。角爲榮宿。亢爲衰宿。竝同。友直如女胎宿。虛爲榮
宿。己下準前。是爲三九之法。他皆準此。

景風が曰く、假令は人有て二月五日に生る者は、其人畢宿に属す、是れ第一の
命宿と定む、二月朔日は奎宿に當る、朔日より五日が即ち五日にして畢宿に當
る、次の觜宿を榮宿とし、參宿を衰宿とし、井宿を安宿とし、鬼宿を危宿とし、
柳宿を成宿とし、星宿を壞宿とし、張宿を友宿とし、翼宿を親宿と爲す、是れ
即ち一九の法である、其次の軫宿を業宿とし、角宿を榮宿とし、亢宿を衰宿と
し、漸々に操て斗宿が親宿となる故、女宿が胎宿とし、虚宿を榮宿とし、以下
前に準しく操る、是を三九の法と爲す事を釋したのである、附圖に就て己れの
誕生日を、本命宿と定め、前記の如く操れば了解せらるべし、

三藏云。凡與人初結交者。先須看彼人宿命。押我何宿。又看我命。

宿押彼人何宿大抵以榮成友親爲善堪結交自餘並惡不可與相知以爲秘法耳

景風曰按太史有舊翻九執宿命占殊未有此法今則新譯庶用傳之流行萬代耳

三藏の云く、此三九の法は、自身の事のみの占法ではない、人と初て交際の際にも用ふる法である、此故に先つ彼人の命宿が、我何宿を押と云事を見る、また我命宿を彼の何宿を押かを觀て、其時に榮宿、成宿、友宿、親宿の内ならば、交際を爲すも善しとし、若し衰宿、危宿、壞宿を押ならば、即ち凶しきを知る法である、其凶宿を押者とは、與に相知るべからずと釋せられたのである凡そ此三九法は二十八宿が、縦ひ吉ならざる日にても、己が三九に於て、若し吉日に當らば用ふるも、妨げなき程の効力が有るべし、
景風附釋して曰く、太史を按ずるに、舊翻譯の九執宿命といふ占法がある、而れども殊に未だ此法はあらず、今則ち此經を新譯なした、庶くは用ひて、之を萬代に傳へ流行せしめん事を、

凡命胎宿直日不宜舉動百事業宿直日所作皆吉祥衰危壞宿日並不宜遠行出入及遷移買賣裁衣剃頭剪甲並不吉壞日又宜穢鎮降伏怨讎及討伐暴惡安日移動遠行修園宅臥具作壇場並吉危日宜結交婚姻歡會宴聚吉成日修門道合藥求仙吉友親日宜結交朋友大吉凡日月直星沒犯逼守命胎之宿此人
是厄會之時也宜修功德持真言念誦立道場以禳之若犯業宿及榮安成友親等宿並所求不遂百事逆連亦修福念善若犯衰危壞等宿者則所求稱意百事通達
景風曰凡欲知五星所在者天竺曆術推知何宿具知也今有迦葉氏瞿曇氏拘摩羅等三家天竺曆並掌在太史閣然今之用多瞿曇氏曆與大術相參俱奉耳
凡そ命宿と胎宿との直日は、舉動百事に宜しからず、業宿の直日は所作が皆吉祥である、衰宿危宿壞宿との日は、並に遠行出入及び遷移に宜しからず、また

商工業者が買賣し、裁衣、頭を剃り甲を翦るも竝に不吉である、壞宿日は禰鎮
 め怨讎を降伏し、暴悪を討伐に宜しい、安宿日は移動し遠行し、また園宅臥具
 を修繕し、壇場を作る竝に吉である、危宿日は交りを結ひ婚姻に宜し、歡會宴
 聚に吉と爲そ、成宿日は門及び道路を修繕し、薬を合せ仙術を求るに吉である、
 友宿日と、親宿日とは、交りを朋友に結ふに大吉である、凡る日月の直星が、命
 宿胎宿を犯し逼守せば、其人災厄に會ふ時とす、功德を修し眞言を持し、念誦
 して道場を立て、之を禳除に宜しといふ、眞言とは宗旨の義でない、密宗の呪
 文を眞言といふ、譬は觀世音菩薩を念する呪文に云く、ナムマカヤロニカソ
 ワカと唱ふるが如し、其他諸佛菩薩をはしめ、天部の諸天及び星辰を念するに、
 皆觀音の呪の如く一々眞言がある、密宗の僧に就て教へを受けよ、茲に録さる
 は該宗の戒律の有るに因る、若し業宿、及び榮宿、安宿、成宿、友宿、親宿を
 犯す者は、皆所求を遂る事ができぬ、諸事逆運して苦しむ、故に福を修し善を
 念するがよい、若し衰宿、危宿、壞宿を犯す者は、則ち所求が意の如く稱ふて、

百事が通達せると説き玉ふてある、
 景風が曰く、凡る五星の所在を知らんと欲せば、天竺の曆術何宿を推知爲す者
 具に知れる、今迦葉氏、瞿曇氏、拘摩羅等の三家の天竺の曆が有る、而れども
 今用ふる處の多くは、瞿曇氏の曆が、大術と相參て俱に奉ずる耳と釋せらる、
 大術とは此經の術をいふなり、
 諸前にいふ日月五星が、命宿、胎宿の凌犯逼守と謂ふは、七曜星が命宿と胎宿
 を覆隠すを逼守といふ、此時に當て必ず災禍に遭ふ、其人に必ず厄が有る、譬
 は角宿の應日に當て生る者は、其角宿の水曜が陵犯逼守は、其水曜が角宿の近
 きに在る間は、必ず水難に遭ふ乎、若し大難あらざるも、幾度か水に就て、危
 險の事がある、或は火曜が逼く時は火災有り、金曜が逼く時は劍難有り、又は
 金錢等の損耗を受く、是等は聲の響に應ずるが如きである、斯の如く災禍の將
 に來らんとする以前に、此經の德にて知れる、故に眞言を唱へ念誦して、其災
 禍を禳除事かてきる、是を轉惡成善といふ、即ち密宗の秘訣の法なる事を知る

であらう、

序七曜直品第四

夫七曜日月五星也。上曜于天神。下直人。所以司善惡而主理吉凶也。行一日一易。七日一周。周而復始。直神善惡言具說之耳。景風
日。推求七曜直日。法今具在經卷末。
第八曆算法中具備足矣。

此七曜直品とは、七曜星が運行して二十八宿に値ふ事を説たのである、七曜とは日月と火水木金土の五星にて、其精が上昇して天に曜き、其神が降下して人に値ひ善惡を司るのである、此故に吾人に吉凶禍福の來るは、此所以と知了すべし、其七曜が運行は、一日に一度易る故に、七日間で一周を爲すのである、偕此七曜が運行に何故に、吉凶があるといへば、二十八宿に善惡星がある故、七曜も亦然り、其運行處に因て相性の處に行き日と、相尅の處へも行き戦ふ日がある、

素より宿に善惡の性あれば、相生の日と相尅の日とに因て、吉凶禍福が人に現出するは當然の事である、

七曜の善惡性等は、次項の經文に就て觀よ、

日精曰太陽太陽直日宜策命拜官觀兵習戰持眞言行醫藥放群牧遠行造福設齋祈神合藥內倉庫入學論官竝吉不宜諍競作誓行姦對陣不得先起○若人此曜直日生者法合足智策端正美貌孝順短命

若五月五日得此曜者則其歲萬物豐熟若有虧蝕地動者則萬物莫實不千日爲殃

日曜は日精太陽をいふ、即ち日輪なり、此七曜も六位が備はる、而るに經に四位有て二位が缺である、其名は日、其形は圓滿、其性は猛勇にて剛毅である、其神は日天子、本地は觀世音菩薩と稱す、是に於て氏と食は録しなきも、姓は

剝帝利ならん、食は蓋し上品の物がよろし、此日曜直日は策命及び拜官し、軍兵を教へ戦術を習ふに宜し、方今日曜は休暇日なる故、官衙の事に用ふる能はず、是れ時勢の推移なれば他曜の吉日を用ふ耳、また群牧を放ち、或は遠行に宜し、又醫を行ふは疾病を除くをいふ、福を造り眞言を持ち、齋を設け神を祈る、或は薬を合せ倉庫に内る、學に入り官を論ずる並に吉である、諍競し誓を作し姦策を行ふ事は宜しからず、争競等の凶なるは太陽は總て相並ぶ事を忌む、また戦陣に對しても、先に起る事は凶し、逃走者は捉獲る、太陽は大道を運行て横行はせぬ故、凡て直ならざる事は非と爲すのである、若し此日の本命の者は、智慮足り端正美貌にして缺る處がない、孝順にて短命とは、孝順は徳をいふ、短命は周行ことの疾きを以ていふ、面貌は圓形にて血色薄紅く、齒細く能才有て發明にて、且つ陽氣に福相の人と爲す、信仰力の厚き人は長命なるべし、五月五日に日曜を得は其歳萬事豊熟である、若し日蝕し地動起る地方は萬物熱せずして、大旱の來る年と知るべし、安政二乙卯年五月五日が日曜日にて、宿

は胃宿に當る事ありし、明治三十二年正月一日が、日曜に軫宿が當りしか、國家に異事はあらざりし、此年五月四日六日に降雨あらは、五穀豊饒の年となるべきも降雨あらざりき、地動とは地震をいふ、此地震あらは豊年變じて凶作年となる、以下に掲ぐる地動は皆此例と心得べし、

月精日太陰太陰直日宜造功德成就作喜樂僚教女人裁衣服造家具安牀穿渠修井竈買賣財物倉庫内財洗頭割甲著新竝吉不宜婚嫁入宅結交私出行大凶奴婢逃走難捉得囚繫者出遲不宜殺生及入陣竝凶○此日生人合多智策美貌樂福田好布施孝順

若五月五日得此曜者歲多疾病秋足霜冷若有虧蝕地動者歲中饒疾死

月曜は月精太陰といふ、名は蘇摩と稱し、性は和善と稱す、陰なるが故に婦女

子に属する事を吉とせる、但し婦女の私行には宜しくない、月曜日は功德を造るに宜し必ず成就せり、朋儕と喜樂を作し、婦人に衣服を裁事を教へ、家具を作り座席を安め、渠を穿ち、井竈を修作し、財物を買賣し、倉庫に財を内れ、新衣を着等並に吉である、また嫁娶入宅交りを結ぶには宜しからず、私情の出行は凶し、奴婢が逃走なせば得難し、囚繋せらる者は遅く出る、生を殺し、陣營に入る並に凶し○若し月曜の本命に生る者は智策多し、美貌にて福田を樂しむ、布施を好て孝順である、面貌は長形にて色白く、齒並能く揃ひ言語は柔和に陰氣の性である、濕性の病氣が有て手足が冷る者多しといふ、

五月五日に月曜を得ば、其年疾病の愁ひ多し、また霜降早く冷氣の起る事早し、若し日蝕あるか地動起らば、疫病にて死者多しとす、

火精日熒惑熒惑直日宜決罰罪人囚取盜賊作欺誑事買金審牛羊動甲兵修戎具教旗剋賊必勝訴出先起合藥種蒔割甲結

婚不得出財徵債禁者難出病者必死○若此直日生人法合醜陋惡性妨親害族便弓馬多瞋

若五月五日得此曜者則歲中多諍競若虧蝕地動者則歲中多有兵馬損傷

火曜日は火精熒惑にて、名は央我羅迦と稱す、火曜日は罪人を決し、盜賊を圍み、欺誑の事を作し、金寶牛羊を買ひ、軍兵を動し、戎具を修作し、箴を教ふることは、兵の操練をいふ、此等の事に宜し、賊徒を撃ては必ず勝つ、訴訟は先に起すに宜し、藥を合し、種蒔また結婚等にはよろしくない、財を營み債を徵す等、又禁めらる、者出難く、病者は必ず死す、

○若し火曜日の本命に生る者は、醜陋惡性にて親を妨げ眷屬を害す、弓馬に便し勇性である、弓馬とは軍人に適すをいふ、面貌赤黒く齒並正しからず、身体に燠氣が多くして寒からず、生き物を食ふ身体に障らず、上衝病ある生質柔和

ならず、動すれば人に逆ふ意がある、若し不和を好む者は、則ち立身せず、孤獨の貧相の人である、

若し五月五日に火曜日を得ば、其歲中争競の事多く、後に兵賊多く、畜生に死損あらん、若し虧蝕か地動起らば兵起る事有りとするべし、

水曜日辰星辰星直日宜入學事師長學功技能攻城又宜舉債公行怨敵伏讎得財唯不宜修造宅舍對戰鬪敵作賊妄語並凶被囚者即後必有陰謀說動當時

若五月五日得此曜者則歲中有水災虧蝕地動則百物不熟人多瘴癘耳

水曜日は水精辰星は水星、名は部陀と稱す、水曜日は學に入り師長に事るに宜し、一切の工伎能皆成る、また負債を挙げ公行せば怨敵讎も降伏し、また財を得る、また宅舎の修造に宜しからず、對戰し鬪敵し、賊を作す事妄語等並に凶

し、被囚者は即ち出る、逃亡者は即ち得る、賊とは竊盜をいふに非らず、理不盡に國家を奪ふ事を謀る者をいふ、以下之に倣へ○若し水曜日の本命に生る者は、疾病饒く不孝にて財を妨げ、長成る已後は必ず陰謀異志有り、説は當時の説ことか動る、面貌長く色青白く、疲形ち性寒さを憂ひ、疾瘡に忽ち感じ心に主なく定相なし、大酒にて手業は巧者なり、若し孝順の人は富貴にて長命なるべし、

若し五月五日に水曜を得ば、則ち歲中江水泛濫し、溺死等の水厄あり、若し虧蝕し地動あらば百物熱せず、洪水にて水死者多くあるらん、

木精日歲星歲星直日宜策命使王及求善知識并學問禮拜修福布施嫁娶作諸吉事請謁及結交入宅著新衣沐髮種果木調伏象馬買奴婢並吉若爲凶事則大凶若人此日生者法合貴重榮祿

若五月五日得此曜者歲中豐熟若有虧蝕地動則公王必死

木曜日は木精歳星、名は勿哩訶婆跋底と稱す、木曜日は王侯を策命し、及び善知識を求め、また學問し禮拜し、福を修し布施し、請調し交り結び、入宅し新衣を着し、草木を種ふ馬を調伏し、奴婢を買ひ、嫁娶等諸の吉事を作す並に吉である、

木曜日の本命に生る者は、貴重の榮祿がある、面貌正しく肉厚く色白く、柔和にて穩に語り善を好む、男女多くして、病患なく、また僻なき人である、

若し五月五日木曜日を得ば、則ち歲中四時が調順にて萬物熟すべし、若し此日に虧蝕また地震起らば、則ち王公等の貴人の身分ある者が災〇に罹るといふ、

金精曰太白太白直日宜見大人官長沐浴冠帶求親結婚良友置饌宜入宮室並吉逃亡難得敗獵并戰不吉○若人此日生者

法合短命好善人皆欽慕

若五月五日得此直日者則歲中驚擾之事若虧蝕則六畜多損傷耳

金曜日は金精太白、名は戎羯羅と稱す、金曜日は大人官長に見へ沐浴し、冠帶し親を成し、良友に交り結び、饌具を置き入宅等に宜し、逃走者は得難い、敗獵并に戦ふは不吉である、

若し金曜日の本命に生る者は、疾病少く、善を好むゆゑ、人皆欽慕せり、面貌は願尖る形ち、色青黒く、聲黄にて語ひか靜に、氣鬱の性善人が多しとす、若し五月五日に金曜日を得ば、歲中驚亂の事多く、人畜を倒し驚て心を失ふ、必ず誑賊の擾亂を爲せり、良日を撰て東より撃ては勝べし、

若し虧蝕し地動あらば、則ち風多く後に雷電有て、下田多く傷むなり、

土精曰鎮星鎮星直日宜修園圃買賣田地口馬合藥伏怨放火

立精舍作井竈吉唯不宜結婚冠帶及公行○若人此日生者法合足聲名少孝順信朋友

若五月五日得此直者則合歲中多土功若虧蝕地動則國中人民不安泰景風曰茫茫造化乃為陰陽精曜運天虛神直地吉凶之應唯人信之故譯出此法萬代秘密經庶傳習者幸無謬矣凡人公行不得面

衛七曜若衛當日曜遭大厄若衛三月曜親容多傷若衛木曜則災祥併至乃為頌曰火日月建德貴神容歲背鏡死金衛併至
土曜日は土精鎮星、名は捨室折羅と稱す、土曜日は園圃を修し、田宅口馬を買賣し、藥を合せ怨敵を降伏し、火を放ち精舍を建立し、竈を作る並に吉である、火を放つとは密宗の修法である、結婚及び出行等に宜しからず○若し土曜日の本命に生る者は、疾病少く聲聞高く、孝順を樂しみ、朋友に信あるべし、其面貌は肉太く血色赤黒く、強氣有て福祿有る故、方位の碍り災厄なしといふ、若し五月五日土曜日を得は其歲中土功の事業多し、若し虧蝕のあるか、地動あ

らは國民不安にして威重の人死すべし、
景風附釋して曰く、茫茫たる造化は、乃ち陰陽と爲す精曜が天に運行り、鬼神が地を守り吉凶の應る、唯人之を信ず、故に此法を譯出せり、萬代秘密の經である、庶くは傳習の者幸に誤る事勿れと、
○凡る吾人が日常に所作を爲すに、心得べき事は此七曜を衝くといふ事である、衝とは七曜星が運行の方位に向ひ行ふをいふ、若し七曜の周る處を知らず犯せば、意外の災禍に罹る恐れがある、其七曜が運行方位は左の如し、
警は正月朔日は室宿が當る、此朔日に日曜が當れば、二日は壁宿に月曜が當る、三日は奎宿に火曜、四日は婁宿に水曜、五日は胃宿に木曜、六日は昴宿に金曜、七日は畢宿に土曜と、斯の如く七曜が運行してある、(備考明治三十三年正月朔日は、室宿に火曜が當る故、二日は壁宿に水曜、三日は奎宿に木曜、四日は婁宿に金曜、五日は胃宿に土曜、六日は昴宿に日曜、七日は畢宿に月曜が運行してをる)附圖の甲の部を看よ、天の周は室、壁、奎、婁、胃、昴、畢は北西の方よ

り西方に周てある、此故に若し正月朔日が日曜日に當る年にて、北西より西方
に行く者は、日曜を衝くといひ火災に遭ふ、七日畢宿に土曜、此日に正西方に
行く者は、土星を衝く者ゆゑ死厄があるといふ、附圖の方位を観るべし、甲圖
の第一輪に毎月朔日の印あり、其處へ、曆にて七曜の當日を廻せば直に其曜を
知る、また乙圖に就て方位を観れば其方位を知るべし、
其災禍に遭ふ事の經文に曰く、

○衝日曜者當遭火厄。

○衝月曜者軍兵多死。

○衝火曜者損失資財。

○衝水曜者親眷多傷。

○衝土曜者必有死厄。

○衝木曜者家人背心。

○衝金曜者則六曜之災併至。

此七曜を衝くといふは行き向ふ義にて、七曜の所在方に向て旅行し、或は建築
物を爲す事を堅く誠しめてある、
經文に周而復始とは、朔日の日曜が一周り運行は、八日は背宿にて、日曜は西

南の方に在り、十四日は張宿にて土曜は南方に在る、また其如く順に一周して
は復始るをいふ、此七曜の運行る處と、其方位を知る事が緊要である、夢めく
輕忽に爲すべからず、

○此七曜星が運行十二宮に在る時、日の曜と宮とに因て吉と成り、また凶と成
る事がある、此差別も心得ねばならぬ、茲に録す處を能く辨別爲すべし、

○日曜が本命宮。男女宮。女宮。摩宮とに在る日。

○月曜が本命宮。女宮。秤宮。男女宮とに在る日。

○水曜が牛宮。蝎宮。蟹宮。摩宮とに在る日。

○木曜が牛宮。弓宮。獅子宮とに在る日。

○金曜が本命宮。牛宮。男女宮。蟹宮。獅子宮。蝎宮。魚宮とに在る日。

以上の日月水木金の日は、本命宮を始め前記の諸宮に在る日を吉日と爲す、而
るに其方位に向て諸事を爲す事は宜しくない、能く慎まねばならぬ、若し又衰
宿、危宿、壞宿に當らば凶し、猶六害宿に當るは最も凶である、之を能く知悉

せよ、

○火曜が本命宮に在る日は、火厄がある故火難を慎むがよい、

○土曜が本命宮に在る日は、太厄がある故諸事を慎まねばならぬ、

經文に福を修し災害を禳除事を教てある、福を修する事は往々述てある故茲に省く、また日次を知らんと欲せば、附圖に三十日が配しある輪を、毎月の朔日の處へ廻し觀れば、已が本命星は何れに當るかは一目に知るべし、譬は明治三十三年五月朔日は參宿に日曜が當る、其他は此例に倣ひ圖を熟觀爲すを要す、附圖の甲の部第一輪には廿七宿の側に七曜を録す、第二輪の七曜が運行て、合文と同字と合ふ時が、是即ち陵犯守逼といふ、犯は陵逼の義、即ち七曜と廿七宿と相戦ふ時を、陵犯守逼といふのである、
猶衝といふ事を一言述るか、日曜を衝くといへば、假令は正午に南方に行く者は、日曜を衝となす、月曜を衝とは、月は日々同じからず、大体は月の入り月の出を見て、其時の所在を推のである、火曜以下の五曜は、星度を測らされは、

今日は何處に在る事は知れない、譬は甲寅年正月一日は、日は寶瓶宮の北二十九度八八に有り、火曜は天秤宮の張の十三度に在る、故に日と相去る事七宿二十六度六六である、時尅にせば曉六ツ、火曜は未の九度三四に在り、午の尅と戌の九度暮六ツに丑の九度、子の尅に辰の九度に有り、以下の四曜も此の如くである、天度の事を究はめんと欲せば別に書あるか故に、其書に就て研究せよ、

秘密雜占品第五

凡、如七曜運文犯著人六害宿者必有災厄一者命宿二者事宿

三者意宿四者聚宿五者同宿六者克宿從命數第十爲事宿第

四爲意宿第十六爲聚宿第二十爲同宿第十三爲克宿

若七曜犯命宿則亡失錢財必多災厄若犯事宿則招殃咎若犯

若七曜犯命宿則亡失錢財必多災厄若犯事宿則招殃咎若犯

意宿則必多愁苦若犯聚宿則亡失財囚閉若犯同宿則離析不安家口衰耗若犯克宿亡財失官勢力衰損若七曜總不犯此六處者則所為皆得

景風曰皆須共三九秘宿相參然後定災厄也

此秘密雜占品とは、經の末文に當て、專一なる事を説くいふ事である、而して其要は前の三九秘宿の處に、各宿一定の善惡ありしも、爰にては善宿も惡宿と變し、惡宿も善宿に化す事を説きたるものである、其變化爲す所以は、二十八宿に七曜星か運行て、相生相尅に因て然るものである、猶詳細は漸次に述るを看よ、

しう七曜星か運行に就て、人の六害宿を犯著し災厄あるは、是れ曆を推して其犯著を知らんと欲せば、須らく當時七曜か天に行る、何宿の處にあるを見るべく、是亦附圖乙の部第五輪に示せしか故に熟讀了解せよ、其六害宿とは一に命宿、二に事宿、三に意宿、四に聚宿、五に同宿、六に克宿の六宿である、本命

宿より數て第十を事宿とし、第四を意宿とし、第十六を聚宿とし、第二十を同宿とし、第十三を克宿と爲すをいふ、

景風か曰く、人有て婁宿に屬す者は、婁宿を以て命宿とし、第四の畢宿を得て意宿とし、第十星宿を得るを事宿とし、其他は此を推知すべしと釋せらる、此法は三九秘法に似たるが、彼は二十七宿を悉く用ひ、此は僅に六害宿のみ用ふるのである、又彼は善惡同じからず、此は惡のみにして、災害の運り來る事を教たものである、七曜が人の六害宿に犯著とは次る時をいふ、其宿に因て命宿事宿等の名稱を附る、即ち本命宿より數て十番目を事宿とし、四番目を意宿とし、第六番目を聚宿とし、第廿番目を同宿とし、第十三番目を克宿と爲す、命とは其人の本來の性命ゆゑ、之を根本とも名くべきものである、猶一身は枝葉の如く命は根本と爲すをいふ、

次に意宿は愁苦の事等を司る、其次の事宿は事業の事を司る、また次に克宿とは克は勝にて、即ち官位等威權を司るをいふ、其次の同宿とは同は眷屬といふ

が如し、聚宿とは聚は集る事にて、居室等の意を含有せり、以上の六宿は人事の節目を司る宿である、是が七曜に犯さる、時は、一身が安泰でない、其犯す所を觀て災厄の來る時を示したものである、

七曜が命宿を押す時は厄が多く、事宿を押す時は殃咎を招く、意宿を押す節は愁苦が多い、聚宿を押す節は分居離別といひ、住居の事が不安にて、或は死別等の憂ひもある、同宿を押す時に眷属の中か親族に苦情が有るか、財寶に損耗が起る、克宿を押す時に官を亡ひ職を失ふか、勢力を落す等の事に遭ふ、若し七曜が總て押し六處に著く則ち元吉にて咎なしと、是れ三九秘法と相參用れば、則ち災厄を更定爲すを得、文殊菩薩の頌に曰く、

十事規求鎮不來。 四意愁煩困惱也。

十六聚失災厄形。 二十同路相乖背。

十三剋挫勢力名。

七曜與此宿不犯者則百惡澄清。

人の六害宿を七曜が犯著に由て、災害の起る事は前述の如くなるが、其犯著は三九秘要の陵犯守逼と、文が異にして義が同じである、故に六害宿は常行の法でない、若し七曜が陵逼を爲せば、則ち起て害を爲す、若し七曜が陵逼せば則ち六害はないのである、陵逼の時に六害は何處に起る乎、三九秘要の上起る、其處は何處に有ると謂へば、三九秘要圖を看よ、第一九の第一を命宿と名く、第四を意宿と名く、二九の第十を事宿と名く、第十三を克宿と名く、第十六を聚宿と名く、三九の第二十を同宿と名く、附圖を參觀して其意を察して能く了解せよ、

凡日在本宮及第三第六第十位爲果大吉災惑守本宿大有災厄耳。月在本命宮及第六第七第三宮即果吉歲星與抵第三第七第九宮者吉辰與抵第四第十宮者並吉太白在本命宮者合

有大厄。凡人有大厄時。可持真言。立道場。而用禳之。

凡日曜が本命宮、第三第六第十位に在る時は、果して吉と爲す、熒惑が本命宮に在る時は火厄が有る、月曜が本命宮が第六第七第三に在る時は、皆果して吉である、歳星が第二第九第五宮に在る時は、是亦吉である、辰星が第二第四第八第十五に在る時も、並に吉である、また太白が本命及び第二第三第四第五第八第十二宮に在る時も、皆果して吉と爲す、鎮星が本命宮に在る時は、太厄が在るとは則ち左の如し、

日曜が其人の本命宮および、第三第六第十と數へ當る處の宿に入れは吉である、譬は命宿が正月の節は、魚宮なれば第三が牛宮、第六は獅子宮、第十は弓宮である、以上の四宮に太陽が次る時は、果して吉事がある、以下之に倣ひ推知すべし、是亦附圖に就て看るを要す、此第三第六第十等の數は、皆己が本命宮より順に算へ推す事をいふ、經文の眞言を持し道場を立て、大厄を禳除事を説き玉ふ事は、往々述る處の如し、故に茲に辨明を畧しぬ、

觸眼者則屬參宿若觸兩頰及耳者則屬井宿若先觸牙及骨者則屬鬼宿若觸齒者則屬柳宿若觸項者則屬星宿若觸右肩者則屬張宿若觸左肩者則屬翼宿若觸手者則屬軫宿若觸頰頤者則屬角宿若觸缺盆及項胸上者則屬亢宿若觸臆者則屬氏宿若觸右臂者則屬房宿若觸左臂者則屬心宿若觸心脾骨者則合屬尾宿若觸左脇者則屬箕宿若觸右脇者則屬斗宿若觸臍者則屬牛宿若觸腹肚者則屬女宿若觸小腹下者則屬虛宿若觸胯腿及後分者則屬危宿若觸右腿胫者則屬室宿若觸左腿胫者則屬壁宿若觸膝胛者則屬奎宿若觸脛者即屬婁宿若觸脚者則屬胃宿。

景風曰。若人不得本生日者。則知本所屬宿。用此法以定之。和尚以此法門爲秘密耳。

凡る世に己れの誕生月日を知らざる者が往々ある、其者の本命宿を定る爲に説

玉ひしものなるか、若し人初て来り吉凶を問は、其時に其者の手が觸著る處を以て、本命宿を觀定む法である、

經文の如く頭に手を觸る者は鼻宿とし、額なれば畢宿、眉は猪宿、眼は參宿、頬耳は井宿、牙骨は鬼宿、齒は柳宿、項は星宿、右の肩は張宿、左の肩は翼宿、手は軫宿、頰頤は角宿、缺盆骨及び胸上は亢宿、胸臆は氏宿、右臂は房宿、左臂は心宿、脾骨は尾宿、左脇は箕宿、右脇は斗宿、腹肛は女宿、腹下は虛宿、膀胱及び後分は危宿、右腿脾は室宿、左腿脾は壁宿、膝珂は奎宿、脚脛は婁宿、脚は胃宿、斯の如く其手の觸る處を觀て、其者の本命宿を定て斷る法である、然れども之を應用爲す者は、能く實地に經驗爲すを要す、其者の舉動に就て過去を考へ、現在の様と經文と對照し、能く符合爲す乎否を熟察して、未來の禍福災祥を示すべし、是を斷する事は所謂連心か熟練せざれば、却て人を迷惑せしむるの恐れあるが、經說に有る故、茲に掲くと雖も濫用を堅く誠しむ、學者能く注意せ

ねはならぬ、贅なれども一言を附記す、

凡軫宿太陽直。畢宿太陰直。星宿土直。井宿火直。柳宿水直。鬼宿木直。房宿金直。此等七日。名爲甘露吉祥日。宜學道求法受密印及習眞言。

凡軫宿が太陽に直ふとは、二十八宿の起例は、毎年正月朔日は室宿、二月朔日は虛宿にて、毎月定宿が有る、其宿星が羅列したる處へ、七曜が運行ゆゑ、七曜の周る日は定りなきものとす、而して太陽が運行て軫宿の處へ行き合ふ日が、是即ち甘露日といふ、故に其直日を左項に録すべし、

- 太陽軫宿直。
 - 太陰畢宿直。
 - 火曜尾宿直。
 - 水曜柳宿直。
 - 木曜鬼宿直。
 - 金曜房宿直。
 - 土曜星宿直。
- 以上は甘露日と名く、是れ前に述る如く、軫宿に太陽日が直ひ、畢宿に太陰日が直ひ、尾宿に火曜が直ひ、柳宿に水曜が直ひ、鬼宿に木曜が直ひ、房宿に金曜

曜が直ひ、星宿に土曜が直ふ日をいふ、柳宿は悪宿なりと雖も、水曜が直す時は善となる以下之を推知すべし、此等記載の日は大吉祥日なるが故に、經文の如く諸事を爲すに竝に吉である、是亦附圖の甲之部に印を附して、一目に知る事を得せしむ、

凡、尾宿太陽直、女宿太陰直、壁宿水直、昴宿火直、井宿木直、張宿金直、亢宿土直、此等七日、名爲金剛峯日、宜降伏魔怨、持日天子眞言、

凡そ尾宿が太陽に直ふとは、前項の甘露日の辨明に準し、故に一々之を述さるも運行り合ふ事は、同一理なるゆゑ學者も知了すべし、

○太陽尾宿直。○太陰女宿直。○水曜壁宿直。○水曜昴宿直。

○木曜井宿直。○金曜張宿直。○土曜亢宿直。

以上は金剛峯日と名く、是れ甘露日の如く、尾宿に太陽が直ひ、女宿に太陰が

直ひ、壁宿に水曜が直ひ、昴宿に火曜が直ひ、井宿に木曜が直ひ、張宿に金曜が直ひ、亢宿が土曜に直ふ日をいふ、此れ宿の善惡に拘らず、金剛峯日と稱し、降魔伏日である、水曜は易き性なれば、昴宿と合は降伏日となる、即ち武門にて惡敵を打に用ふる日なり、此日に日天子の眞言を誦し、護摩を作し、また獲利の事に竝に吉である、

凡、胃宿太陽直、鬼宿太陰直、翼宿火直、參宿水直、氏宿木直、奎宿金直、柳宿土直、右此等七日、名爲羅刹日、不宜舉動、百事唯射獵及諸損害之事也、

凡そ胃宿が太陽に直ふとは、是亦前の甘露日に述る處に準し、此等の日に遇ふ時は、吉祥の反にて大惡日なるが故に、慎重なはならぬ、

○太陽胃宿直。○太陰鬼宿直。○火曜翼宿直。○水曜參宿直。

○木曜氏宿直。○金曜奎宿直。○土曜柳宿直。

以上は羅刹日と名く、百般の事を擧るに宜しくない、必ず禍害が来る日と爲す、太陽と胃宿と、土曜と柳宿は、最も大凶日にて、月の善性と危宿の善性と相合て、却て大悪日となる、是等も以上と参照せねはならぬ、此日唯射獵のみに宜しきも、諸事は損害の事多きが故に、慎て用ふべからざる日と知了せよ、

序黑白分品第六

凡月有黑白兩分、從一日至十五日爲白月分、從十六日至三十日爲黑月分、每月白月一日三日五日七日九日十一日十三日、黑月一日三日五日七日九日十一日十三日、所向皆成就名爲吉祥日、

又白月四日夜八日晝十一日夜十五日晝、

黑月三日夜七日晝十日晝十四日晝、爲凶惡時所作不成就

又白月二日六日九日十二日、

又黑月六日九日十二日十四日、此等平平時、隨立宿曜爲吉凶、

又黑月四日十一日夜八日十五日晝、

白月三日十日夜七日十四日晝、凶惡氣生時、所及招殃咎、

凡凶惡之日、日中已後、卻成吉時、凶惡之夜、夜半已後、卻成吉時、乃爲頌曰、

一三五七九、十一與十三、於二白黑分、所作皆成就、
黑三夜七晝、十夜十四晝、白四夜八晝、一夜十五晝、
於此白黑分、晝夜不成就、日中夜已後、所求皆成就、

此黑白分品とは、天竺にては十二支を日に配し用ひぎ、此宿曜を専ら用ふ、故

此黒月白月といふ事を用ふ、其黒白月の用法を説玉ふものである、
 宿宿を用ふるに日に因て、經文の如く晝夜に吉凶がある、凡る凶惡の晝は、午
 後は通じて吉となる、凶惡の夜も後は通じて吉となる日がある、一三五七日と
 いふも、此何日は白月にて黒月にて、第一日より算へ行く、白黒分とは一
 月を黒白の二に分ち、白月も黒月も一より算て、三五七十一十三等に當る日
 をいふ、又黒三夜云々は十八日の事である、十六日より算へ三日の夜といふ事
 にて、黒の七とは廿二日となる、以下之に準知して了解あるべし、

序日名善惡品第七

此日名善惡品とは、毎月毎日の善惡日を説玉ふたのである、

從一日至十六日、景風日。一日、即是白月之一日也。十六日、即是黒月之一日也。今恐讀者難會。故略去黒白之言。直裁二日數之爾。

名爲建名日。梵天宜爲善業。學道求仙及事師尊宿並吉。唯不宜

遠出行耳。

一日より十六日に至るとは、(景風が曰く、此一日は白月の一日をいふ、十六日
 は黒月の一日である、斯の如くにては讀者が會し難し、故に黒白を謂はずに、
 直に日數を以て釋したのである) 此一日十六日は建名日と名く、梵天の降る日
 ゆゑ、善業を爲すに宜し、遠方へ出行は宜しくない、

凡二日十七日名爲得財日。爾造化神宜合藥按摩。工巧出行。結
 交。婚親。增益。田宅。並吉。

此日は得財日と名く、造化神が降る日ゆゑ、藥を合し按摩し、工巧の業また出
 行し、交り結び婚親に宜し、田宅を増益等に吉、

凡三日十八日名爲威力得日。那羅延下。宜摧敵。除逆。習戰。畜獸。獎訓
 下人。營田。種蒔。大吉。

此日は威力得日と名く、那羅延が降る日ゆゑ、敵を摧き逆を除き、戰を習ひ、
 獸類を畜ひ、下人を訓へ、農業種蒔等に大吉、

凡、四日、十九日、名爲猛武日。閻羅天下。宜作惡業、殺害殘賊、摧伏叛逆、則吉。爲善事、卻凶。

此日は猛武日と名く、閻羅天が降る日、悪業を作すに宜し、殺害賊を殘ひ、催伏し叛逆するに吉、善事には卻て凶しとす、

凡、五日、二十日、名圓滿日。日天下。宜爲善業、修營牀帳及車乘衣服、營田宅、結婚並吉。

此日は圓滿日と名く、日天子が降る日、善業を爲すに宜し、牀帳及び車乘衣服を修營し、田宅を營み、結婚並に吉である、

凡、六日、二十一日、爲求名日。童子神下。宜爲久長安定事、營宅宇、寢廟及建國邑、伽藍牛馬坊、廐等並吉。不宜出行。

此日は求名日と名く、童子天が降る日、久長安定の事に宜し、宅宇廐等を營造

し、國邑の伽藍牛馬の房廐等を建るに並に吉である、出行には宜しからず、

凡、七日、二十二日、名爲朋友日。北斗天下。宜結交慶喜安定、和藥、王者初服、及造旌旗帷帳並吉。唯不宜遠行。

此日は朋友日と名く、北斗天が降る日、交り結び、慶喜の事安定の事藥を合し、王者の初服、及び旌旗帷帳を造る並に吉、唯遠行に宜しからず、

凡、八日、二十三日、名爲大戰日。婆數天下。宜爲力用之事、造兵仗城壘、穿壕澗並吉。

此日は大戰日と名く、婆數天が降る日、力用の事を爲し、兵仗を造るに宜し、壘を城き壕澗を穿ち等並に吉である、

凡、九日、二十四日、名爲凶猛日。毗舍闍鬼下。宜圍城縛敵、進路伐逆、不宜入宅及削髮並凶。

此日は凶猛日と名く、毗舍闍鬼が降る日、城を圍み敵を縛し、路に進み逆を伐つに宜し、入宅削髪は並に凶といふ、

凡十日二十五日名爲善法日善法神下宜安久之事及急速飛捷穿

鑿井竈修道作功德伽藍順法之事並大吉

此日は善法日と名く、善法神が降る日、安久の事及び急速飛捷の事、井竈を穿つに宜し、道を修し功德伽藍を作り、法に順ふ事に大吉である、

凡十一日二十六日爲慈猛日自在天下宜新立宅舍營建廟館宇廐

坊及設火祭祀天神並吉

此日は慈猛日と名く、自在天が降る、新に宅舍を立て廟館宇廐房を營建に宜し、火を設け天神を祀祭に並に吉である、

凡十二日二十七日爲名聞日宜作久長安國之事及車乘倉庫

並吉唯不宜放債

此日は名聞日と名く、久長安國の事を作すに宜し、及び車乘倉庫を作る並に吉である、唯放債に宜しからず、

凡十三日二十八日爲最勝日大魔王下所作皆急速皆吉及著衣服

花鬘金玉裝畫又宜嫁娶修車乘入壇場學法求道吉

此日は、最勝日と名く大魔王が降る、所作皆急速の事に吉、衣服花鬘、金玉裝畫を著し、(花鬘は法要の具) 嫁娶車乘を修覆し、壇場に入り法を學び道を求めるに吉である、

凡十四日二十九日爲勇猛日藥父大將下宜擒縛掩捕訖詐相謀害

大吉唯不宜遠行凶

此日は勇猛日と名く、藥父大將が降る日、擒縛し掩捕に宜し、訖詐相謀害する正惡の事に大吉、唯遠行に宜しからず凶と知るべし、

凡十五日三十日名吉祥日。魂靈下。宜祭先亡。作婆羅門大祭。求福。布施供養師僧尊長。學戒善事。求法大吉。

此日は吉祥日と名く、魂靈神降る日、先亡を祭り福を求め、師僧尊長に布施し、供養爲し、戒を學び、善事の法を求る等に大吉である、

文珠師利菩薩及諸仙所說吉凶時日善惡

宿曜經卷上終

眞言 二十八宿詳解卷上終
秘密

眞言 二十八宿詳解地之卷
秘密

○宿曜經卷下

唐内供奉三藏沙門不空奉詔譯
弟子上都 艸澤 楊景風 修註
日本傳瑜伽教沙門焉求子校正
末弟子東都 優婆塞 乾齊 詳解

文珠師利菩薩及諸仙所說吉凶時日善惡

此下卷は上卷に於て説玉ひし事項を、更に詳説し玉ふものである、即ち其意の盡さる處は、此卷を熟讀し了解せよ、本書は經の全文を掲載て、眞意を曉るに便ならしむるの爲てある、

西國毎二月分爲白黑兩分、入月一日至十五日爲白月分、以光、以生、漸明白、入月十六日至二十日爲黑月分、以暗、以損、以滅、以死、之謂也。

薩說時日偈云。

一三五七九十一與十三於二黑白分所作皆成就黑三夜七晝
十夜十四晝白四夜八晝一夜十五晝所謂一夜者十一夜也

於此黑白月晝夜不成就日中及中夜已後皆通吉。

西國は(天竺をいふ)分て白黒の兩分と爲す、月に入て一日より十五日至る間を、
白月の分とし、(是れ光り生して漸々明白なるをいふ)月に入り十六日より三十
日に至る間を、黒月分と爲す、(其光り減損し漸次に暗黒と成るをいふ)菩薩の
時日の偈に云く、

一三五七九と、十一日と、十三日と、二の日の黑白月の分に於て、所作の事が
皆成就す、黒月の三日の夜と、七の日の晝と、十の日の夜と、十四日の晝と、
白月の四の日の夜と、八の日の晝と、一日の夜と十五日の晝となりと説玉ふ、
但し一日の夜とは十一日の夜をもいふ、以下之に倣へ、此黑白月の晝夜に於て

は成就せず、日中と中夜と已後は皆通じて、吉と爲と説き玉ふてある、
擇日

此日を擇むは、毎月本文の日は吉日にて、所作事皆吉祥日なるが故に、成就日
てある、

毎入月一日十六日三日十八日五日二十日七日二十二日九
日二十四日十一日二十六日十三日二十八日已上是吉日所
作吉祥事必成就

擇時

入月四日夜八日晝十一日夜十五日晝十八日夜二十二日晝
二十五日夜二十九日晝已上日晝夜之時所作皆不吉爲事不
成惡猶不可作何況善事如於鹹鹵之地種物不生

時を擇むには毎月本文の如き、日の晝夜の時には、所作事皆不吉である、故に

此日の晝夜には、諸事を爲すに成らず、是れは始て爲す事をいふ、最も悪業の事も猶爲すべからざり、況や善業の事を始るに於ておや、是れ鹹鹵地に於て、物を種るも生ざるが如しと、譬喩を以て示し玉ふのである、

入月二日。六日。九日。十二日。十四日。十七日。十九日。二十一日。二十三日。二十四日。二十七日。三十日。

已上平日。若與好宿好曜并者即吉。如與惡宿曜并者即凶。夫凶惡晝日中已後通吉用。凶惡夜夜半已後亦通吉用。

毎月本文の日は平日であるが、若し好宿好曜と并ぶ時は即ち吉となる、而れども若し惡宿惡曜と并ぶ時は勿論凶となる、夫れ凶惡の晝は、日中已後は通じて吉となるが、凶惡の夜は夜半已後は、亦通じて吉となる故用ひても宜しいと謂ふ事である、

○日時 of 擇例

人受の占法は、爰に文政七甲申年三月十四日、午時に生る者の本命宿と、本命曜とを求る時は、卷末の七曜曆の文政七甲申三月の處を看よ、三月小水とある、又附圖の甲の部に就て、三月朔日胃宿の處へ、第二輪の水の字を當て、亦第三輪の朔日を廻し當て、順に押し求は十四日は亢宿に火曜日が直る、猶二十八宿の經釋文の處にて、亢宿の氣風所爲等を觀るべし、次に本命曜は火曜なるが故に、七曜の經釋文の處にて景行を觀るべし、其次に午時の曜を求るに、毎日分て八時と爲す、平明は是れ即ち所直の曜にて、酉戌に至り則ち八時を周る、夜分も八時と爲す、轉じて明日の曉時に到る、即ち次後の曜も是の如く細解して、之を用ふれば、萬に一を失せずといふ、

時を知る法は、方今の一晝夜二十四間は、謂ふ迄もなけれども、經釋の時法は、皆我が國の維新前に用ひ來りし法なるが故、或は迷惑の者もあらん、此故に左項に圖を以て晝夜十二刻を示すべし、是れ昔の一刻は、今の二時間に當る耳、其十二刻といふは、十二支を配當なしたるものである、次項に掲載の上圖を觀

て知了せよ、

借火曜の直日の者が、其刻が何に當るを観る法は、下圖を熟知するを要す、下圖の直日の火曜の經筋と、午時の緯筋との十文字に成る處は、即ち金曜に當る、火曜直日生の者は金曜である、此例に倣は何人にも時の七曜を知る事を得べし、

また晝夜十二刻の用法は、卯の刻を今日の始とし、寅の刻を今日の終と爲すのであるが、若し之を混じ誤用せば、日を撰む法に乖くゆる其効驗を失ふ、能く留意應用せねばならぬ、

次に再び本命宮を求る法は、附圖乙之部を観よ、亢宿は秤宮の中に在る、されば亢宿本命の人は、秤宮を以て本命宮と定む、其宮の所作徳相等は、十二宮の經釋文に就て觀れば知る事を得、

又秤宮は角宿が二足と、氏宿が三足と係り、亢宿の四足とを合したる一宮である、是れ何れを本命宮に取る乎と謂は、朝卯の刻より申の刻迄に生る者は、氏

晝夜十二刻の圖



時七の曜の圖
上段は毎日七曜の圖

	土	金	木	水	火	月	日	
右ハ晝分は一刻一曜とす	日	月	火	水	木	金	土	子刻
	日	月	火	水	木	金	土	丑刻
	月	日	火	水	木	金	土	寅刻
	火	月	日	土	金	木	水	卯刻
	火	月	日	土	金	木	水	辰刻
	水	火	月	日	土	金	木	巳刻
	水	火	月	日	土	金	木	午刻
	木	水	火	月	日	土	金	未刻
	木	水	火	月	日	土	金	申刻
	金	木	水	火	月	日	土	酉刻
	金	木	水	火	月	日	土	戌刻
	土	金	木	水	火	月	日	亥刻
	土	金	木	水	火	月	日	子刻

宿を本命宮とし、酉の刻より寅の刻迄に生る者は、秤宮を本命宮に取る、其他

も此例に従ひ密に考ふる事が肝要とせよ。

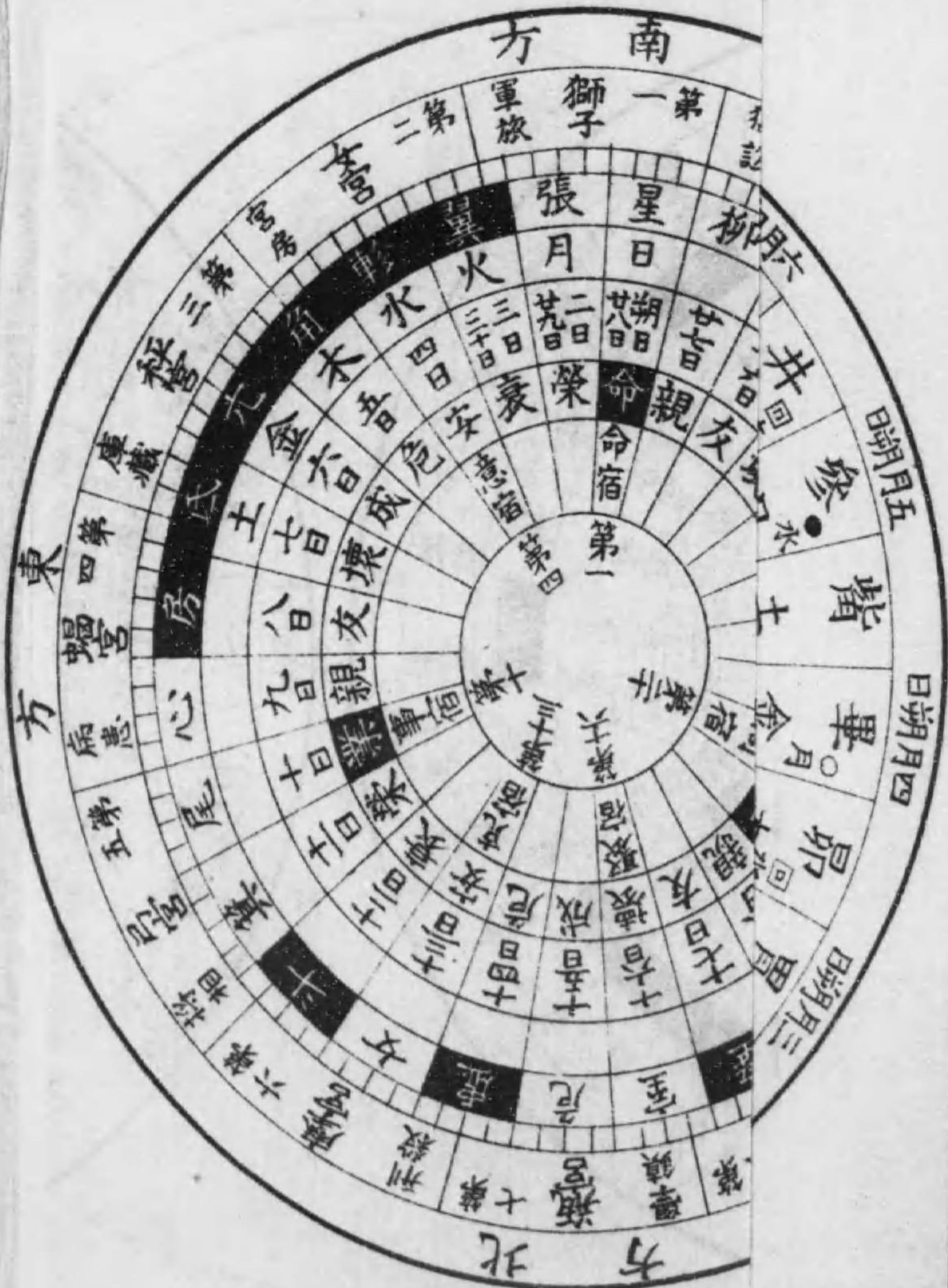
○撰日應用法の例

茲に明治二十四辛卯年に、擇日を示したる例を茲に掲ぐ、此年の三月朔日の大
小を観るに、月は小、七曜は木曜に當る、(附圖甲の部)三月朔日に胃宿の筋へ、
第二輪の木曜の木の字を當て、又第三輪の朔日を廻し當て、而して附圖乙の部
も前の如く作置き、次に亢宿を本命宿と爲す者の撰日ゆゑ、乙圖の第四輪三九
の中にて、命宿の命の字を第一輪の亢宿の筋に合せ考ふれば、朔日が胃宿に木
曜、三九秘法は成宿に當る、三九の吉凶は、三九秘法の經釋の文に就て觀るべ
し、又方位は乙圖を觀れば、北西方より正西方迄に日月五星の七曜が運行司る
ゆる、此方を犯すべからず、若し犯せば災厄を受く、是亦七曜の經釋文に明記
しあるを觀て、災厄の詳細を知るべし、甲圖第三輪の朔日の處に○印は成就日、
東方凶とあるは太白金星が主る、若し避ざる 大災を受くべし、又回印は晝不
成就日、△印は夜不成就日の印である、凡て 方凶日、吉方吉日も三十日の間

此例に倣ひ用ふべし、

◎二日は弟宿に金曜、三九が壞宿は暴悪を討伐に吉とある、此壞宿日は意外の
病難怪我に遇ふ事がある、◎三日は畢宿に土曜、三九が友宿にて中吉、諸七曜
は今日にて一運行し、次の周は四日が日曜に當る、四日の脊宿の處へ(乙圖)第
二輪の日曜の日の字を廻して、方位を觀れば西南の方より正南の方に、日月五
星の七曜が運行司る、以下此に倣ひ一周終れば、次の宿の處へ七曜(乙圖)を廻
す、之を周而復始といふ、以下も此の如く一周運行は七曜の輪を次の宿へ廻す
べし、◎四日は脊宿に日曜、三九が親宿にて中吉、◎五日が參宿に月曜三九が
胎宿にて凶とある、胎宿は動もすれば發病せる事がある、◎六日は井宿に火曜、
三九が榮宿の大吉、此榮宿は吉日なり、されど、經釋文を觀て、巳れが所作に
相應爲すかを觀よ、其他も總て此に倣へ、◎七日は鬼宿に水曜、三九が衰宿の
凶、此直日は灸治療藥正惡の事に吉である、◎八日は柳宿に木曜、三九が安宿
の中吉、◎九日は星宿に金曜、三九が危宿凶、併し歡宴會聚に並に吉、◎十日

圖一

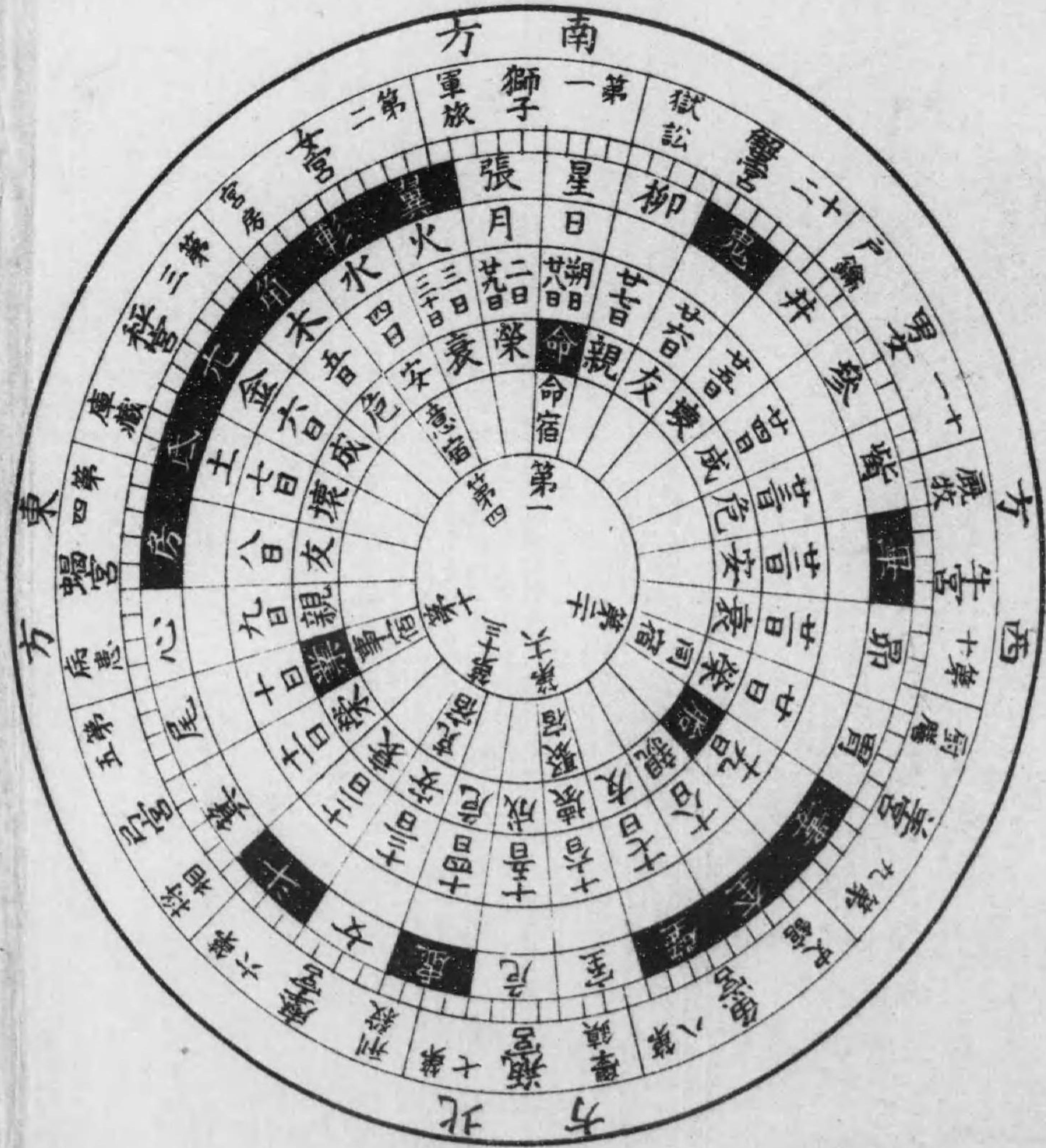


圖之二

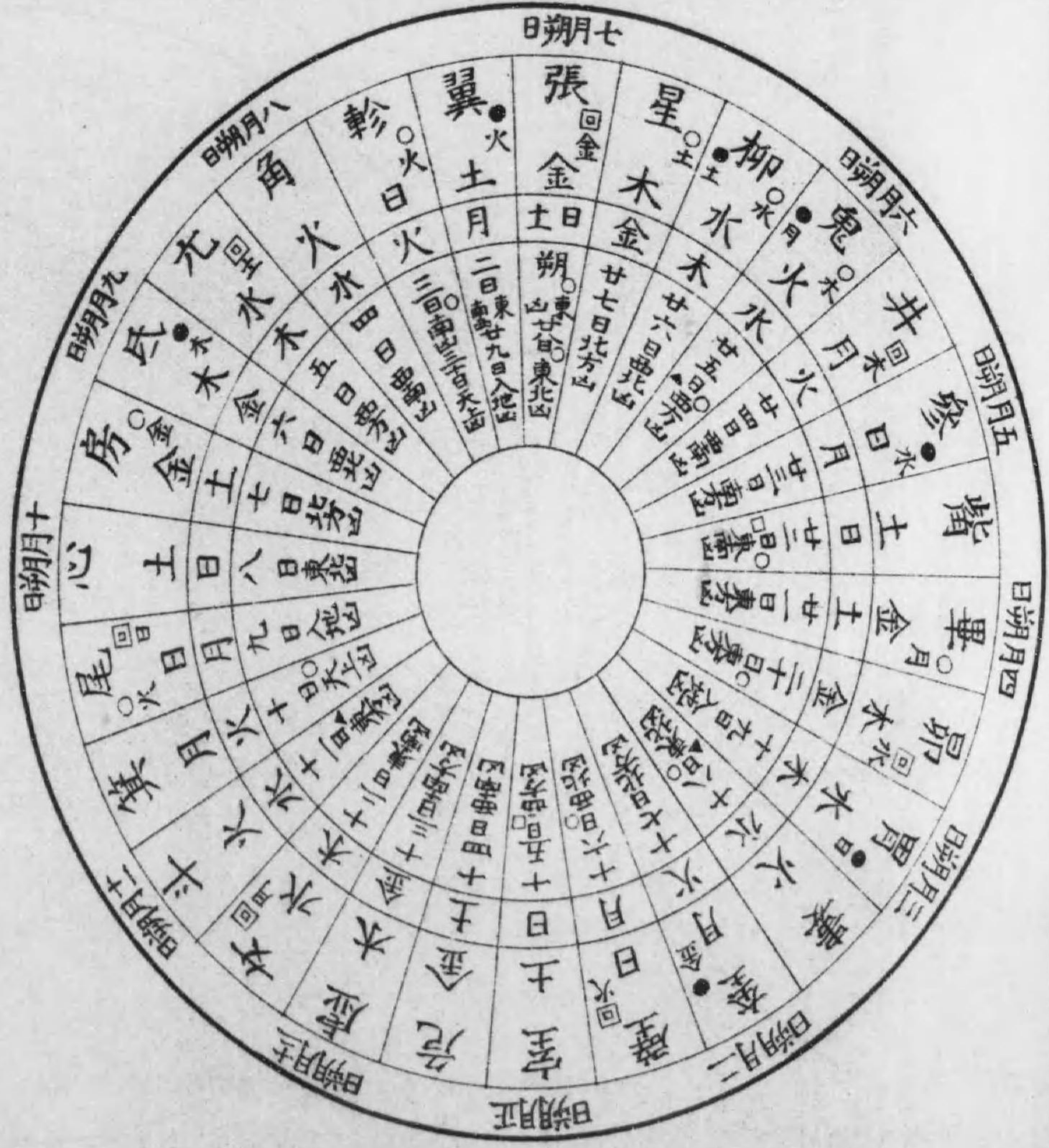
は張宿に土曜、三九が成宿である、甲圖に○印は成就日、亦十日、二十日、三十日天上凶とは、階に登り或は家根普請、或は上棟に忌む、因に云ふ九日、十日、入地凶とは、井を掘り池渠を穿つに凶、是皆太白星が主る故である、七曜の運行を日に約せば、四日より十日迄一日一當直し、方位に約せば、七日に一運行して是亦周而復始ゆる、乙圖の日曜を翼宿の處に廻せば、南東の方より正東の方に、七曜が運行司る方位である、

◎十一日は翼宿に日曜、三九が壞宿凶にて怨讎を降伏爲すに吉、◎十二日は軫宿に月曜、三九が友宿中吉、◎十三日は角宿に火曜、甲圖を観るに角宿より畢宿迄、十八日間に第一輪の七曜の配當せる火曜と、第二輪の火曜とが合日かある、是即ち陵逼といふ、陵逼中は、三九の吉凶翻轉をす事經釋文の如し、以下之に倣へ、今既に三九が親宿凶、◎十四日は亢宿に水曜、三九が命宿凶とある、陵逼に非ざるも命宿胎宿は凶と爲す、亦六害宿の經釋文を観れば、命宿日を犯せば憂厄多しとある、◎十五日が氐宿に木曜、三九が榮宿凶、また甲圖の○印

二十八宿要領附圖



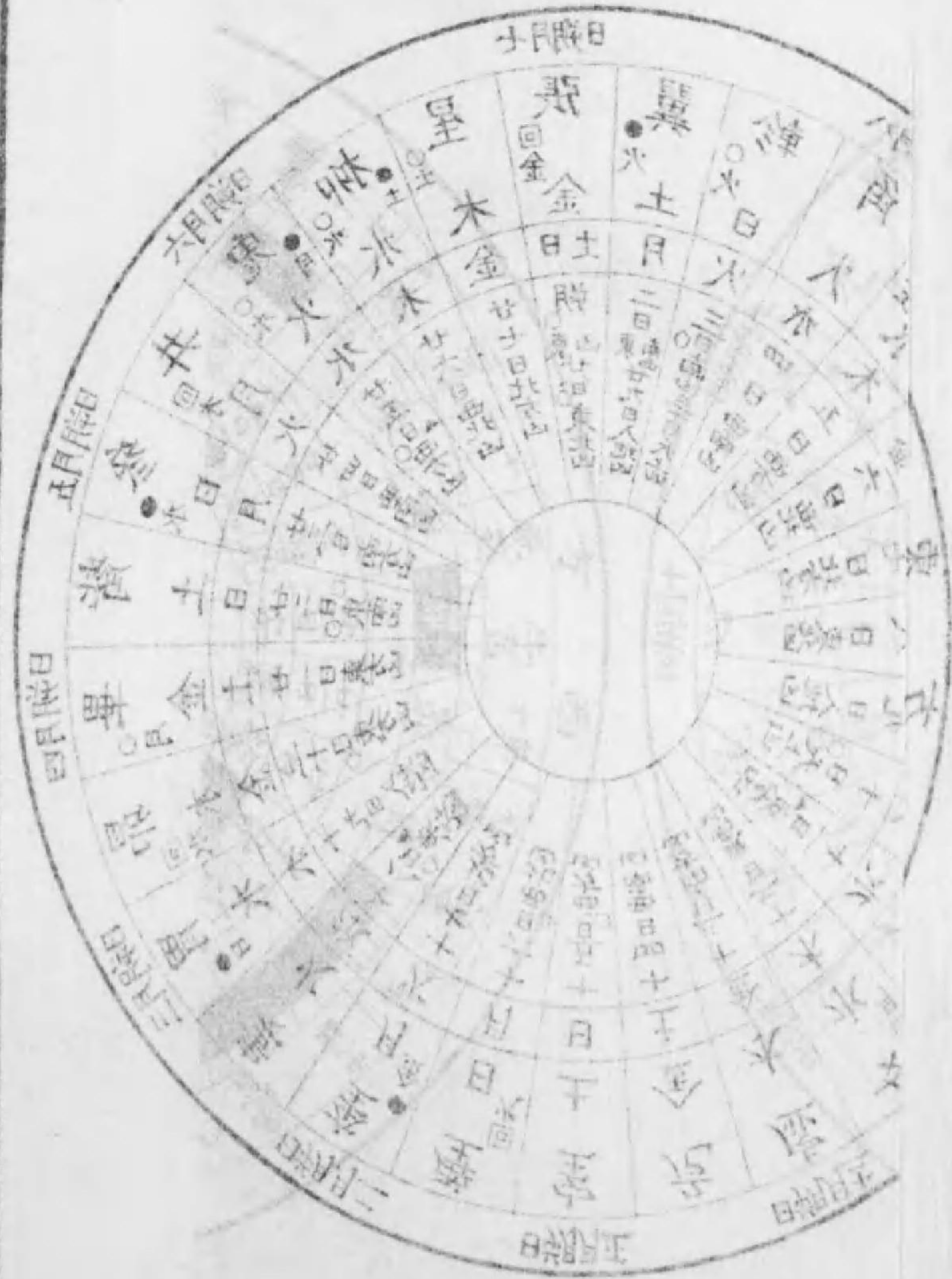
乙之圖



甲之圖

是即ち陵逼といふ、陵逼中は、三九の吉凶翻轉をす事經釋文の如し、以下
 之に倣へ、今既に三九が親宿凶、◎十四日は亢宿の水曜、三九が命宿凶とある、
 陵逼に非ざるも命宿胎宿は凶と爲す、亦六害宿の經釋文を觀れば、命宿日を犯
 せば憂厄多しとある、◎十五日が氏宿に木曜、三九が榮宿凶、また甲圖の印

二十



甲之圖

羅刹日凶、是亦釋文を看よ、○十六日は房宿に金曜、三九が衰宿吉、また甲圖の○印は甘露日と金剛峯日が重る吉日である、○十七日は心宿に土曜、三九が安宿凶、殊に六害宿の經釋文に第四の安宿を意宿と名く、若し犯す者は愁苦多しと、七曜星は既に一周せり、日曜を十八日尾宿の處へ廻す、此時東北方より正北方の間に七曜が運行司る、十八日は尾宿に日曜、三九が危宿吉、甲圖の△印は金剛峯日にて吉日とある、○十九日は箕宿に月曜、三九が成宿凶、○廿日は斗宿に火曜、三九が壞宿吉、○廿一日は女宿に水曜、三九が友宿凶、○廿二日は虚宿に木曜、三九が親宿凶、○廿三日は危宿に金曜、三九が業宿凶、また六害宿の經釋文にて、第十の業宿を以て事宿と名く、此日を犯す者殃咎を招くとある、○二十四日は室宿に土曜、三九が榮宿凶、茲にてまた七曜が一運行である、乙圖の日曜を壁宿の處へ廻せば、七曜は北西方より西南方に運行する、○二十五日は壁宿に日曜、三九が衰宿吉、○二十六日は奎宿に月曜、三九が安宿に當る、六害宿の經釋文に安宿を以て克宿と名く、若し此日を犯す者は官を

失ひ勢を亡ふと、位記有る者一層慎まねばならぬ、◎二十七日は婁宿に火曜、三九が危宿吉、◎二十八日は再び胃宿に水曜、三九が成宿凶、◎二十九日は再び昴宿に木曜、三九は壞宿凶とある、六害宿の經釋文に第十六壞宿は聚宿と名く、若し此日を犯す者は、分居離別せると有るゆゑ、主従の者夫婦等は怖るべし、◎三十日は再び畢宿に金曜、三九が友宿凶とある、

此日の擇法は、文政七甲申三月十四日午時生の人が、明治二十四辛卯年の三月に擇日の例である、何人も此例に倣ひ用ひよ

- 第一が本命宿、○第二が本命曜、○第三が七曜の直時、○第四が本命宮、○第五が七曜が運行方位、○第六が太白の主る方位、○第七が三九秘要、○第八が七曜の陵逼、○第九が陵逼と六害宿と累る時、○第十が甘露日、○第十一が金剛峯日、○第十二が羅刹日、○第十三が成就日、○第十四が晝不成就日、○第十五が夜不成就日等なり、此人受に必要なる事項は、甲乙の二圖に網羅して録すか故に、本巻を熟讀せし者は、書中の要領を一目に知り應用

白黒月所宜吉凶曆

を爲す事を得、是即ち多忙き者に頗る簡便法なる事を知るべし、
白黒月所宜吉凶曆、
毎月一日十六日、梵云蓋闍底下、此云梵王下是建名日、宜爲善業、學伎藝、苦節修行、布施等事、及作愛敬增益、長久定事、竝吉、不宜遠行。

此白黒月の吉凶曆は、已に上卷に於ても説き玉ふ處なるが、毎月の吉凶日を再び詳細に説き玉ふのである、
毎月一日十六日は梵天王が降る日である、蓋闍底といふは梵王の別名である、以下の日は其神名を畧す、此日を建名日と名く、善業を爲し、伎藝を學び苦節修行し、布施等の事に宜し、また愛敬增益とは商業等の錢貨を儲る事業、また長久に定る事を作すに竝に吉である、されども遠行は宜しくない、
二日、十七日、是得財日、梵云苾利訶駁益底神下、此云道化神下宜按摩合藥、作工巧法、遠行進路、結交婚姻。

此日は、是れ得財日と名く、按摩して身体を養ひ、薬を合せ工巧の手藝の業を
作し、また遠行し路に進み、交り結び婚姻等に宜しき日である、

三日。十八日。是威力日。梵云毗紐神下亦云那羅天下宜摧敵除逆。調習象
馬四足諸畜等。及訓獎惡人下賤之類。營田種蒔。有大爲作事。皆
吉。十八日夜惡。中夜已後還吉。

此日は是れ威力日と名く、敵を摧き逆賊を除き、馬等の四足の諸畜類等を調習に
に宜しい、また悪人下賤の者に訓るにも宜し、また農業し種蒔し、大に爲作事
皆吉である、十八日の夜は悪しく、中夜已後は還て吉日となる、

四日。十九日。是猛武日。梵云閻謨神下。作惡業。日是殺害日。與一切不善事。殘酷業。皆悉相應。宜摧敵。破逆吉。餘竝凶。四日夜不吉。中夜已後吉。

此日は、是れ猛武日と名く此日は却て惡業を作す日にて是れ殺生日といふ、一
切不善の事殘酷の業に悉く相應せり、敵を摧くに宜し逆賊を伐つに吉、其餘は

竝に凶である、四日の夜は不吉、中夜已後は吉となる、

五日。二十日。是圓滿日。梵云蘇謨神下此云三月天子下宜修福善業。作臥具
牀座。衣服莊飾物。及車輿等物。營田宅結婚姻。凡諸慶樂事。竝吉。

此日は是れ圓滿日と名く、福を修し善業等および臥具牀具、衣服莊飾の物、車
輿等の物を作るに宜しい、また田宅を修營し、婚姻を結び、凡て諸の慶樂の事
に竝に吉である、

六日。二十一日。是求名日。梵云摩羅神下此云三童子天下宜諸久長安定之
事。營田宅及天廟。福舍伽藍。建城邑。立牛馬等諸畜坊廐。竝吉。不
宜遠行進路。

此日は是れ求名日と名く、諸の久長安定の事に宜し、田宅および廟福舍伽藍を
造營し、城邑を建て牛馬等の諸畜房廐を立るに竝に吉である、遠行路に進む事
は宜しからず、

七日。二十二日。是朋友日。梵云七婆怛沙邪僊神下此云北斗下宜結朋

友安定之事。王者服新衣。及燾幟。牀座。臥具。大寶嚴飾之物。竝吉。
二十二日。晝。惡午後吉。

此日は朋友日と名く、朋友と結び安定の事に宜し、王者が新衣を服し、燾幟牀座、臥具、大寶嚴飾の物を作るに竝に吉である、二十二日の晝は悪しきも午後は吉である、

八日。二十二日。是力戰日。梵云。婆娑善神下。宜力用之事。宜修造
攻戰之具。置邊衝險固城壘。穿壕澗。調乘象馬等事。竝吉。八日。晝
惡午後吉。

此日は是れ力戰日と名く、力を用ふ事に宜し、攻戰の具を修造し、邊土に要處を置き、城壘を險固にし壕澗を穿ち、馬等を調乗等の事に竝に吉、八日晝は悪しきも、午後は吉日となる、

九日。二十四日。是凶猛日。梵云。嚕達囉尼神下。宜圍城縛敵。進途
伐逆取毒。不宜入宅。修理髮凶。

此日は是れ凶猛日と名く、此日は城を圍み敵を縛し、途に進み逆を伐ち毒を取るに宜し、入宅に宜しからず髮を修理に凶し、

十日。二十五日。是善法日。梵云。蘇達謨神下。宜作久長事。及
急速事。置井穿鑿坑澗。行法修道。及作功德。福舍伽藍。凡諸順法
及愛敬等事。皆吉。二十五日夜不吉。半夜已後通吉。

此日は是れ善法日と名く、此日久長の事及び急速の事に宜し、井を置き坑や澗を穿ち、法を修し道を修し、功德福舍伽藍を作るに宜し、凡る諸の法に順ひ愛敬等の事皆吉法を修し以下は密宗の修法である、二十五日の夜は不吉、半夜已後は通して吉と爲す、

十一日。二十六日。是慈猛日。梵云。嚕捺噓神下。宜新立宅舍
營天廟。城邑官曹館室伽藍殿塔。及火祭室功德福舍。竝吉。十一
日夜惡。中夜後還吉。

此日は是れ慈猛日と名く、新に宅舎を建るに宜し、天廟城邑官曹館室伽藍等、火祭室福舎等を造營に吉である、十一日の夜は悪しきも、中夜の後には還て吉日となるべし、

十二日、二十七日、是名聞日、梵云阿逸都神下、宜作久長安定事、及修輦輿、嚴飾頭髮、置倉生藏等吉、不宜放債取債、

此日は是れ名聞日と名く、久長安定の事を作し、輦輿を修覆に宜し、頭髮を嚴飾し、倉を置き生藏等並に吉である、(生藏は藏を生すと訓み藏を造るをいふ、又生藏は生物を貯ふ藏ならんといふ)放債取債に宜しからず、

十三日、二十八日、是最勝日、梵云盃折底神下、所為急速事、修衣服、花鬘、金寶、嚴飾等事、又宜愛敬之事、取婦人、及乘車輩等、並入壇場、習行道術、立吉、

此日は是れ最勝日と名く、所為急速の事、衣服、花鬘、金寶、嚴飾の事等を修し、愛敬の事に宜し、婦人を娶り車輩に乗り、また壇場に入り道術を習ふ等並

の吉である、

十四日、二十九日、是勇猛日、梵云藥樹神下、宜往擒縛相詭誑事、暴虐惡人、作非法之物、宜行詐妄、詭誘、怨敵、彼必信受、不宜遠行進路、二十九日晝惡、午後吉、

此日は是れ勇猛日と名く、此日往きて叛犯人を擒縛し、相詭誑なす事に宜し、暴虐の惡人等の非法を物を作すと、詐妄を行ひ詭誘に宜し、怨敵も必ず信受せん、遠行路に進むは宜しからず、二十九日は晝惡しきも、午後は吉である、

十五日、三十日、是吉相日、梵云必多盧神下、宜祭先亡、宜作婆羅門大祠、求安隱法、及布施供養父母尊者、諸天、持齋戒、施食、及諸祭祠吉、十五日晝惡、午後吉、

此日は是れ吉祥日と名く、此日先亡を祭るに宜し、安穩の法を求め、父母尊者、諸天に布施供養し、齋戒を持し食を施し、諸祠を祭るに吉日である、十五日は晝は惡しきも、午後は吉日である、

右每月日所宜用吉凶如前必審用之萬不失一其晝夜善惡並如前嘉釋二十七宿十二宮圖

唐用二十八宿西國除牛宿以其天
主事之故十二宮猶唐十二次又說

云西國以子丑十二屬記年以星曜記日不用甲子者以宿曜於人尤切於事尤當故經云日有一倍力宿有四倍力曜有八倍力好時力萬倍焉

每月用ふるに宜しき所の吉凶は前解の如くなるが審に之を用ひは萬に一を失せずと其晝夜の善惡竝に前の二十七宿十二宮の圖に說玉ふ處の如くである、景風が曰く唐にては二十八宿を用ひ西國(天竺)は牛宿を除く其天主として之に事ふるがゆるである、十二宮は唐の十二次の如くである、又の説に云く天竺は子丑の十二支を以て年に屬記し星曜を以て日に記し甲子を用ひない宿曜は人に於て尤も切に事に於て最も當るゆるである、經文に云く日を用ふるは一倍の力がある二十八宿を用ふるは四倍の力がある七曜を用ふるは八倍の力があるまた好時を并用ふるは力は萬倍といふ是れ功德力の比例を擧て釋せらる處である

○此經に二十八宿を配置し、毎月望日および、十二宮等を記せし圖有り、其圖を熟閱爲すに、經文と符合せざる圖なり、恐らく後人が挿む圖ならん、若し其圖を掲る時は、學者に迷ひを起さしむる如き虞れがある故に、茲に省て録るざるなり、請ふ之を諒察せよ、

西國皆以十五日望宿爲一月之名故二月爲角月西國以二月爲歲首以其道齊

景正日夜停分時淑氣和艸木榮茂一切增長故梵天折爲三曆元

三月名氏月四月名心月五月名箕月六月名女月七月名室月八月名婁月九月爲卯月梵語昂星名迦提也十月名蕤月十一月名鬼月十二月名星月正月名翼月夫欲知二十七日宿者日先須知月望宿日欲數一日至十五日己前白日日者即從十五日下宿順數即得但依此即定

假如二月十五日是角日十四日是軫日十三日是翼日若求十五日己

後者。即十五日。是角日。十六日。是元日。十七日。是氏日。他皆倣此。

此經釋は黑白月の事を詳細に説き、猶景風が注釋文を加へたのである、儲西國は(天竺以下之に倣へ)十五日望の宿を以て一月の名と爲す故に、二月を角月と爲し、天竺は二月を以て歲首と爲せり、其道齊しく景正しく日夜停分にて、時淑に氣和し草木も榮茂の時にして、年中の好時なるをいふ、是れ一切のものが増長爲すが故に、梵天が折て曆元と爲す、三月を氏月と名け、四月を心月と名く、五月を箕月と名け、六月を女月と名く、七月を室月と名け、八月を婁月と名く、九月を昂月と爲す、(梵語には迦提迦と名く、天竺には五月十五日に雨降れば安居して、八月十五日に至り満す、已後九月十五日に至り、已來自恣せり、故に號て迦提と爲すとは、但し星名を取るのみ、今中國の迦提は、即ち是事である、妄は別て訓釋を爲すは大に誤である、十月を觜月と名け、十一月を鬼月と名く、十二月を星月と名け、正月を翼月と名く、夫れ二十七宿を知らんと欲する者、先づ月望の宿日を知るべく、一日より十五日に至る己前、白月の日

を數んと欲せば、即ち十五日より下の宿を逆之を數へ、十六日已後三十日に至る、即ち十五日より下の宿を順に數へ上れば即ち得る、但し此に依て即ち定る、假令は二月十五日は是れ角日、十四日は是れ軫日、十三日は是れ翼日、若し十五日已後に求めは、即ち十五日は是れ角日、十六日は是れ亢日、十七日は氏日である、其他は皆此に倣ひ知れと釋せらる、

夫欲求人所属宿者。即於圖上取彼生月十五日。下宿從此望宿。逆順數之。至彼生日止。則求得彼人所屬宿也。
又法畧算求人本命宿。先下生日數。又虛加十三。訖。即從彼生月望宿用上位數。順除數盡則止。即得彼人所屬命宿。
假令有人二月十七日生者。則先下十七。爲位。又虛加十三。共得三十。即從二月望宿角亢。房二十七宿。一周法除之。訖餘三算。即角餘一。亢餘二。氏餘三。則彼人是氏宿。生他皆倣此。
夫れ人の所屬の宿を求んと欲する者は、即ち圖の上にて於て彼の生月十五日より下の宿を取り、此望宿より逆と順とに之を數へ、彼の生日に至て止り、則ち彼

の人の所属の宿を求め得るのである、

また人の本命宿を算へ求るには、先の下の生日の數に、又虚に十三を加へ訖て、即ち彼の生月の望宿より、上の位の數を用ひ順に除き數へ盡す時は則ち止む、彼の人の所属の本命宿を得る、假令は人有て二月十七日に生る者は、則ち先つ下の十七を位と爲し、又虚に十三を加へ共に三十を得る、即ち二月の望宿より角、亢、氏、房等の二十七宿か一周の法之を除ひ訖り、其餘るの三を算へ、即ち角宿は餘る一、亢宿は餘る二、氏宿は餘り三となる、則ち彼の人は是れ氏宿に生る人である、其他の者も皆此例に倣ひ知れと釋せらる、

夫取宿直者皆月臨宿處。則是彼宿當直。又月行有遲疾宿月復有南北前後隨合。如何可知。則以後頌言求之可解。頌曰。

六宿未到名合月。

十二宿月左右合。

九宿如犢隨母行。

從奎宿數應當知。

頌言六宿未到名合月者。則從奎。婁。胃。昂。畢。觜。此六宿月未至。宿月則名彼宿直也。十二宿月左右合者。即參。井。鬼。柳。星。張。翼。軫。角。亢。氏。房等。此十二宿日臨彼宿上。及前後南北竝取屬彼宿用得也。九宿如犢隨母行者。則配月爲母。配宿爲犢。則月居宿前。宿居月後。如犢母之像也。當以此頌復驗之於天。則宿日用之無差。此皆大仙密說也。

夫れ宿直を取るには、皆月の宿に臨む處、則ち是れ彼の宿の當直である、又月の行くに遲疾がある、宿と月とに復南、北、前、後、隨合こと有り如何、則ち後の頌言を以て之を求めは了解かてきる、

頌に曰く「六宿未九到らず、月に合ふと名く」、此は奎宿より婁宿、胃宿、昂宿、畢宿、觜宿の此六宿は、月は未九宿に至らず、月は則ち彼の宿に直と名く、「十二宿の月、左右に合とは、即ち參宿、井宿、鬼宿、柳宿、星宿、張宿、翼宿、

軫宿、角宿、亢宿、氏宿、房宿等の十二宿の日は、彼の宿の上に臨むにおよひ、前後南北竝に取て、彼の宿に属して用ふる事を得る、「九宿は犢の母に隨ひ行か如し」と、則ち月に配して母と爲し、宿に配して犢と爲す、則ち月は宿の前に居る、宿は月の後に居る、犢の母の像の如くてある、「奎宿より數て應に當に知るへし」と、當に此頌を以て復た之を天に驗すへし、則ち宿日之を用ふる差ふ事なし、此天に驗すとは、天象の實地に就て試よ、是の如しといふ事であるが、若し附圖の二十八宿を以て月の出入の順序を推究せば、即時に其理を氷解爲すてあらう、

二十七宿所爲吉凶曆

此二十七宿所爲吉凶曆とは、是亦上卷に於て經釋とも記載せしか、此處に再ひ其所爲吉凶か各宿に就て、異なる所あるを詳説し玉ふのである、最も六位等は省かれてをる、

昴宿宜火作煎煮等事、檢算畜生、印畜生、融酥和合、作牛羊諸畜坊舍、及放牧入溫室、種蒔黃色赤色等物、入宅及石金作等吉、宜伐逆除怨、作剃剪之具、賣物求長壽、求吉勝事、不宜修理髮髮、及遠行道路、宜莊飾冠帶、佩服金雕等寶物、

昴宿は火を以て煎し煮る等の事を作すに宜し、また畜生を檢算し或は畜生に印し、酥酪を融あけ和合し、牛羊諸畜の房舍を作り、及び放牧を溫室に入れ、黄色赤色の物を種蒔し、入宅し、石また金を以て物を作る等に皆吉である、逆賊を伐ち怨讎を除き、剃剪の具とは剃刀、刃物の類を作り、物を賣りまた長壽を求め吉勝の事を求めるによろし、髮髮を修理し、旅行に宜しからず、冠帶佩服金雕等の寶物を莊飾に宜しいのである、

畢宿宜農桑種蒔、修田宅、嫁娶、作厨舍、作食、作畜生舍、通決渠河、修橋梁、作諸安定之事、作衣服、並吉、不宜取債、放債、宜納穀及酒

食雜物不宜生財

畢宿は農桑業の者種蒔し、田宅を修理し、嫁娶し、厨舎を作り食を作り、獸類の舎を作り、渠河を通決し、橋梁を修繕し、諸の安定の事を作すに宜し、衣服を作る等竝に吉である、取債放債は宜しからず、穀を納れ酒食雜物に宜し、生財とは財を得る事には宜しからず、

觜宿作急要事及和善事並吉宜種蒔白汁樹艸等又宜王者作舍作蠶牀座又入新宅嫁娶修理髮洗浴求吉勝法著新衣嚴飾作喜樂調畜生作除災謹身呪術壇場之法祭星曜作警並吉觜宿は急速の事及び和善の事を作すに竝に吉である、白汁の樹艸等を種蒔し宜し、また王者の舎を作り、又蠶牀座を作るに宜し、新宅に入り嫁娶し、髮を修理し、洗浴爲す等、吉勝の法を求作し、新衣を著し、嚴飾喜樂の事を作し、畜生を調へ、災害を除ひ身を謹み、呪術壇場の法は密宗の修法を作し、星曜を祭

り、また醫等を作す竝に吉、

參宿宜求財及諸剛嚴事穿池賣有乳畜生造熟酥壓油代酒壓甘蔗種甘蔗收獵及置關津等

參宿は財を求め及び諸の剛嚴の事、池を穿ち、また乳ある畜生を賣り、熟酥を造り、油を壓し、壓は絞るをいふ、酒を代へ、甘蔗を壓し、甘蔗を種る、收獵し關津を置くに宜し、關は昔し要處に調番所を置くをいふ、津は水の集る處大津等の地名の如く、凡て要處に關を置く意にて、方今の税關の如きをいふ、

井宿有所惠施必獲大果有所置事必成就宜作諸祭法婆羅門祭天法宜嫁娶及納婦人必子息繁盛此宿所作事皆成吉唯不宜合藥服

井宿は惠施の事を爲せば大果を獲る、大果は結果といふに準し、又所置の事あれは、必ず成就せり、また諸の祭る法を作し、婆羅門は天竺の宗教佛教外の法

をいふ、天を祭る法に宜し、嫁娶し婦人を納るに宜し、必ず子息繁盛する、此宿の所作事は皆吉と成る、唯薬を合せ服すに宜しからすと誠しむ、
鬼宿所作皆吉。求聲譽長壽。若爲生事。及諸端嚴相將。其服拜官。勝位有所爲。求並皆吉祥。福德增長。又宜遠行進路。理髮著新衣。及洗浴等事。並吉。

鬼宿は所作は皆吉である、聲譽また長壽を求る、若し生事を爲し、及び諸の端嚴相將か其服を拜し官の勝位の所爲の求め有る、竝に吉祥にして福德增長せり、又遠行し路に進み、また髪を理め新衣を著るに宜し、及び洗浴等の事竝に吉である、

柳宿宜嚴飾事。是伐逆圍城掩襲討潜竊訖誓詐敵人時此宿兩者必蚊蟻苗稼滋盛吉。

柳宿は嚴飾の事、是れ逆賊を伐ち城を圍み掩襲し、潜竊を討ち、誓ひ訖て敵人

を詐るに宜し、時に此宿日に雨降れば蚊蟻有り、苗稼滋盛大にて吉である、
星宿凡諸種蒔皆吉。唯不宜種蠶。宜取五穀等種芸。又宜修宅。祭先亡將五穀入宅作諸住定業。竝吉。亦宜修理鬢髮。

星宿は凡る諸の種蒔に皆吉、唯蠶を種るに宜しからず、五穀を取り、芸を種るに宜し、又宅を修覆し先亡を祭り五穀を將て宅に入る宜し、諸の住定業を爲す竝に吉である、亦鬢髮を修理に宜しといふ、

張宿宜喜慶事。求女嫁娶。修理宅。作衣服嚴飾物。作愛敬法等。竝吉。

張宿は喜慶の事に宜し、女を求め嫁娶し、宅を修理し、衣服の嚴飾の物を作り、愛敬の法を作す愛敬の法は(密宗の修法にて、庶人の福德貨財等を祈るをいふ)、作す等に竝に吉である、

翼宿所作皆吉。置宅垣牆穿壕。作市作城邑。作車輿。修農商業。種

蒔嫁娶凡作諸安定之事竝吉。

翼宿は所作皆吉なり、宅に垣牆を置き、壕を穿ち市を作し、城邑を作り、車輿を作り、農商の業を修し、種蒔し、嫁娶し、凡て諸の安定の事を作す竝に吉である、

軫宿宜諸急速事遠行向外國修理鬚髮取象調象乘象學技藝求女嫁娶服著衣裳穿池修園圃造垣牆等吉除蕩竊逆南行大吉。

軫宿は諸の急速の事外國に向ひ旅行し、鬚髮を修理し、象は我國に産せざる者ゆる畧す技藝を學ひ女を求め嫁娶し、衣裳を著服し、池を穿ち園圃を修し、垣牆等を造る吉である、竊逆を除蕩に宜し、また南方へ行く大吉と爲す、

角宿宜嚴飾事取雜色衣作安膳那服藥及取珊瑚金銀赤銅摩尼金剛諸寶物等諸珍帛物王者嚴服觀兵及進路作求安穩祭

祀天神寶賜將士金銀百穀衣物入城作花鬘臥具歌舞詠唱並餘技藝等竝吉。

角宿は嚴飾の事雜色の衣を取り、安膳那は未考、藥を服すに宜し、珊瑚を取り金銀赤銅摩尼金剛等諸の寶物の類、諸の珍帛の物を取り、王者服を嚴りて兵を觀、れよひ路に進み、安穩を求め天神を祭祀を作し、將士に寶金銀百穀衣物を賜ひ、城に入り、花鬘、臥具を作り、歌舞詠唱し、并に餘技藝等を作す竝に吉である、

亢宿宜調馬驟驢等必易馴快利宜教擊諸鼓樂等嫁娶結朋友宜發遣怨讎不宜自行動宜種蒔艸木種穀小豆大豆烏麻等皆吉。

亢宿は馬等を調ふに宜し、必ず馴れ易く快利かある、諸の鼓樂を擊くことを教へ、また嫁娶し、朋友に結ふに宜し、怨讎を發遣爲すに宜し、自ら行動に宜しから

す、艸木を種蒔し、また穀、小豆、大豆、烏麻等を種るに宜し、此等の所作皆吉である、

氏宿宜作農具種大麥小麥稻粟等並種蒔諸果樹並吉凡諸有大爲作事並不可作宜醞酒漿宜種蠶栽樹甘蔗等並吉

氏宿は農具を作るに宜し、大麥小麥稻粟等を種る、并に諸の果樹を種蒔爲すに並に吉、凡そ諸の有ゆる大に爲作事は、並に作すへからず、酒漿を醞すに宜し、蠶を種るに宜し、樹を栽る甘蔗等も吉である、

房宿宜結朋友婚姻凡和諸善事喜樂吉祥事交好往還及攝情受戒布施發使置官修道學藝工巧等吉

房宿は朋友また婚姻を結ぶに宜し、凡そ和諸の善事、喜樂吉祥の事、交好の往還、および情を攝し、戒を受け布施し、使を發し官を置き、道を修とは密宗の修法をいふ、藝を學ひ工巧等の事に吉である、

心宿宜作王者所須事亦宜嚴服昇位及取捉象馬調乘諸畜等宜按摩必得身分潤滿宜事王者及取左右驅使人等宜修髮髮作農桑業唯除營功德事自餘不可輒出財與人及放債凶

心宿は王者の所領の事を爲すに宜し、服を嚴にし昇位の事、馬等を取捉る、また諸畜を調乘に宜し、按摩なせば身体潤滿爲す事を得へし、王者に事へ左右驅り使ふ人等を採用に宜し、鬢髮を修し、農桑の業を作すに宜し、唯功德の事を營心事を除き、自餘は輒ち出財して人に與ふへからず、および放債は凶である、

尾宿宜作服著事蒔樹種根及取煎吉又宜剛嚴事洗浴除滅厭呪種壓蒲萄甘蔗置宅置藏作愛喜事合湯及散阿伽陀藥并壇場事並吉

尾宿は著服の事を作すに宜し、樹を蒔る根を種る、および取り煎るに吉である、また剛嚴の事に宜し、洗浴し厭呪を除滅し、蒲萄甘蔗を種る、宅を置き藏を置

き愛喜の事を作し、また薬を合湯し并に壇場の事等竝に吉である、又散阿伽陀とは薬名である、

箕宿宜剛嚴事又堀溝渠穿池井通決河流種水生花及根實者修園圃醞酒漿及作橋梁等竝吉

箕宿は剛嚴の事に宜し、溝渠を堀り池井を穿ち、河流を通決し、水生の花および根實の物を種る、園圃を修し、酒漿を醞し、および橋梁を作る等竝に吉である、

斗宿宜著新衣及安久事置藏修理園林造車輿等乘載之物營田宅城邑福寺舍等作戰具及諸用物竝吉

斗宿は新衣を著し、および安久の事に宜し、藏を置き園林を修理し、車輿等の乘載の物を造り、田宅城邑福寺舍等を營み、戰具および諸の用物を作る竝に吉である、

女宿凡爲公事皆吉出城外發敎命除逆敵置城邑立宰輔發兵作戰具取與及呈學技藝穿耳修理髮髮按摩茲吉不宜著新衣及競財穿池等宜供養尊者諸天父母及諸貴勝

女宿は凡そ公事を爲すは皆吉である、城外に出て敎命を發し、逆敵を除き、城邑を置き宰輔を立て、兵を發し戰具を作り、或は取り與へ等、および技藝を示し學び耳を穿ち髮髮を修理し、按摩爲す等竝に吉である、新衣を著し財を競ひ、池を穿つ等に宜しからず、尊者諸天父母および諸の貴勝の事に供養爲すに宜しと爲す、

虛宿宜諸急速事宜學問及夜欲作求子法求子法者賀利母其法也問決密師

不宜畫作主產閤官宜供養婆羅門置城邑及置兵官財等又宜還人財物賣畜生著衣著莊嚴具作商業新置技藝茲吉

虛宿は諸の急速の事に宜し、學問および求子の法とは密宗の修法をいふ、産を

主る閹官は役人をいふ、婆羅門に供養し、(佛教以前の宗教である) 城邑兵官財を置に宜し、又人の財物を還し、獸類を賣るに宜し、衣を著し莊嚴の具を著し、商業を作すに宜し、新に技藝を置くに吉である、

危宿宜合藥取藥服藥置藥並大吉又宜嚴峻破惡之事穿河池等及種麻豆等發遣商人納財置吏取醫置藏造船船醞酒漿等及沽賣商販吉不宜出財

危宿は藥を合すに宜し、藥を取り、或は服す等に並に大吉である、嚴峻惡を破る事に宜し、河池等を穿ち、及び麻豆等を種る、商人を發遣し財を納れ、吏を置き醫を取り、藏を置き舟船を造り、酒漿を醞し、および沽賣商販に吉なり、財を出すは宜しからず、

室宿宜作端嚴事勘逐罪非除滅兇逆誑詭敵人諸事並不宜作室宿は端嚴の事を作すに宜し、罪非を勘逐し、兇逆を除滅し敵人を誑詭し、諸

事竝に作すに宜しからず、

壁宿宜作求長壽增益法不宜南行宜造城邑取衣取財嫁娶婚姻等喜善事皆吉

壁宿は長壽增益を求る法を作すに宜し、南方に行に宜しからず、城邑を造るに宜し、衣を取り財を取り、嫁娶し婚姻等の喜び善事を作すに皆吉である、

奎宿取珍寶宜造倉庫及牛羊坊校算畜生造酒融酥及作堤堰研眼藥著新衣服飾莊嚴遠行進路作和善事急速事竝吉

奎宿は珍寶を取り、倉庫及び牛羊の房を造り、畜類を校算し、酒を造り酥を融あけ、および堤堰を作り、眼藥を研り、新衣を著し服飾を莊嚴し、遠行路に進むに宜し、和善の事、急速の事を作すに吉とす、

婁宿宜諸急速事與藥取藥調乘象馬及出賣等竝吉婁宿は諸の急速の事に宜し、藥を與へまた取り、馬等を調乗り、および出賣等

に竝に吉である、

胃宿宜爲公事及王者之善事亦宜作嚴整之事伐逆除兇并調訓在下及馬等畜生竝吉。

胃宿は公事および王者の善事を爲すに宜し、亦嚴整の事を作すに宜し、逆賊を伐ち兇徒を除き、下に在る者を調訓し、および馬等の畜生を飼ふ事竝に吉である、

安重畢翼斗壁此四是安重宿宜造莊宅宮殿寺觀義堂種蒔栽接修立園林貯納倉庫收積穀麥結交投友成禮爲婚册君王封將相授官榮錫班職造裝具設齋供入道修行及祈安穩并就師學入壇場受灌頂造一切久長事務悉須爲之皆吉唯不宜舉債充保遠行進路造酒剃毛髮除爪甲結仇嫌懷讎隙習妬慾學擣

蒲等竝凶。

安重宿は畢宿、翼宿、斗宿、壁宿、此四宿をいふ、莊宅宮殿、寺觀議事堂を造り、種蒔又栽接き、園林を修立し、倉庫に貯納し、穀麥を收積し、交り結び友に投し、禮を成し婚姻を爲し、君王を册し將相を封し、官榮を授け班職を錫ひ、裝具を造り、齋供に設け、道に入り修行し、および安穩を祈念し、并に師に就き、壇場に入り灌頂を受け、一切久長の事務を作す事、悉く之を爲すに皆吉である、唯債を舉げ、保に充るに宜しからず、遠行し路に進み、酒を造り、或は毛髮を剃り、爪甲を除き、仇嫌に結び、讎隙を懷ひ、妬慾を習ふ等竝に凶である、

和善觜角房奎此等四是和善宿宜入道門學技藝能習呪法結齋戒入壇受灌頂建功德設音樂吉祥事慶善業成禮求婚還錢舉債見君王參宰相服飾新衣裳冠帶好珠寶作交關營家業進

途結親友服湯藥醫療服造一切穩善事務悉須爲之吉。

和善宿は猪宿、角宿、房宿、奎宿、此四宿をいふ、道門に入り技藝を學び、能く呪法を習ひ齋戒を結び、壇場に入り灌頂を受け、功德を建る等は、凡て密宗の修法をいふ、音樂を設け吉祥の事、慶善の業、禮を成し婚姻を求め、錢貨を還し債を舉げ、君王に見へ宰相に參る、新衣裳冠帯を服飾し、珠寶を好み交關を作り、交關とは貿易市場をいふ、家業を營み途に進み、親友に結び湯藥を服すに宜し、醫療服造一切、穩善の事務を爲す等は悉く吉である、

毒害參柳心尾此等四是毒害宿宜圍城破營徵兵喫賊欺誑鬪爭列陣交鋒申決烈破和合行盜劫設誓榜蒲博戲造械具戰具閱兵馬點募健兒探覘寇敵斬決兇逆誅戮罪人施毒藥施礮害調習象馬練漉鷹犬一切猛浪事務悉須爲之吉其尾宿日宜種蒔苗稼栽接樹木營造宅屋立園林一切嚴固鬪競剛柔猛浪辛

苦等事並宜作之

毒害宿は參宿、柳宿、心宿、尾宿、の四宿をいふ、城を圍み營陣を破り、兵を徵し賊を喫ふ、欺誑鬪爭陣を列し、鋒を交へ申決し、烈破し和合し、盜劫を行ひ、誓を設け、戰具を造り、兵馬を鬪る、健兒を點募しは、徵兵をいふ、寇敵を採覘ひ、兇逆を斬決し罪人を誅戮し、毒藥を施し礮害を施し、礮とは食に沙を交へあるをいふ、又馬等を調習し、鷹犬を練漉し、一切猛浪の事務悉く之を爲すべし、其尾宿日は苗稼の種蒔し、樹木を栽接し、家屋を營造し、園林を立つ等一切の事、また嚴固鬪競し、剛柔猛浪辛苦等の事を、並に之を作すに宜しとある、

急速鬼軫牛婁此四是急速宿宜放錢貸債買賣交關行途進路往使征伐賈客上道商主過積調伏畜生教習鷹犬設齋行施習讀經書教人典誥學諸技能服食湯藥并受佩持護身之術豎幢

建旌麾造扇陣營蓋傘入壇場受灌頂騎象馬乘輿一切事務悉須爲之。

急速宿は、鬼宿、軫宿、牛宿、婁宿、の四宿をいふ、錢貨を放ち債を貸し、買賣交關爲すに宜し、遂に行き路に進み、往て征伐せしめ、買客道に上り、商主積を過ぎ、畜生を調伏し鷹犬を教習し、齋を設て施を行ひ、經書を習讀し、人に典詰を教へば、詰は告るなり、下に發するを詰といふ、詰とは法律の書をいふ、諸の技能を學び湯藥を服食し、并に護身の術を佩受し、幢を豎て旌麾を建て、扇陣を造り蓋傘を營み、扇陣は兵法をいふ、蓋傘も同上の要具ならん、壇場に入り灌頂を受け、馬等に騎り輿に乗る等、一切の事務悉く之を爲すによろし。

猛惡胃星張箕室此五是猛惡宿宜守路嶮行劫行盜構闘端起設誑博戲樗蒲彊梁侵奪姦非淫穢圖城斫營造械具戰具畫兵

謀放毒藥施修害斬決怨敵誅戮罪逆禳祭星辰祈禱軍福一切艱難事務悉須爲之。又張宿宜作愛敬法。又其箕宿宜鑿井穿坑。填水梁開河路。一切勞擾事務悉須爲之。

猛惡宿は胃宿、星宿、張宿、箕宿、室宿、此五宿をいふ、路の嶮を守り、劫し行ひ構闘の端を起し、誑を設け彊梁侵奪し、姦非淫穢の業、城を圍り營所を研り、械具戰具を造り、兵謀を畫し、毒藥を放ち修害を施し、怨敵を斬決し、罪逆を誅戮し、星辰を禳ひ軍福を祈禱し、一切の艱難の事務悉く之を爲すに宜し、又張宿は愛敬の法を作をに宜し、又箕宿は井を鑿ち坑を穿ち、水梁を填め河路を開き、一切勞擾の事務悉く之を爲すべし、

輕躁井亢女虛危此等五是輕宿或名行宿宜學乘騎象馬驢騾駝驘及水牛等諸畜調習野獸并捉乘騎汎舟繫棹渡水浮江奉使聘域說敵和死徵納庸調收斂租稅觀音樂看大禮買賣興販

營造車乘點閱兵士一切輕捷事務悉須爲之。又其危井宿直宜營稼穀造酒醴穿坑通決河渠合湯藥並吉。

輕躁宿は、井宿、亢宿、女宿、虛宿、危宿の五宿をいふ、名行宿と稱し、馬等の類および水牛等の諸畜に乘騎事を學び、野獸を調習し、井に捉へ乘騎る、水牛は騎る物に非らず、恐らく誤譯ならん、また舟を繋ぎ汎へ掉を以て水を渡り江に浮べ、使を奉し域に聘し、域とは區域等にて宇内を域中といふ、敵を説き死を和し、庸調を徵納り、租税を收斂し、音樂を觀、大禮を看る、買賣興敗し、車乘又營造し、兵士を點閱に宜し、一切の輕捷の事務悉く之を爲に宜しとす、又井宿、危宿、井宿の直日は、稼穀を營み酒醴を造り、坑を穿ち河渠を通決し、湯藥を合す等並に吉である、

剛柔昴氏此二是剛柔宿或名平等宿兼善惡帶剛柔辛苦之務穩善之事悉須爲之又宜鍛鍊鐵銷鏢金銀打釵釧鈿環珮造作

五行調度燒瓶瓦器設齋造葬焚屍埋殯鑽燧變火擊酪出酥壓蒲萄擲沙糖放牛行禮遣馬逐群檢考廐牧點數畜生造軍器械具從域出莊返城移入新宅棄却舊墟室筭責非爲決戮罪過并王者盟誓結信一切如此事務悉須爲之吉又其氏宿宜種蒔花藥栽接樹木吉。

剛柔宿は昴宿、氏宿、此二宿をいふ、或は平等宿と稱す、善惡を兼ね剛柔を帶び、辛房を務め穩善の事悉く之を爲すべし、また鐵を鍛鍊し、金銀を銷鏢し、釵釧鈿環珮を打ち、五行の調度を造作る、(五行の家具は、已に辨明せし故茲に畧す)瓶瓦器を燒き、齋を設け葬を送り、屍を焚き埋殯むに鑽燧し、火を變しは不淨の火を改むをいふならん、酪を撃ち、酪は醴の属、撃は練る意なるべし、酥を出し、葡萄を壓し、砂糖を擲し、牛を放ち牧牛をいふ、禮を行ひ馬を遣り群を逐ひ、廐牧を檢考し、畜生を點數し、軍馬等をいふ、軍器械具を造り、

域より莊を出て新宅に移入り、舊城室を棄却て、非爲を咎責し咎責は糾問をいふ、罪過を決戮し、并に王者の盟誓結信に宜し、一切此の如き事務悉く之を爲すべし、又氏宿は花薬を種蒔し、樹木を栽接爲すに宜しとある、

行動禁閉法

日屬軫宿不得向北路行

縦吉時亦不可行

日屬女宿不得向東路行

縦吉時亦不可行

日屬鬼宿不得向西路行

縦吉時亦不可行

日屬婁宿不得向南路行

縦吉時亦不可行

第七秤宮 取角亢日 東行大吉

第十一瓶宮 取危室日 東行大吉

第五獅子宮

取星張日 西行大吉

第九弓宮

取箕斗日 西行大吉

第八蝎宮

取房心尾日 南行大吉

第十二魚宮

取壁奎日 南行大吉

第六女宮

取翼軫日 南行大吉

第四蟹宮

取鬼柳日 南行大吉

第三男女宮

至參井日 東行大吉

第十摩竭宮

至女虛日 南行大吉

第一羊宮

至婁胃昂日 西行大吉

第二牛宮

至三畢の荷、日一
北行大吉。

右犯此辰宿日越路發行兵馬人衆不免輸他損失

此行動禁閉法は、行動とは文字の如くにて、移轉し旅行等の事をいふ、禁閉とは禁制の場處の如く、また閉ち防きたる處の如くなる故、此方を犯せば、災害を受る方位なれば、其方位を犯すへからざる事を説玉ふのである、
軫宿の日は北方に行ことか凶、次に女宿の日は東方に行ことか凶、其次の鬼宿の日は西方に行か凶、婁宿の日は南方に行か凶、此軫宿、女宿、鬼宿、婁宿の四ヶ日は、縱令吉時を撰むも、行く事は宜しくないゆゑ、慎むかよいと釋せらる、

此十二宮の一宮毎の名稱に就ていふ、角宿、亢宿、危宿、室宿等の日は、二十七宿中に二三宿つ、毎月初めに在て極吉方と成り、或は大凶方と成る事を知る、秘密の要術である、今茲に實地行ふの便利の爲に、月名を録して毎月吉

凶方に當る、兩三日を取て示す、

○秤宮は(八月に當る)朔日か角宿、二日か亢宿、三日か氏宿、

○瓶宮は(十二月に當る)二日の危宿、三日か室宿、此兩月録す處の宿日は、東方に行くを大吉とす、以上の日に七曜か餘の方に運行て東方に在らされは、則ち大吉日といふ、

○獅子宮(六月に當る)三日か星宿、四日か張宿、

○弓宮(十月に當る)三日の箕宿、四日の斗宿、此兩月録す處の宿日に西方に行くを大吉とす、以上の日七曜か餘方を運行て、西方に在らされは、則ち大吉日といふ、

○蝎宮(九月に當る)二日か房宿、三日か心宿、四日か尾宿、

○魚宮(正月に當る)二日か壁宿、三日か奎宿、此兩月宿日に南方に行くを大吉とす、以上の日七曜か運行て南方に在らされは、則ち大吉日と爲すへし、
○女宮(七月に當る)二日か翼宿、三日か軫宿、

○蟹宮(五月に當る)三日か鬼宿、四日か柳宿、此兩月の宿日に南方に行くを大吉と爲す、以上の日七曜運行て南方に在らされは、則ち大吉日と爲す、

○男女宮(四月に當る)三日か參宿、四日か井宿、東方に行く大吉、

○摩竭宮(十一月に當る)二日か女宿、三日か虚宿、南方に行く大吉、

○羊宮(二月に當る)二日か婁宿、三日か胃宿、四日か昴宿、西方に行く大吉と爲す、

○牛宮(二月に當る)三日か畢宿、四日か觜宿、北方に行く大吉とす、

右辰宿の日を犯し、路を越へ發し行けは、兵馬人衆他に輸け、損失を免れすと謂へり、是れ唯二十七宿の一運行を知らしむ耳、

裁縫衣裳服用宿法

昴必火燒畢饒事務觜必鼠咬參必逢厄井必相分鬼必吉祥柳必棄失星必喪服張必官奪翼必獲財軫必恒久角必安穩亢得

美食氏必親友房必益衣心必盜賊尾必壞爛箕必得病斗得美味女必得疾虚必得糧危必毒厄室必水厄壁必獲財奎必獲寶婁必增衣胃必減衣

虚奎鬼并婁畢軫

角亢氏房翼斗壁

此以上宿可裁縫

衣著衣裳並大吉

此衣裳裁縫服用宿法は、二十八宿の日の善悪ある事を、婦人の爲に説玉ふのてある、其善悪日を能く婦人か心得居らば、生涯の利益鮮少からず、左に其詳細を掲載し譯す事左の如し、

○昴宿は必ず衣服を火に焼く、以下衣服の字を省く、○畢宿は用事務が多くなる、○觜宿は衣類を鼠に咬はる、○參宿は必ず災厄に逢ふ、○井宿は必ず相分る、事有り、主従、夫婦等は慎むへし、○鬼宿は必ず吉祥日なり、○柳宿は必ず棄て失ふ事かある、○星宿は必ず喪服となる、所謂不幸の事かできるをいふ、

○張宿は必ず官に奪はるとは、贓品等の嫌疑を受く、○翼宿は必ず財寶を獲得する吉日と爲す、○軫宿は必ず恒久とは、永く保つをいふ、○角宿は安穩に無事なり、○亢宿は美食を得るとは、饗應等を受る事が多い、○氐宿は友を觀るとは、良朋友等に遇ふを謂ふ、○房宿は必ず衣類か多く出来る、○心宿は糧を得と、飯米か潤澤にて家内か豊てある、○危宿は必ず毒厄有りとは、飲食物の中等等の事か起る、○室宿は必ず水難に罹る、○壁宿は財貨を獲得する吉日、○奎宿は必ず珍寶を獲得する吉祥日、○婁宿は必ず衣服を増加する、吉日である、○胃宿は必ず衣服か減る凶日である等の事を説玉ふ處である、

是に因て衣類を裁ち縫ふは、虛宿、奎宿、鬼宿、婁宿、畢宿、軫宿の六宿を用ふる事を、婦人は記憶爲す事か肝要である、

また衣類を服著には、角宿、亢宿、氐宿、房宿、翼宿、斗宿、壁宿の七宿の日に、新衣は著始めを爲せば、前述の如く種々の利益かある、是等の大吉日を附圖乙の部の第一輪に、二十八宿の名稱を掲載し、白字は吉日の印とし、黒字を

凶日の印として、區分し録すか故に、乙圖を參觀せば一目に知る事を得へく、之に就て能く熟知せよ、

三九秘密法

初九 畢命 觜榮 參衰 井安 鬼危 柳成 星張 友翼 親
 二九 軫角 亢氐 房心 尾箕 斗
 三九 女虛 危室 壁奎 婁胃 昴
 三九 法者皆從本所屬宿爲初九第一命宿依次第二爲榮宿第
 三衰宿第四安宿第五危宿第六成宿第七壞宿第八友宿第九
 親宿即初九一行也次第十宿爲二九行頭爲業宿第十一復爲榮宿第
 十二衰宿第十三安宿第十四危宿第十五成宿第十六壞宿第
 十七友宿第十八親宿即是二九行了次第十九宿即爲三九行頭爲胎

宿第二十爲榮宿第二十一衰宿第二十二安宿第二十三危宿第二十四成宿第二十五壞宿第二十六左宿第二十七親宿即九行了。

此三九秘法は、上卷にて己に縷述せしも、猶茲に詳細に録すへし、

初九は畢宿命宿、觜宿榮宿、參宿衰宿、井宿安宿、鬼宿危宿、柳宿成宿、

星宿壞宿、張宿友宿、翼宿親宿、

二九は軫宿業宿、角宿榮宿、亢宿衰宿、氏宿安宿、房宿危宿、心宿成宿、

尾宿壞宿、箕宿友宿、斗宿親宿、

三九は女宿胎宿、虛宿榮宿、危宿衰宿、室宿安宿、壁宿危宿、奎宿成宿、

婁宿壞宿、胃宿友宿、卯宿親宿、

三九の法は皆本命所屬の宿より數て初九と爲し、第一は命宿、次に依て第二を榮宿とし、第三は衰宿、第四は安宿、第五は危宿、第六は成宿、第七は壞宿、

第八は友宿、第九は親宿、是れ即ち初九の一行である、次の第十宿は二九の行頭を業宿とし、第十一を復た榮宿と爲し、第十二は衰宿、第十三は安宿、第十四は危宿、第十五は成宿、第十六は壞宿、第十七は友宿、第十八は親宿、是れ即ち二九の行了る、次の第十九宿は即ち三九の行の頭にて、胎宿と爲し、第二十を榮宿とし、第二十一を衰宿とし、第二十二を安宿、第二十三は危宿、第二十四は成宿、第二十五は壞宿、第二十六は友宿、第二十七は親宿、是れ即ち三九の行か終るをいふ、

此則是二十七宿周而復始是爲三九之法三九之法宿者秘要之術所欲興事營求入官拜職移徙遠行所爲所作一一自看從己身所屬宿今日復是何宿於三九中復善惡如何與我本生宿善惡相宜否如是勘己即看後占。

此則ち二十七宿か運りて復始る、是を三九の法と爲す、三九の法宿は洵に人世